# 第３期和水町地域福祉計画
# 第２期和水町地域福祉活動計画

平成３１年３月
和水町
和水町社会福祉協議会

# はじめに

和水町では、平成２６年３月に「第２期和水町地域福祉計画」を策定し、誰もが健やかで安心して暮らせるよう、人と人がつながり温もりに満ちた地域社会づくりの取り組みを行ってきました。

さらに、「笑顔輝き魅力あふれる和水町」を将来像とし、人口減少や少子高齢化への対応、地域の環境づくり、自立した地域運営とコミュニティの維持、まちづくりに取り組んでいます。

社会福祉協議会では、和水町地域福祉計画での福祉課題を把握し、解決に向けて行動するため、平成２５年３月に「第１期和水町地域福祉活動計画」を策定し、住民誰もが福祉活動に参加し、互いが支え合う地域づくりの実現に向けて取り組んできました。

しかし、近年の和水町では、少子高齢化や人口減少の進行とともに、個人の価値観や生活環境の変化が見受けられるようになり、地域住民のつながりが希薄化し、コミュニティ機能の低下が懸念されるなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。

そうしたなかで、身近な地域による見守りや相談から支援の取組み等、今まで以上に地域の困りごとに対応ができているのも地域の区長、民生委員・児童委員の皆様をはじめ、住民一人ひとりが地域を構成する一員としての情報提供が重要な役割を果たしている結果であると思います。

今回の計画策定では、「みんなでつくる、赤ちゃんからお年寄りまで安心して暮らし続けられるまち」を基本理念とし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために自助・共助・互助・公助による地域ぐるみの福祉を推進していく必要があります。

その実現に向け、地域福祉推進のための理念や仕組みを作る「地域福祉計画」と、それを具体化するための活動・行動のあり方を定めた「地域福祉活動計画」を併せ、和水町と社会福祉協議会が一体となり、より効率的に実行できるよう住民アンケートや関係団体ヒアリングを行い、町民の皆様方の幅広いご意見等をいただきながら「第３期和水町地域福祉計画・第２期和水町地域福祉活動計画」を策定致しました。

本計画が、みんなで安心して暮らし続けられるまちとして、これからも町民の皆様とともに推進できるよう地域づくりの指標となればと考えております。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見等をいただきました「第３期和水町地域福祉計画・第２期和水町地域福祉活動計画策定委員会」の皆様をはじめ、アンケートや関係団体ヒアリング等にご協力いただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成３１年３月

和水町長
和水町社会福祉協議会会長　　高巣泰廣

# 目　次

第１章　計画策定にあたって ..... 1
１．計画策定の趣旨 ..... 1
２．地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ ..... 2
（１）地域福祉とは ..... 2
（２）地域福祉計画の位置づけ ..... 2
（３）地域福祉活動計画の位置づけ ..... 3
３．計画の期間 ..... 4
４．計画の策定体制 ..... 4
（１）町民アンケート調査 ..... 4
（２）ワークショップ ..... 4
（３）関係者ヒアリング ..... 5
（４）和水町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ..... 5
（５）パブリックコメント（町民意識募集） ..... 5
第２章　和水町の現状 ..... 6
１．人口・世帯の状況 ..... 6
（１）人口の推移 ..... 6
（２）小学校区別人口 ..... 8
（３）世帯の状況 ..... 8
（４）行政区毎の状況 ..... １０
２．支援を必要とする人の状況 ..... １２
（１）高齢者の推移 ..... １２
（２）認知症の推移 ..... １２
（３）要介護認定などの状況 ..... １３
３．地域福祉に関する社会資源の状況 ..... １５
（１）民生児童委員数の推移 ..... １５
（２）ボランティア団体の状況 ..... １５
（３）介護福祉施設の状況 ..... １６
４．町民アンケート調査結果 ..... １７
（１）調査の概要 ..... １７
（２）回答者の主な属性 ..... １７
（３）町民アンケート調査結果の概要 ..... １９
５．ワークショップの結果 ..... ３１
（１）ワークショップの結果概要 ..... ３１
６．関係者ヒアリングの結果 ..... ３４
７．和水町の課題 ..... ３７
第３章　計画の基本方針 ..... ３８
１．基本理念 ..... ３８

２．基本目標 ３８
基本目標１　支え合いの意識と人づくり ３８
基本目標２　協働のしくみづくり ３９
基本目標３　安心・安全なまちづくり ３９
３．施策の体系 ４０
第４章　地域福祉推進に向けた取り組み ４１
１．和水町地域福祉計画 ４２
基本目標１　支え合いの意識と人づくり ４２
基本目標２　協働のしくみづくり ４７
基本目標３　安心・安全なまちづくり ５６
２．和水町地域福祉活動計画 ７０
基本目標１　支え合いの意識と人づくり ７０
基本目標２　協働のしくみづくり ７７
基本目標３　安心・安全なまちづくり ８８
３．重点プロジェクト ９９
（１）地域での支え合いの推進 ９９
（２）要援護者支援体制の整備 １０１
第５章　計画の推進に向けて １０２
１．各行動主体の役割 １０２
（１）地域住民の役割 １０２
（２）各種団体・民間事業所 １０２
（３）社会福祉協議会 １０２
（４）和水町の役割 １０２
２．進捗管理体制の確立 １０３
３．計画の点検・評価の方策 １０３
資料編 １０４
１．和水町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 １０４
（１）和水町地域福祉計画策定委員会設置要綱 １０４
（２）和水町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 １０６
２．和水町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員 会委員名簿 １０８

# 第１章　計画策定にあたって

## １．計画策定の趣旨

近年の日本では子どもの人口の減少や高齢者人口の増加が進行しています。高齢者人口の増加により、社会保障費は年々増加しており、国では社会保障制度改革を進め、介護保険法、生活保護法の改正、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法の制定などが行われてきました。

要支援・要援護者の孤立や孤独死、子どもや高齢者、障がい者への虐待、いじめ、ひきこもりなど、公的サービスだけでは解決できない新たな社会問題も顕在化しており、こうした問題への対応として、地域での助け合いが重要であることが改めて認識されてきました。

しかしながら、個人の価値観や生活様式が多様化する中、地域住民のつながりも希薄になっており、地元ばなれなどもあり、地域での支え合いの力は低下しています。

こうした状況の中、「地域」に目を向け、すべての町民が地域で生き生きとした生活を送ることができるように、地域住民、地域団体、事業所、行政などが協力して取り組む、地域福祉の推進は重要な課題となっています。

このような現状を考え、和水町と和水町社会福祉協議会が連携し、町民の皆さんとともに「第３期和水町地域福祉計画・第２期和水町地域福祉活動計画」を策定します。町民、社会福祉協議会などの地域団体、行政ごとにそれぞれの役割を明確化し、地域の一人ひとり役割を自覚した上で行動し、本町の地域福祉を推進していくための取り組みとします。

**社会福祉**

全国一律に進める基本的な福祉高齢者・障がい者・子どもなどの個別計画で推進

**社会福祉を必要とする近年の状況（例示）**

少子高齢化、過疎化
老々介護、認々介護
家庭内暴力（ＤＶなど）
買物難民
近隣関係の弱まり
生活困窮の広がり
自殺の多さ、精神うつなど
大規模災害の多発

**地域福祉**

地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組み

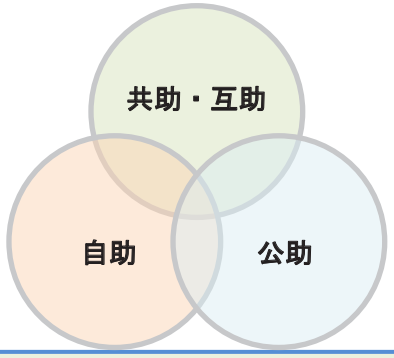

## ２．地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

### （１）地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所などが、町と協力し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方法を見つけ出していくことが必要です。

### （２）地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第１０７条の規定に基づき、本町における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「ともに生きる地域社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

**社会福祉法（抜粋）**

**第１０７条（市町村地域福祉計画）**

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

１　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

２　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

３　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## （３）地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、地域住民やボランティア、福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第１０９条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が、中心となって策定するものです。

**社会福祉法（抜粋）**

**第１０９条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）**

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四　前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

本計画は「和水町まちづくり総合計画」の下位計画として、「障がい者計画・障がい福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など、福祉分野の個別計画に共通する地域福祉推進に関する理念と、その具体化のための取り組み方針などを定める計画として位置づけられます。

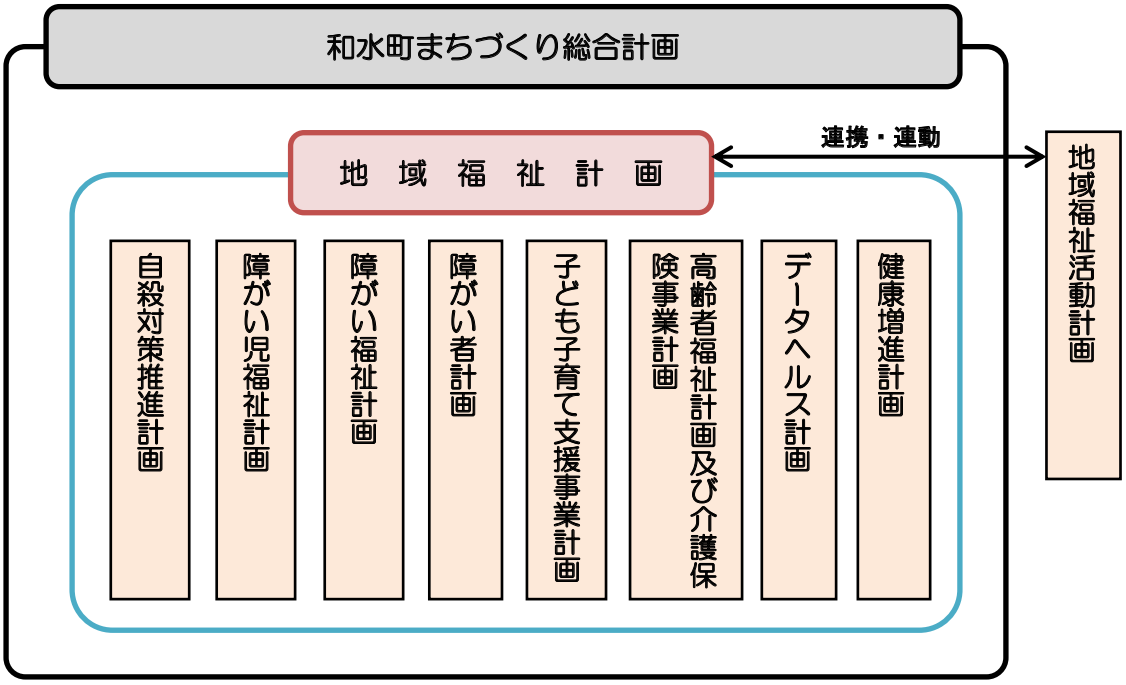

## ３．計画の期間

本計画は、本町の地域福祉を推進していく取り組みの方向性を示すものであり、計画期間は５年間（平成３１年度（２０１９年度）～２０２３年度）とします。

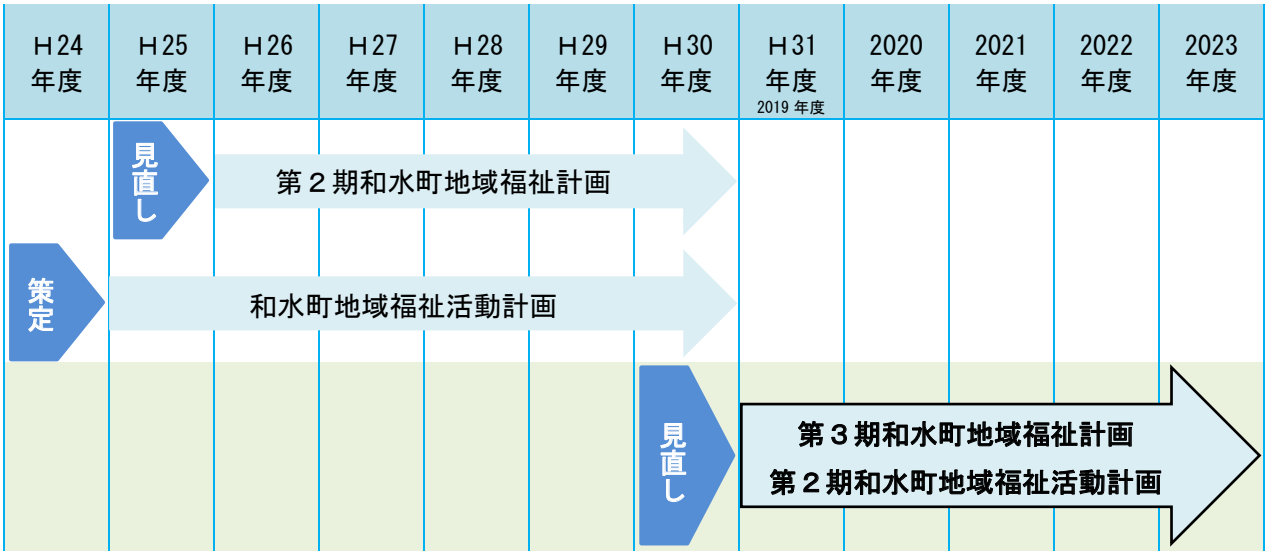


## ４．計画の策定体制

計画の策定にあたっては、住民参画の視点を重視し、様々な手法で住民の意識、意見、提案などを把握することに努めました。

### （１）町民アンケート調査

計画の策定に先立ち、町民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

### （２）ワークショップ

計画の策定に先立ち、地域の福祉課題抽出と、その解決に向けた取り組みについて、町民の皆さんが主体となって協議していただき、その意見を、計画の中で推進する自助・共助・互助・公助による取り組みに反映させることを目的として実施しました。

●ワークショップの実施概要

| 期日 | 時間 | 開催場所 | テーマ |
|---|---|---|---|
| 平成 30 年 12 月 5 日 | 13：30～15：00 | 平野公民館 | 地域の現状をみんなで考え、地域の困りごとの解決策を議論しよう |
| 平成 30 年 12 月 8 日 | 18：00～19：30 | 蜻浦公民館 | |
| 平成 30 年 12 月 13 日 | 13：00～14：30 | 白石公民館 | |

## （３）関係者ヒアリング

地域福祉の推進に関連し、地区団体の活動状況及び活動する上での課題と今後必要な取り組みなどを把握するため、関係者に対するヒアリングを実施し、現状と活動に関する課題、今後の方策など、意見の聴取を行いました。

## （４）和水町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

策定委員会を平成３０年１１月に設置し、地域住民、福祉事業所、各種団体、学識経験者、町内関係者など１２名で構成しました。

## （５）パブリックコメント（町民意識募集）

計画書案について、町民の皆さんからの意見などを幅広く募集するため、ホームページなどで縦覧できるようにし、パブリックコメントを実施しました。

# 第２章　和水町の現状

※本町は、平成１８年３月１日に、菊水町・三加和町の合併により誕生しており、平成１７年度以前のデータは、２町の合計値です。

## １．人口・世帯の状況

### （１）人口の推移

人口の推移をみると、本町の総人口は減少傾向にあり、平成２年から平成２７年まで毎年５００人規模で減少しています。その一方で、高齢者人口（６５歳以上）は増加しており、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は平成２７年で３９．３％と年々上昇を続けています。

■　人口の推移　■

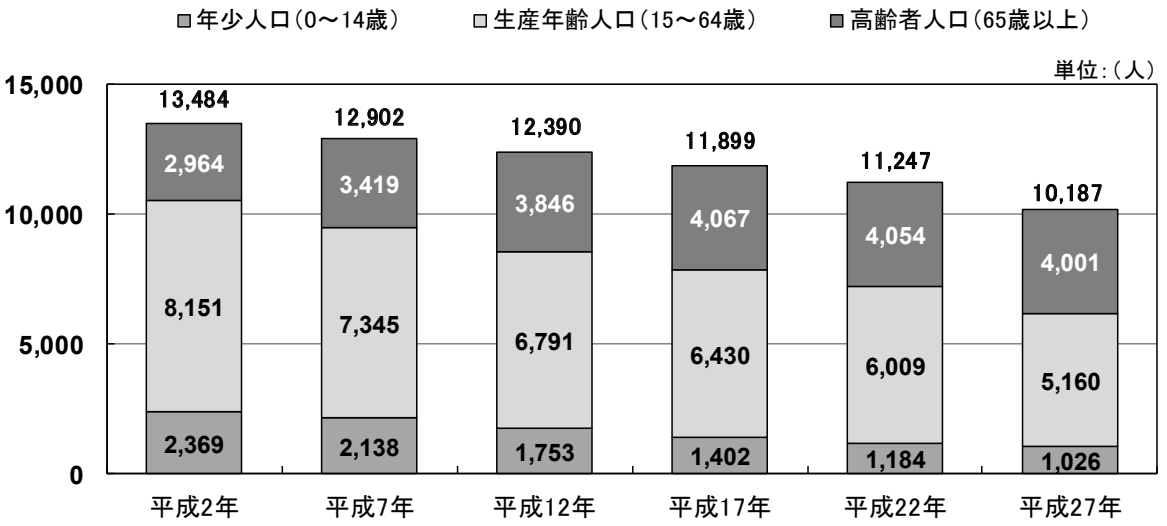


資料：国勢調査（平成17年は年齢不詳1名を除く）

| | 総人口 | 世帯数 | 世帯人員 | 年少人口 | 高齢化率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成2年 | 13,484 | 3,689 | 3.66 | 17.6% | 22.0% |
| 平成7年 | 12,902 | 3,677 | 3.51 | 16.6% | 26.5% |
| 平成12年 | 12,390 | 3,674 | 3.37 | 14.1% | 31.0% |
| 平成17年 | 11,900 | 3,668 | 3.24 | 11.8% | 34.2% |
| 平成22年 | 11,247 | 3,604 | 3.12 | 10.5% | 36.0% |
| 平成27年 | 10,187 | 3,490 | 2.92 | 10.1% | 39.3% |

資料：国勢調査（人口は、年齢不詳を含む）（世帯数は、一般世帯数）

総人口の推移をみると、人口は減少していき、将来予測による２０２０年には１０，０００人を下回っています。

■　総人口の推移と将来予測　■

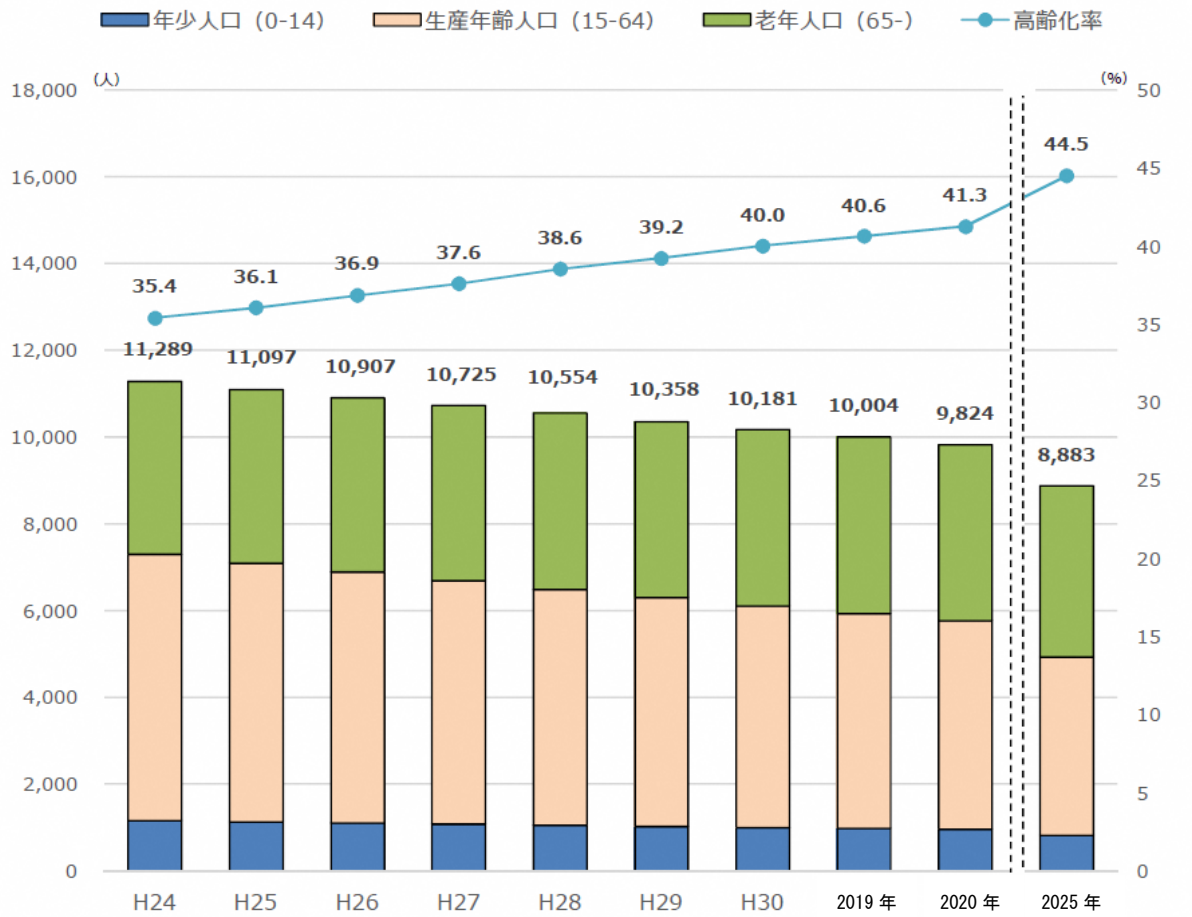


資料：第７期和水町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

## （２）小学校区別人口

本町の人口を小学校区別にみると、高齢化率は「菊水東」が４３．５％で最も高く、次いで「旧春富」が４２．２％となっています。

■　地区別人口　■

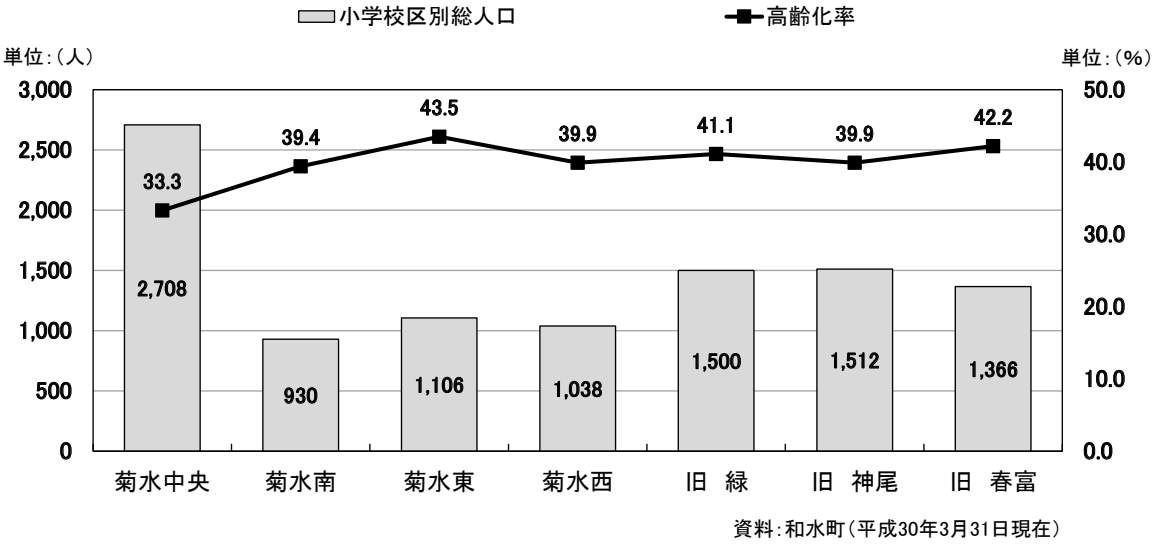


## （３）世帯の状況

世帯数の推移をみると、本町の一般世帯は緩やかに減少傾向にあり、平成２７年は３，４９０世帯となっています。

高齢者世帯数をみると、高齢者のいる世帯数全体では平成１７年までは増加傾向にありましたが、以降は緩やかな減少傾向にあります。

高齢者単独世帯は増加傾向にあり、平成２７年には５０６世帯となっています。

■　世帯の状況　■

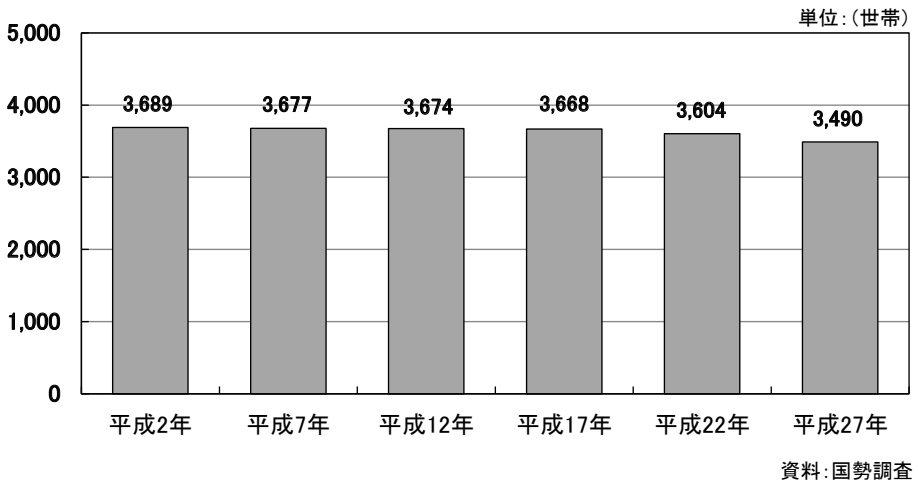

## ■　高齢者世帯数　■

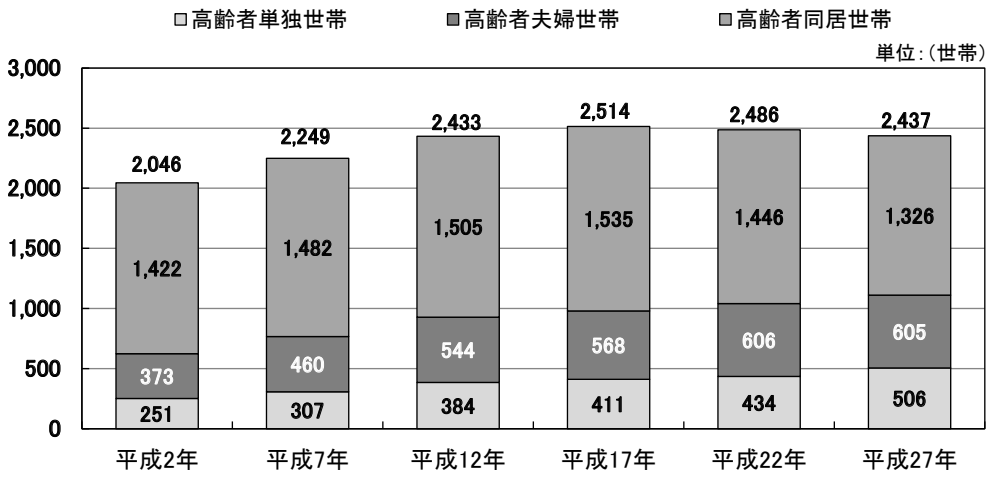


資料：国勢調査

単位：(世帯)

| | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般世帯総数 | 3,689 | 3,677 | 3,674 | 3,668 | 3,604 | 3,490 |
| 高齢者のいる世帯 | 2,046 | 2,249 | 2,433 | 2,514 | 2,486 | 2,437 |
| 構成比 | 55.5% | 61.2% | 66.2% | 68.5% | 69.0% | 69.8% |
| 高齢者単独世帯 | 251 | 307 | 384 | 411 | 434 | 506 |
| 構成比 | 12.3% | 13.7% | 15.8% | 16.3% | 17.5% | 20.8% |
| 高齢者夫婦世帯 | 373 | 460 | 544 | 568 | 606 | 605 |
| 構成比 | 18.2% | 20.5% | 22.4% | 22.6% | 24.4% | 24.8% |
| その他の世帯 | 1,422 | 1,482 | 1,505 | 1,535 | 1,446 | 1,326 |
| 構成比 | 69.5% | 65.9% | 61.9% | 61.1% | 58.2% | 54.4% |

資料：国勢調査

## （４）行政区毎の状況

行政区毎の状況をみると、人口減少だけでなく世帯数の減少が多くの行政区で生じています。過疎化とともに空家の発生も危惧されます。

また、６６行政区のうち３９行政区が高齢化率４０％を超えています。

■　行政区毎の状況　■

| | 大字 | 行政区 | 人口 | 世帯 | 人口増減率 | 世帯増減率 | 年少人口 | 高齢者人口 | 高齢化率 | 座談会実施地区 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 菊水 | 瀬川 | 白石 | 213 | 87 | ▲ 4.5% | ▲ 5.4% | 17 | 94 | 44.1% | H30．12月 |
| | | 北原 | 170 | 64 | 1.8% | 12.3% | 21 | 54 | 31.8% | |
| | | 鶯原 | 104 | 40 | 1.0% | 5.3% | 8 | 39 | 37.5% | |
| | | 中原 | 111 | 38 | ▲ 6.7% | 0.0% | 13 | 46 | 41.4% | |
| | 江田 | 牧野 | 85 | 34 | ▲ 6.6% | ▲ 5.6% | 14 | 35 | 41.2% | |
| | | 寺山 | 110 | 42 | ▲ 6.8% | 0.0% | 10 | 51 | 46.4% | |
| | | 江光寺 | 143 | 65 | ▲ 6.5% | ▲ 1.5% | 14 | 58 | 40.6% | H24．7月･9月 |
| | | 中路 | 210 | 80 | 1.0% | 6.7% | 29 | 88 | 41.9% | |
| | | 馬場 | 282 | 97 | ▲ 5.1% | 5.4% | 42 | 97 | 34.4% | |
| | | 皆行原 | 110 | 39 | 13.4% | 14.7% | 17 | 33 | 30.0% | |
| | 原口 | 浦谷 | 86 | 25 | ▲ 11.3% | 0.0% | 6 | 23 | 26.7% | |
| | | 立石 | 315 | 116 | 17.1% | 22.1% | 80 | 48 | 15.2% | |
| | | 大江田 | 262 | 85 | 5.2% | 4.9% | 42 | 71 | 27.1% | H27．8月 |
| | 藤田 | 藤田 | 113 | 44 | ▲ 1.7% | ▲ 4.3% | 15 | 37 | 32.7% | |
| | 前原 | 前原 | 206 | 78 | ▲ 7.2% | ▲ 2.5% | 30 | 59 | 28.6% | |
| | 米渡尾 | 米渡尾 | 98 | 29 | ▲ 10.9% | ▲ 12.1% | 14 | 35 | 35.7% | |
| | 日平 | 日平 | 185 | 63 | ▲ 9.8% | 3.3% | 22 | 73 | 39.5% | |
| | 用木 | 用木 | 415 | 153 | ▲ 5.0% | ▲ 1.9% | 55 | 159 | 38.3% | |
| | 萩原 | 萩原 | 185 | 98 | ▲ 8.0% | ▲ 5.8% | 17 | 73 | 39.5% | |
| | 蜻浦 | 蜻浦 | 145 | 56 | ▲ 5.2% | 5.7% | 6 | 61 | 42.1% | H30．12月 |
| | 久米野 | 久米野 | 205 | 73 | ▲ 10.5% | ▲ 5.2% | 20 | 78 | 38.0% | |
| | 岩尻 | 岩尻 | 174 | 63 | ▲ 17.1% | 0.0% | 10 | 64 | 36.8% | |
| | 志永 | 志口永 | 79 | 33 | ▲ 17.7% | ▲ 5.7% | 4 | 35 | 44.3% | |
| | 高野 | 古閑 | 55 | 20 | ▲ 20.3% | ▲ 9.1% | 2 | 17 | 30.9% | H24．7月･9月 |
| | | 本村 | 132 | 47 | ▲ 13.2% | 0.0% | 7 | 63 | 47.7% | H24．7月･9月 |
| | | 前野 | 14 | 11 | ▲ 26.3% | 0.0% | 0 | 11 | 78.6% | H24．7月･9月 |
| | 榎原 | 榎原 | 15 | 9 | 36.4% | 28.6% | 2 | 10 | 66.7% | H24．7月･9月 |
| | 焼米 | 焼米 | 73 | 34 | ▲ 24.7% | ▲ 8.1% | 1 | 44 | 60.3% | |
| | 大屋 | 大屋 | 85 | 26 | ▲ 19.0% | 0.0% | 5 | 35 | 41.2% | |
| | 下津原 | 東 | 57 | 28 | ▲ 10.9% | ▲ 3.4% | 6 | 26 | 45.6% | |
| | | 菰田 | 56 | 22 | ▲ 16.4% | ▲ 8.3% | 5 | 23 | 41.1% | |
| | | 中 | 58 | 25 | ▲ 28.4% | ▲ 10.7% | 3 | 29 | 50.0% | H26．2月･8月 |
| | | 西 | 103 | 47 | ▲ 3.7% | 11.9% | 5 | 46 | 44.7% | |
| | 内田 | 内田 | 247 | 104 | ▲ 12.7% | 0.0% | 13 | 112 | 45.3% | |
| | 長小田 | 長小田 | 98 | 28 | ▲ 5.8% | ▲ 6.7% | 12 | 44 | 44.9% | H30．2月 |

| | 大字 | 行政区 | 人口 | 世帯 | 人口増減率 | 世帯増減率 | 年少人口 | 高齢者人口 | 高齢化率 | 座談会実施地区 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 菊水 | 久井原 | 下久井原 | 108 | 35 | ▲ 10.7% | ▲ 5.4% | 17 | 44 | 40.7% | |
| | | 上久井原 | 250 | 89 | ▲ 4.6% | 4.7% | 31 | 60 | 24.0% | |
| | 江栗 | 江栗 | 157 | 61 | ▲ 8.7% | ▲ 1.6% | 8 | 76 | 48.4% | |
| | 竈門 | 竈門 | 178 | 61 | ▲ 2.7% | ▲ 4.7% | 17 | 78 | 43.8% | H24．8月・9月 |
| | | 中央団地 | 71 | 26 | ▲ 7.8% | 0.0% | 11 | 16 | 22.5% | |
| 三加和 | 上十町 | 上十町 | 177 | 65 | ▲ 6.8% | 1.6% | 13 | 83 | 46.9% | |
| | 山十町 | 山十町 | 206 | 65 | ▲ 6.8% | ▲ 5.8% | 19 | 78 | 37.9% | |
| | 中十町 | 中十町 | 163 | 67 | ▲ 19.7% | ▲ 5.6% | 10 | 68 | 41.7% | |
| | 板楠 | 板楠東 | 382 | 138 | ▲ 10.7% | ▲ 2.8% | 42 | 141 | 36.9% | |
| | | 板楠西 | 286 | 107 | ▲ 7.4% | 0.9% | 22 | 127 | 44.4% | H24．7月・10月 |
| | 上板楠 | 住吉 | 181 | 65 | ▲ 12.6% | ▲ 4.4% | 10 | 70 | 38.7% | |
| | | 西口 | 105 | 47 | ▲ 9.5% | 0.0% | 6 | 50 | 47.6% | |
| | 野田 | 野田 | 169 | 63 | ▲ 12.0% | ▲ 10.0% | 13 | 60 | 35.5% | |
| | 大田黒 | 上大田黒 | 194 | 74 | ▲ 8.9% | ▲ 3.9% | 22 | 79 | 40.7% | |
| | | 下大田黒 | 151 | 64 | ▲ 9.0% | 6.7% | 15 | 64 | 42.4% | |
| | 津田 | 上津田 | 143 | 57 | ▲ 7.1% | 3.6% | 13 | 66 | 46.2% | |
| | | 下津田 | 190 | 67 | ▲ 12.4% | ▲ 9.5% | 28 | 73 | 38.4% | |
| | 平野 | 上平野 | 198 | 73 | ▲ 7.9% | ▲ 8.8% | 38 | 71 | 35.9% | H30．12月 |
| | | 下平野 | 86 | 32 | ▲ 12.2% | ▲ 5.9% | 11 | 35 | 40.7% | H30．12月 |
| | 岩 | 上岩 | 133 | 41 | ▲ 11.9% | ▲ 2.4% | 8 | 46 | 34.6% | |
| | | 中岩 | 97 | 38 | ▲ 19.2% | ▲ 11.6% | 3 | 44 | 45.4% | |
| | | 下岩 | 151 | 55 | ▲ 4.4% | ▲ 3.5% | 11 | 65 | 43.0% | |
| | 中林 | 中林 | 39 | 14 | ▲ 22.0% | ▲ 17.6% | 2 | 22 | 56.4% | |
| | 東吉地 | 東吉地 | 222 | 81 | ▲ 7.5% | ▲ 2.4% | 18 | 76 | 34.2% | |
| | 西吉地 | 下吉地 | 85 | 29 | ▲ 21.3% | ▲ 12.1% | 5 | 36 | 42.4% | |
| | | 中吉地 | 97 | 38 | ▲ 17.8% | 2.7% | 4 | 47 | 48.5% | |
| | | 上吉地 | 162 | 59 | ▲ 4.1% | ▲ 3.3% | 16 | 75 | 46.3% | |
| | 和仁 | 和仁 | 268 | 86 | ▲ 12.1% | ▲ 1.1% | 25 | 97 | 36.2% | |
| | 中和仁 | 中和仁 | 290 | 100 | ▲ 17.1% | ▲ 2.0% | 16 | 127 | 43.8% | |
| | 上和仁 | 上和仁 | 195 | 69 | ▲ 12.9% | 1.5% | 16 | 92 | 47.2% | H24．6月・8月 |
| | | 開拓 | 8 | 3 | ▲ 20.0% | ▲ 25.0% | 0 | 4 | 50.0% | |
| 全体 | | | 10,141 | 3,772 | ▲ 8.4% | ▲ 1.0% | 1,037 | 3,941 | 38.9% | |

資料：和水町住民基本台帳（平成30年3月31日現在）※特別養護老人ホーム入所者（103名）は除く。

## ２．支援を必要とする人の状況

### （１）高齢者の推移

本町の人口推移を、介護保険第２号被保険者（４０～６４歳）、第１号被保険者（６５歳以上）を含む年齢区分別にみると、平成 17 年以降はそれぞれの区分で減少傾向にありますが、高齢化率は増加傾向にあり平成２７年では３９．３%となっています。

■　高齢者の推移　■

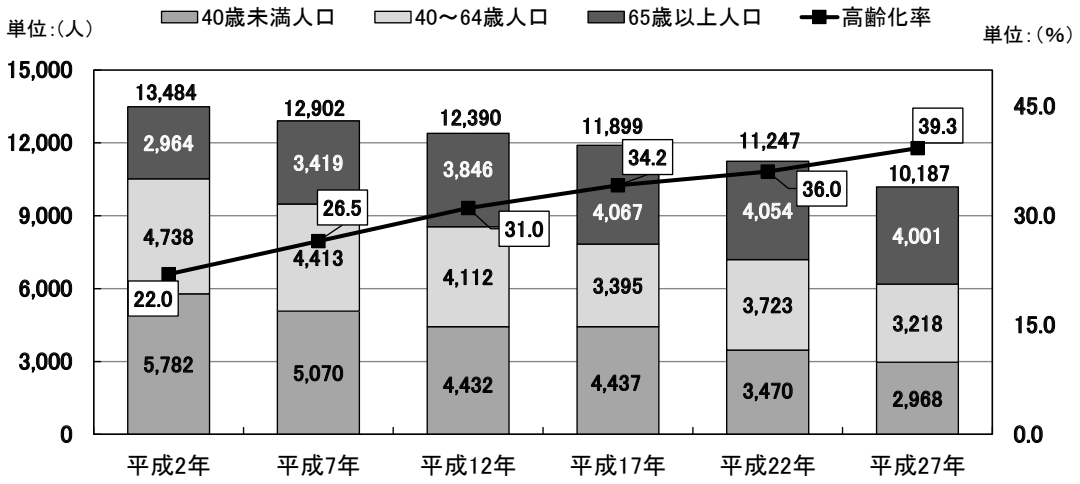


資料：国勢調査（年齢不詳含まず）

### （２）認知症の推移

認知症の推移をみると、年齢が高くなるほど認知症の割合は増加傾向にあり９５歳以上では約７割が認知症となっています。

■　認知症の推移　■

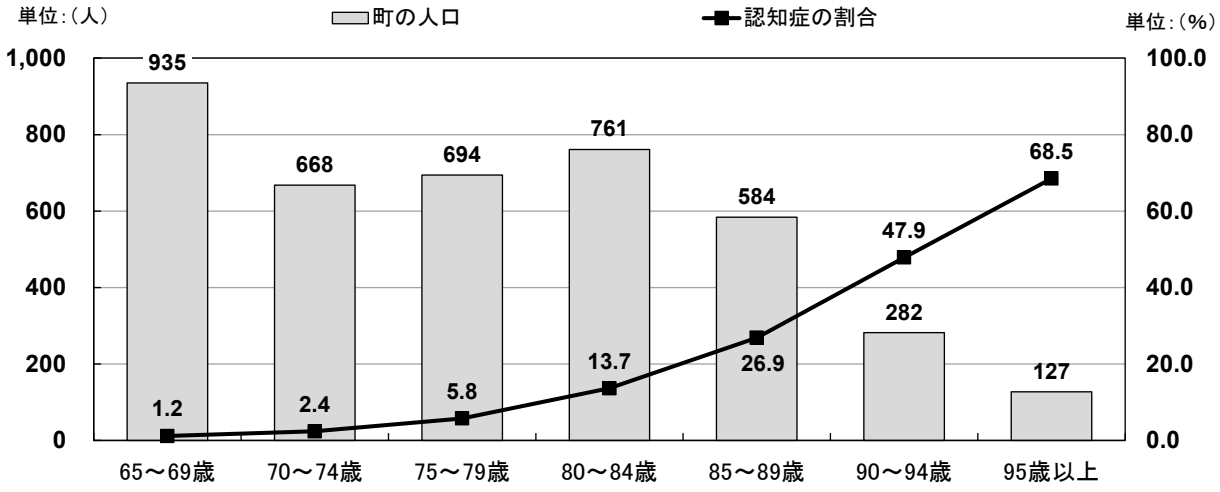


資料：和水町介護認定者数（平成30年4月1日現在）

## （３）要介護認定などの状況

要介護の認定状況をみると、要介護度別では「要介護１」が増加傾向にあります。

また、認定者のうち実際に介護保険サービスを利用している割合は８４．９％となっています。

今後も高齢化率が高くなることから、認定率や受給率は高くなると考えられます。

■　要介護の認定状況　■

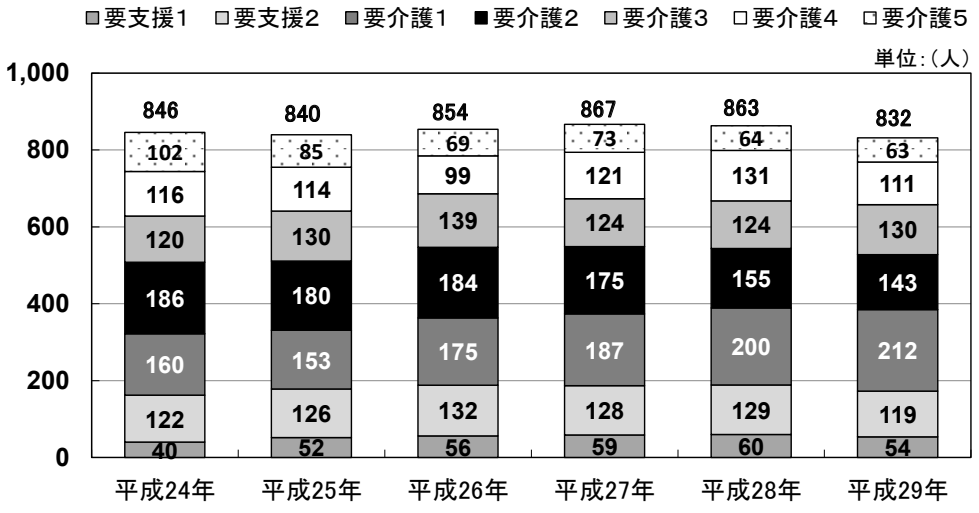


資料：介護認定者数/（各年度4月1日現在）

平成２９年３月末現在、障害者手帳所持者数は９３０人（身体障害者手帳：６７９人、療育手帳：１４８人、精神障害者保健福祉手帳手帳：１０３人）となっています。

■　障害者手帳所持者数の推移　■

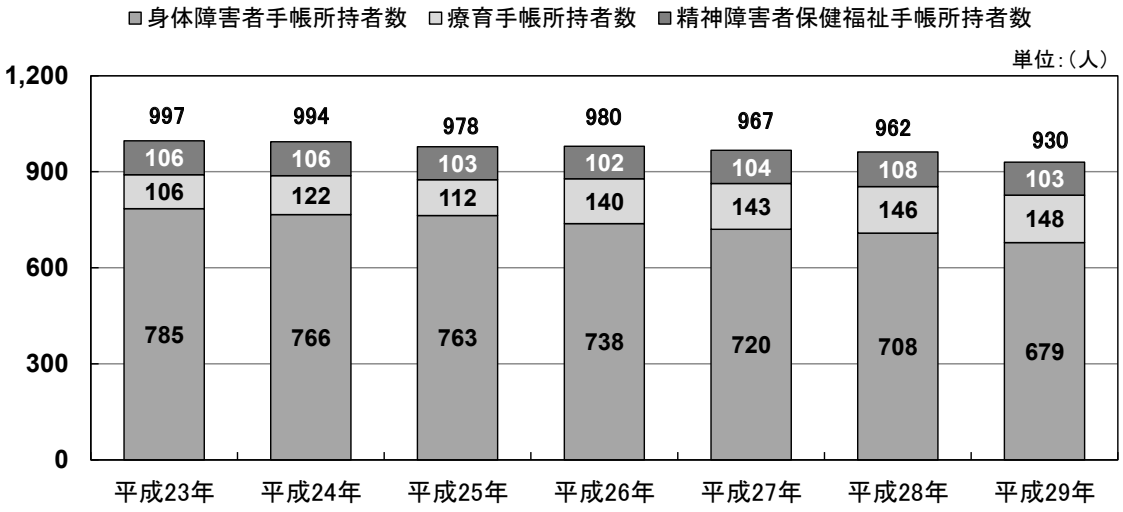


資料：障害者手帳所持者数/（各年度4月1日現在）

## ■　要介護認定者などの推移　■

| | | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1号被保険者 | | 3,999 | 4,010 | 4,007 | 4,030 | 4,045 | 4,067 | 4,030 |
| 要介護認定者数 | 要支援1 | 53 | 40 | 52 | 56 | 59 | 60 | 54 |
| | 要支援2 | 109 | 122 | 126 | 132 | 128 | 129 | 119 |
| | 要介護1 | 159 | 160 | 153 | 175 | 187 | 200 | 212 |
| | 要介護2 | 182 | 186 | 180 | 184 | 175 | 155 | 143 |
| | 要介護3 | 119 | 120 | 130 | 139 | 124 | 124 | 130 |
| | 要介護4 | 139 | 116 | 114 | 99 | 121 | 131 | 111 |
| | 要介護5 | 100 | 102 | 85 | 69 | 73 | 64 | 63 |
| | 計 | 861 | 846 | 840 | 854 | 867 | 863 | 832 |
| 認定割合（%） | | 21.5 | 21.1 | 21.0 | 21.2 | 21.4 | 21.2 | 20.6 |
| サービス受給者 | 受給者証数 | 696 | 716 | 714 | 723 | 770 | 755 | 706 |
| | 割合（%） | 80.8 | 84.6 | 85.0 | 84.7 | 88.8 | 87.5 | 84.9 |
| 母子父子家庭世帯 | | 96 | 111 | 137 | 121 | 126 | 117 | 112 |
| 生活保護世帯 | | 15 | 26 | 28 | 25 | 22 | 23 | 28 |
| 身体障害者手帳所持者数 | | 785 | 766 | 763 | 738 | 720 | 708 | 679 |
| 療育手帳所持者数 | | 106 | 122 | 112 | 140 | 143 | 146 | 148 |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | | 106 | 106 | 103 | 102 | 104 | 108 | 103 |

資料：介護認定者数、サービス受給者数/（各年度4月1日現在）
母子父子家庭世帯/（各年度4月1日現在）
生活保護世帯/（各年度4月1日現在）
障害者手帳所持者数/（各年度4月1日現在）

# ３．地域福祉に関する社会資源の状況

## （１）民生児童委員数の推移

民生児童委員数については一定の人数で推移しています。

■　民生児童委員数　■

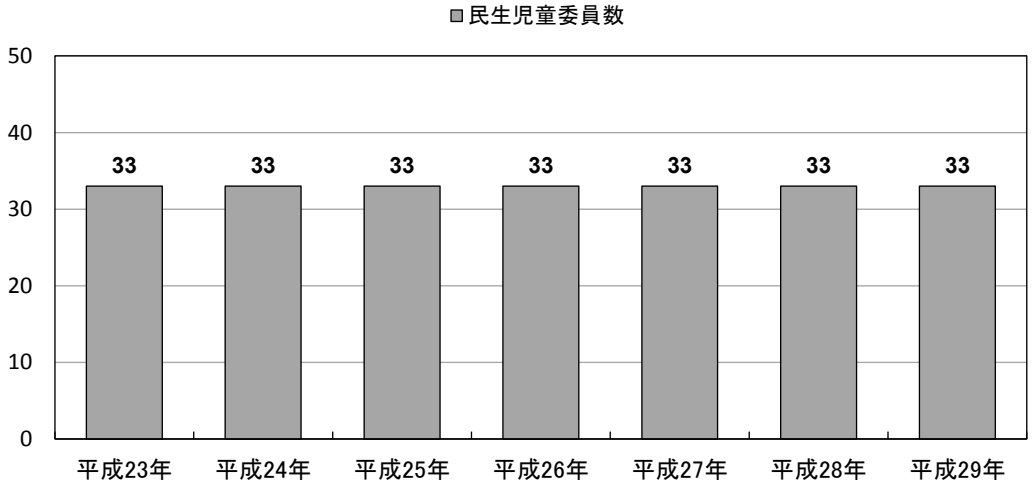


資料：和水町

## （２）ボランティア団体の状況

ボランティア団体の状況については、和水町には８団体あります。

■　ボランティア団体の状況　■

| 団体名 | 活動内容 |
|---|---|
| 菊水ボランティアの会 | 町内緑化美化運動、町施設の清掃や文化財保護、町行事への協力 |
| 和水町食生活改善推進員協議会 | 食を通した健康づくり、伝統料理伝承、料理教室等の開催 |
| 和水町老人クラブ連合会友愛訪問部 | シルバーヘルパーによる訪問活動、ひとり暮らしの方の話し相手や日常生活の手助け |
| なごみAG会 | 農業従事者による技術習得、農業振興、温泉宅配などのボランティア活動 |
| なごみ食の会 | 社協主催の通所介護サービスでの食事作り、男性料理教室調理補助 |
| 和水町青年団 | 地元に残る若者の相互交流とボランティアを通した地域づくり、町行事への協力 |
| ほほえみの会 | 社協主催の通所介護サービスでの健康チェックやレクレーション活動、参加者補助 |
| 和水町地域婦人会 | 交通安全教室や街頭啓発活動、日赤奉仕団としての活動 |

資料：和水町社会福祉協議会

## （３）介護福祉施設の状況

| 事業所の代表名 | 住所 | 居宅サービス | | | | | | | | | | | | 介護施設 | | | 有料 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ケアプラン作成 | 訪問介護（介護・予防） | 訪問介護（総合事業） | 訪問看護 | 訪問リハビリ | 短期入所生活介護 | デイケア | デイサービス（介護・予防） | デイサービス（総合事業） | 福祉用具貸与 | 認知症対応型グループホーム | 居宅療養管理指導 | 老人福祉施設 | 老人保健施設 | 療養型医療施設 | 住宅型 | その他（介護付き・健康型） |
| 和水町立病院 | 江田 | | | | ● | | | | | | | | ● | | | | | |
| 和水町居宅介護支援事業所 | 江田 | ● | | | | | | | | | | | | | | | | |
| きくすい荘 | 江田 | | | | | | ● | | ● | ● | | | | ● | | | | |
| デイサービス　やまたろう | 江田 | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | |
| デイサービス　モン・パラン | 江田 | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | |
| 有料老人ホーム<br>花みずき別館 | 藤田 | | | | | | | | | | | | | | | | ● | |
| 有料老人ホーム<br>花みずき3号館 | 藤田 | | | | | | | | | | | | | | | | ● | |
| グループホーム　夢路 | 前原 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | |
| デイサービス　はなむれ | 萩原 | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | |
| 住宅型有料老人ホーム<br>はなむれ | 萩原 | | | | | | | | | | | | | | | | ● | |
| 菊水西デイサービスセンター | 長小田 | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | |
| ヘルパーステーション<br>すずらん | 長小田 | | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| なごみの園・菊水 | 長小田 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | |
| 有料老人ホーム<br>花みずき | 長小田 | | | | | | | | | | | | | | | | ● | |
| デイサービスセンター<br>さとがえり | 板楠 | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 住宅型有料老人ホーム<br>さとがえり | 板楠 | | | | | | | | | | | | | | | | ● | |
| 清風苑 | 上板楠 | ● | | | | | ● | ● | | | | | | | ● | | | |
| 森の里クリニック | 大田黒 | ● | ● | ● | ● | | | | ● | ● | | | ● | | | | | |
| 和水町社会福祉協議会 | 平野 | ● | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| 和楽荘 | 平野 | ● | | | | | ● | | ● | ● | | | | ● | | | | |
| デイサービスセンター<br>ひかり | 西吉地 | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | |
| ヘルパーステーション<br>レインボー | 中和仁 | | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | |

資料：和水町（平成30年4月現在）

# ４．町民アンケート調査結果

## （１）調査の概要

### ①調査の目的

本調査は、和水町の地域福祉に関する意識を多面的に調査することにより、地域における生活課題を明らかにし、「第３期和水町地域福祉計画・第２期和水町地域福祉活動計画」の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とし実施しました。

### ②調査対象概要

| | |
|---|---|
| 対象者 | 和水町内在住の満２０歳以上の方から１，０００人<br>（住民基本台帳から無作為抽出） |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 |
| 調査期間 | 平成３０年８月１１日～平成３０年９月７日 |
| 回収数 | 有効回収票数　６２７件（有効回収率　６２．７％） |

| 校区 | 発送数 | 回収数 | 回収率 | 校区 | 発送数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 菊水西 | 108 | 72 | 66.7% | 旧神尾 | 146 | 87 | 59.6% |
| 菊水中央 | 249 | 137 | 55.0% | 旧緑 | 140 | 87 | 62.1% |
| 菊水東 | 110 | 63 | 57.3% | 旧春富 | 144 | 93 | 64.6% |
| 菊水南 | 103 | 86 | 83.5% | 無回答 | － | 16 | － |

## （２）回答者の主な属性

### ①性別

性別は「男性」が４４．５％で、「女性」が５３．６％となっています。

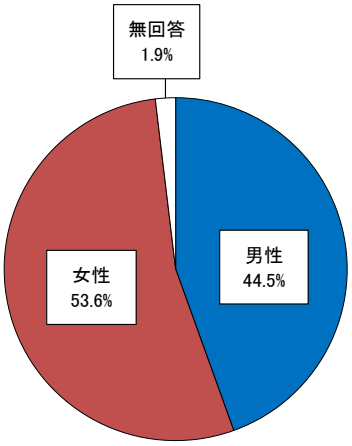


### ②年齢

年齢は「６０歳代」が２３．９％で最も多く、次いで「７０歳代」が２０．３％、「８０歳以上」が１６．６％で続いています。

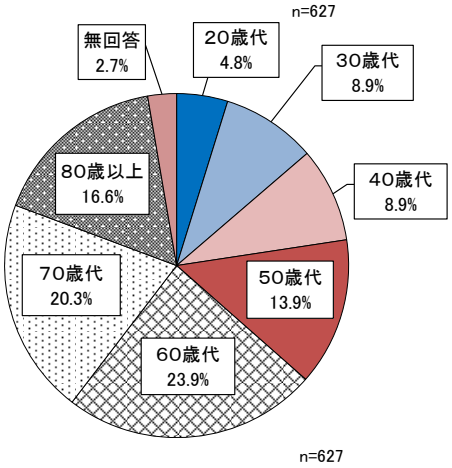

### ③住まいの小学校区

住まいの小学校区は「菊水中央」が２１．９％で最も多く、次いで「旧春富」が１４．８％、「旧緑」が１３．９％で続いています。

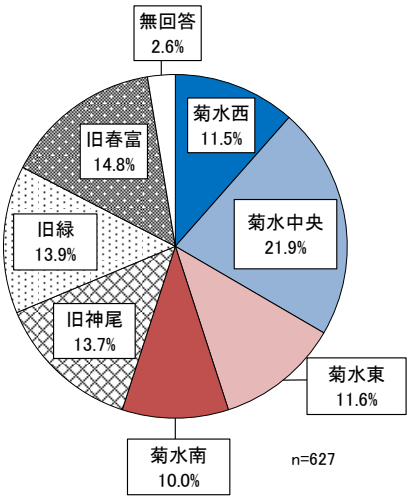


### ④職業

職業は「無職」が３１．１％で最も多く、次いで「会社員・公務員・団体職員」が２３．１％、「農林水産業」が１４．０％で続いています。

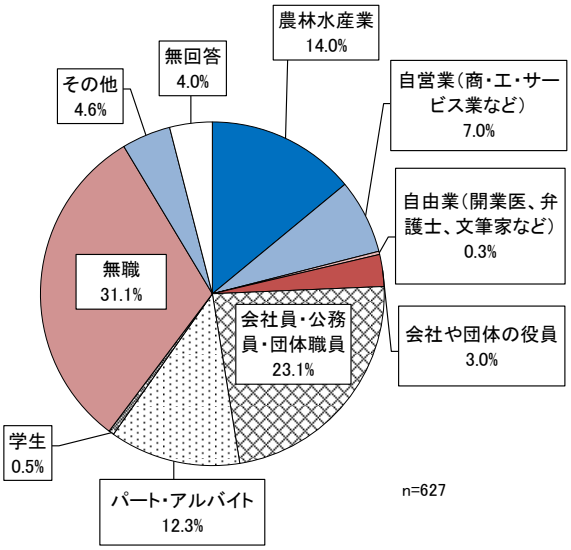


### ⑤世帯構成

世帯構成は「親と子どもの二世代」が３６．２％で最も多く、次いで「夫婦のみ」が２３．０％、「親と子と孫の三世代」が２１．２％で続いています。

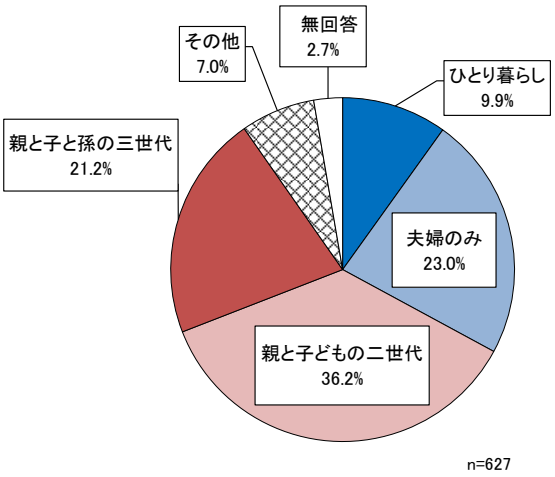

## （３）町民アンケート調査結果の概要

### ①和水町の評価

和水町はどのようなまちだと思うかという質問に対し、「困ったときに隣近所で助け合えるまち」（６１．８%）、「子どもがいきいきと育つまち」（５７．１%）の割合が上位となっています。

『そう思わない』の割合は「高齢者が暮らしやすいまち」（４３．９%）、「障がいのある人が暮らしやすいまち」（４５．７%）で高くなっています。

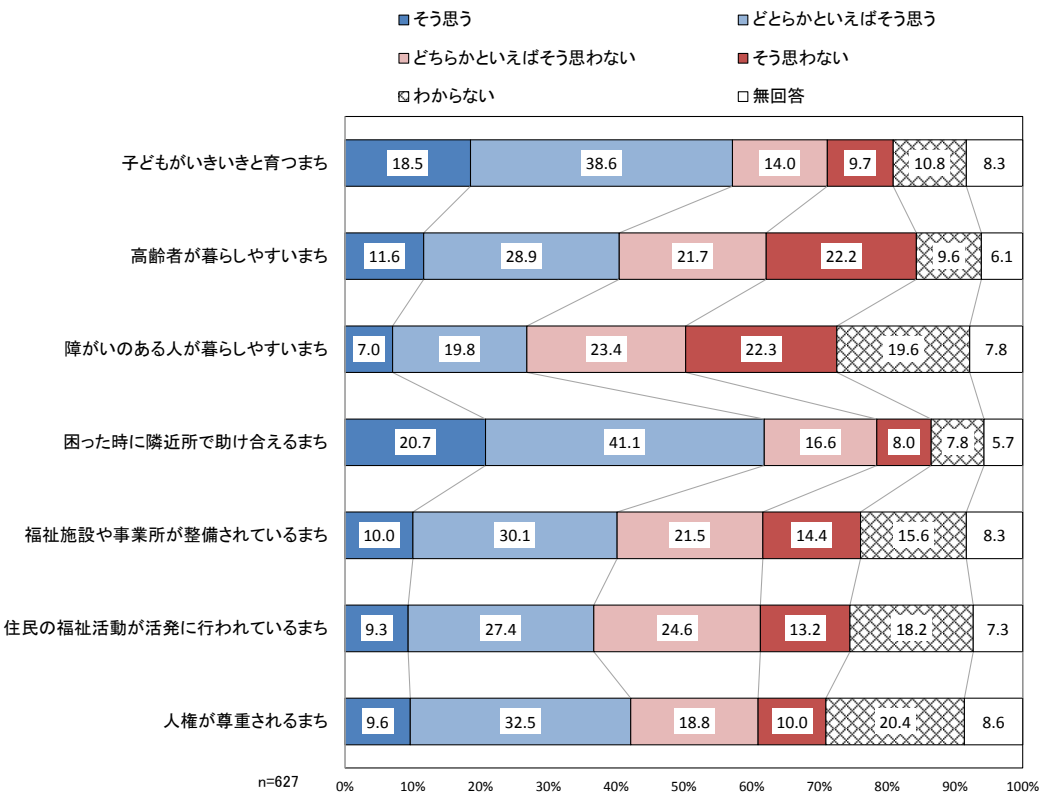


| | 『そう思う』 | 『そう思わない』 |
|---|---|---|
| 子どもがいきいきと育つまち | 57.1 | 23.7 |
| 高齢者が暮らしやすいまち | 40.5 | 43.9 |
| 障がいのある人が暮らしやすいまち | 26.8 | 45.7 |
| 困った時に隣近所で助け合えるまち | 61.8 | 24.6 |
| 福祉施設や事業所が整備されているまち | 40.1 | 35.9 |
| 住民の福祉活動が活発に行われているまち | 36.7 | 37.8 |
| 人権が尊重されるまち | 42.1 | 28.8 |

## ●高齢者が暮らしやすいまち

年齢別にみると、３０歳代～５０歳代で『そう思わない』の割合が５割を超えており高くなっています。

住まいの小学校区別にみると、旧春富で『そう思わない』の割合が５割を超えており高くなっています。

（%）

| | | 全体 | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無回答 | 『そう思う』 | 『そう思わない』 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体 | | 627 | 11.6 | 28.9 | 21.7 | 22.2 | 9.6 | 6.1 | 40.5 | 43.9 |
| 年齢別 | 20歳代 | 30 | 6.7 | 36.7 | 30.0 | 16.7 | 10.0 | － | 43.3 | 46.7 |
| | 30歳代 | 56 | － | 26.8 | 26.8 | 23.2 | 23.2 | － | 26.8 | 50.0 |
| | 40歳代 | 56 | 1.8 | 28.6 | 28.6 | 26.8 | 14.3 | － | 30.4 | 55.4 |
| | 50歳代 | 87 | 12.6 | 24.1 | 27.6 | 26.4 | 8.0 | 1.1 | 36.8 | 54.0 |
| | 60歳代 | 150 | 8.7 | 30.7 | 21.3 | 28.0 | 8.7 | 2.7 | 39.3 | 49.3 |
| | 70歳代 | 127 | 17.3 | 34.6 | 16.5 | 17.3 | 5.5 | 8.7 | 52.0 | 33.9 |
| | 80歳以上 | 104 | 21.2 | 21.2 | 14.4 | 15.4 | 6.7 | 21.2 | 42.3 | 29.8 |
| 住まいの小学校区 | 菊水西 | 72 | 9.7 | 29.2 | 19.4 | 26.4 | 8.3 | 6.9 | 38.9 | 45.8 |
| | 菊水中央 | 137 | 8.0 | 31.4 | 24.8 | 16.1 | 16.1 | 3.6 | 39.4 | 40.9 |
| | 菊水東 | 73 | 8.2 | 30.1 | 21.9 | 23.3 | 8.2 | 8.2 | 38.4 | 45.2 |
| | 菊水南 | 63 | 14.3 | 27.0 | 20.6 | 20.6 | 9.5 | 7.9 | 41.3 | 41.3 |
| | 旧神尾 | 86 | 12.8 | 26.7 | 17.4 | 29.1 | 9.3 | 4.7 | 39.5 | 46.5 |
| | 旧緑 | 87 | 21.8 | 26.4 | 20.7 | 17.2 | 4.6 | 9.2 | 48.3 | 37.9 |
| | 旧春富 | 93 | 7.5 | 26.9 | 23.7 | 29.0 | 7.5 | 5.4 | 34.4 | 52.7 |

## ●障がいのある人が暮らしやすいまち

年齢別にみると、２０歳代・４０歳代～６０歳代で『そう思わない』の割合が５割を超えており高くなっています。

住まいの小学校区別にみると、菊水東、旧神尾、旧春富で『そう思わない』の割合が５割を超えており高くなっています。

（%）

| | | 全体 | そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | わからない | 無回答 | 『そう思う』 | 『そう思わない』 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体 | | 627 | 7.0 | 19.8 | 23.4 | 22.3 | 19.6 | 7.8 | 26.8 | 45.8 |
| 年齢別 | 20歳代 | 30 | 6.7 | 20.0 | 40.0 | 16.7 | 16.7 | － | 26.7 | 56.7 |
| | 30歳代 | 56 | － | 19.6 | 26.8 | 21.4 | 32.1 | － | 19.6 | 48.2 |
| | 40歳代 | 56 | 1.8 | 16.1 | 21.4 | 35.7 | 25.0 | － | 17.9 | 57.1 |
| | 50歳代 | 87 | 5.7 | 20.7 | 33.3 | 21.8 | 17.2 | 1.1 | 26.4 | 55.2 |
| | 60歳代 | 150 | 6.0 | 14.0 | 26.0 | 30.0 | 19.3 | 4.7 | 20.0 | 56.0 |
| | 70歳代 | 127 | 9.4 | 25.2 | 17.3 | 18.1 | 17.3 | 12.6 | 34.6 | 35.4 |
| | 80歳以上 | 104 | 12.5 | 22.1 | 15.4 | 11.5 | 15.4 | 23.1 | 34.6 | 26.9 |
| 住まいの小学校区 | 菊水西 | 72 | 5.6 | 20.8 | 19.4 | 22.2 | 23.6 | 8.3 | 26.4 | 41.7 |
| | 菊水中央 | 137 | 3.6 | 21.9 | 26.3 | 16.1 | 27.0 | 5.1 | 25.5 | 42.3 |
| | 菊水東 | 73 | 5.5 | 19.2 | 27.4 | 24.7 | 12.3 | 11.0 | 24.7 | 52.1 |
| | 菊水南 | 63 | 6.3 | 25.4 | 23.8 | 19.0 | 15.9 | 9.5 | 31.7 | 42.9 |
| | 旧神尾 | 86 | 7.0 | 16.3 | 23.3 | 30.2 | 17.4 | 5.8 | 23.3 | 53.5 |
| | 旧緑 | 87 | 12.6 | 19.5 | 20.7 | 21.8 | 13.8 | 11.5 | 32.2 | 42.5 |
| | 旧春富 | 93 | 6.5 | 16.1 | 23.7 | 26.9 | 20.4 | 6.5 | 22.6 | 50.5 |

## ②居住継続の意向

居住継続の意向は､｢住み続けたい｣と「なるべく住み続けたい」を合わせた『住み続けたい』の割合は８４．４％､｢できれば引っ越したい｣と｢引っ越したい」を合わせた『引っ越したい』の割合は１４．７％となっています。

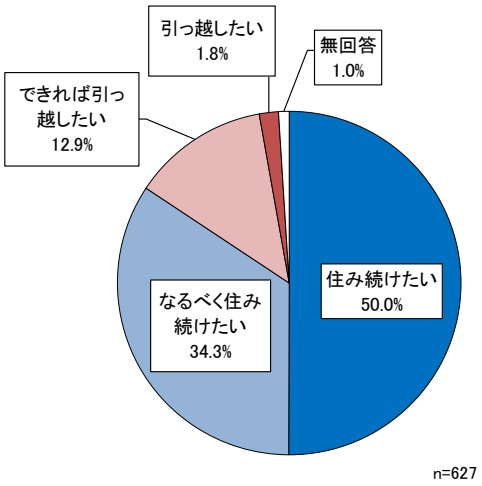


年齢別でみると、年齢が高くなるほど『住み続けたい』の割合が高くなっており、７０歳代以上では９割を超えているが、２０歳代では『引っ越したい』の割合が４割を超えており、他の年齢に比べて最も高くなっています。

（%）

| | | 全体 | 住み続けたい | なるべく住み続けたい | できれば引っ越したい | 引っ越したい | 無回答 | 『住み続けたい』 | 『引っ越したい』 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体 | | 627 | 50.1 | 34.3 | 12.9 | 1.8 | 1.0 | 84.4 | 14.7 |
| 年齢別 | 20歳代 | 30 | 16.7 | 40.0 | 30.0 | 10.0 | 3.3 | 56.7 | 40.0 |
| | 30歳代 | 56 | 23.2 | 51.8 | 25.0 | － | － | 75.0 | 25.0 |
| | 40歳代 | 56 | 35.7 | 41.1 | 19.6 | 3.6 | － | 76.8 | 23.2 |
| | 50歳代 | 87 | 44.8 | 36.8 | 17.2 | － | 1.1 | 81.6 | 17.2 |
| | 60歳代 | 150 | 45.3 | 38.7 | 14.0 | 0.7 | 1.3 | 84.0 | 14.7 |
| | 70歳代 | 127 | 65.4 | 26.8 | 5.5 | 1.6 | 0.8 | 92.1 | 7.1 |
| | 80歳以上 | 104 | 74.0 | 21.2 | 2.9 | 1.0 | 1.0 | 95.2 | 3.8 |

住み続けたくない理由について年齢別でみると、２０歳代では「買物やレジャーなどに不便だから」「雇用の場が少ないから」「通勤・通学が不便だから」の割合が高くなっています。その他に、４０歳代・５０歳代・７０歳代以上では「医療や福祉などの公共サービスが整っていないから」の割合が高くなっています。

（%）

| | | 全体 | 医療や福祉などの公共サービスが整っていないから | 子育てや教育の環境が整っていないから | 雇用の場が少ないから | 治安が悪いから | 隣近所となじめないから | 買物やレジャーなどに不便だから | 通勤・通学が不便だから | 自然環境が少ないから | 生まれ育ったところではないから | その他 | 特に理由はない | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体 | | 92 | 44.6 | 20.7 | 39.1 | 3.3 | 10.9 | 72.8 | 35.9 | 3.3 | 14.1 | 12.0 | – | 2.2 |
| 年齢別 | 20歳代 | 12 | 16.7 | 16.7 | 50.0 | – | – | 83.3 | 41.7 | – | – | – | – | 8.3 |
| | 30歳代 | 14 | 35.7 | 21.4 | 35.7 | – | 7.1 | 64.3 | 42.9 | – | 7.1 | 14.3 | – | – |
| | 40歳代 | 13 | 69.2 | 46.2 | 38.5 | – | 7.7 | 61.5 | 46.2 | – | 23.1 | 15.4 | – | – |
| | 50歳代 | 15 | 53.3 | 26.7 | 53.3 | 6.7 | – | 86.7 | 46.7 | 6.7 | 20.0 | 13.3 | – | – |
| | 60歳代 | 22 | 36.4 | 13.6 | 31.8 | 4.5 | 22.7 | 63.6 | 22.7 | 4.5 | 18.2 | 18.2 | – | 4.5 |
| | 70歳代 | 9 | 66.7 | – | 11.1 | 11.1 | 33.3 | 88.9 | – | 11.1 | 11.1 | 11.1 | – | – |
| | 80歳以上 | 4 | 50.0 | – | 50.0 | – | – | 75.0 | 50.0 | – | 25.0 | – | – | – |

## ③地域交流

隣近所の人との付き合いは「何か困った時に助け合う親しい人がいる」が３８．８％で最も多く、次いで「立ち話をする程度の人ならいる」が２８．４％､「あいさつをする程度の人がいる」が１５．２％で続いています。

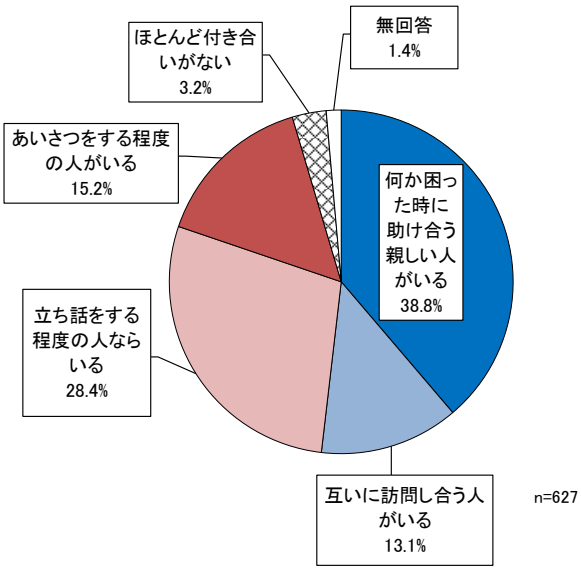


ほとんど付き合いをされていない理由は「仕事などで家をあけることが多く、知りあう機会がない」が５５．０％で最も多く、次いで「近所付き合いは面倒だと思うこともあるので、避けている」が３０．０％で続いています。

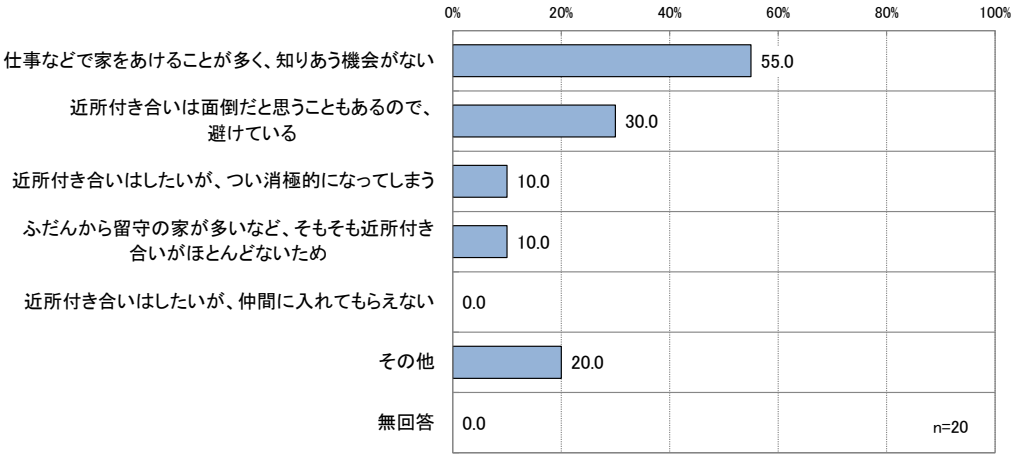

## ④和水町の課題

地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題は「一人暮らしの高齢者や障がいがある人のこと」が３０．５％で最も多く、次いで「地域の役員のなり手がないこと」が２３．８％、「介護が必要な高齢者がいる世帯のこと」が２２．６％で続いています。

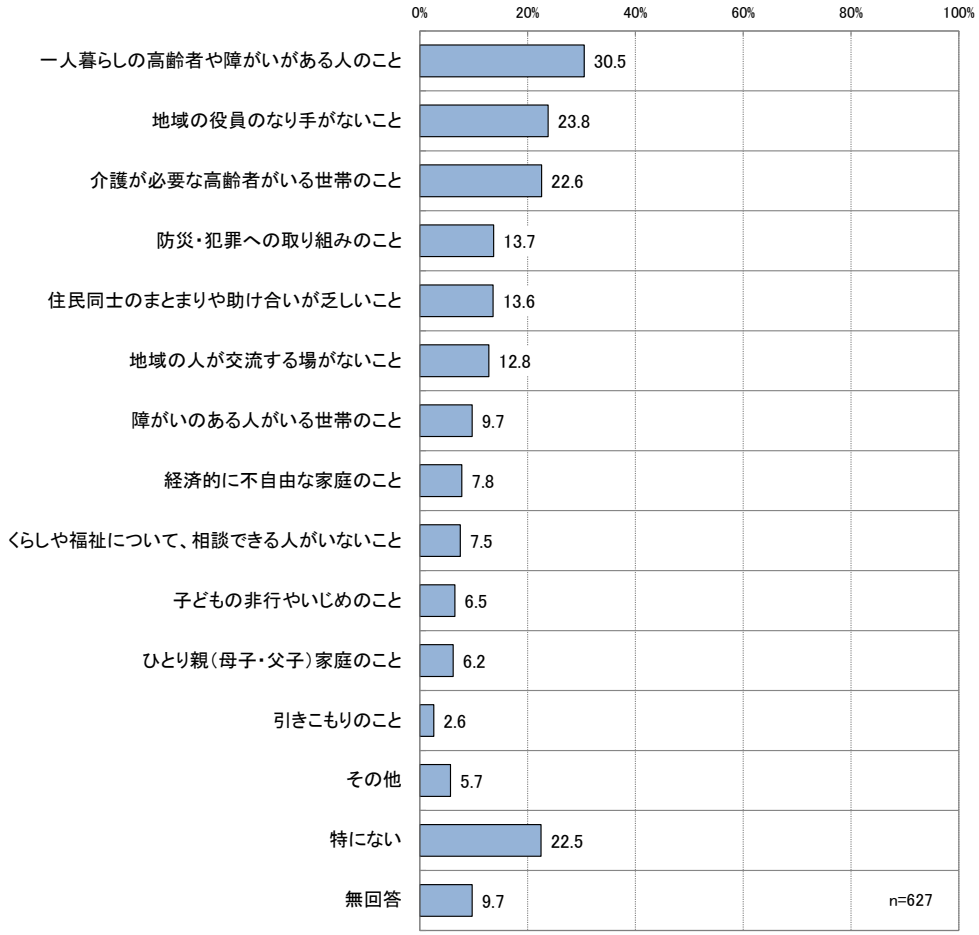

居住地域別にみると、「介護が必要な高齢者がいる世帯のこと」については、特に「菊水南」「旧神尾」「旧緑」「旧春富」で高くなっています。

（%）

| | | 全体 | くらしや福祉について、相談できる人がいないこと | 住民同士のまとまりや助け合いが乏しいこと | 地域の役員のなり手がないこと | 介護が必要な高齢者がいる世帯のこと | 障がいのある人がいる世帯のこと | ひとり親（母子・父子）家庭のこと | 経済的に不自由な家庭のこと | 一人暮らしの高齢者や障がいがある人のこと |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体 | | 627 | 7.5 | 13.6 | 23.8 | 22.6 | 9.7 | 6.2 | 7.8 | 30.5 |
| 住まいの小学校区 | 菊水西 | 72 | 4.2 | 11.1 | 25.0 | 16.7 | 2.8 | 4.2 | 12.5 | 33.3 |
| | 菊水中央 | 137 | 7.3 | 12.4 | 28.5 | 16.1 | 10.2 | 8.8 | 6.6 | 30.7 |
| | 菊水東 | 73 | 5.5 | 17.8 | 17.8 | 17.8 | 12.3 | 6.8 | 6.8 | 24.7 |
| | 菊水南 | 63 | 9.5 | 9.5 | 22.2 | 28.6 | 9.5 | 4.8 | 4.8 | 25.4 |
| | 旧神尾 | 86 | 9.3 | 19.8 | 25.6 | 31.4 | 10.5 | 7.0 | 5.8 | 34.9 |
| | 旧緑 | 87 | 10.3 | 13.8 | 23.0 | 25.3 | 11.5 | 5.7 | 9.2 | 35.6 |
| | 旧春富 | 93 | 7.5 | 12.9 | 24.7 | 28.0 | 10.8 | 5.4 | 10.8 | 28.0 |

| 地域の人が交流する場がないこと | 子どもの非行やいじめのこと | 防災・犯罪への取り組みのこと | 引きこもりのこと | その他 | 特にない | 無回答 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 12.8 | 6.5 | 13.7 | 2.6 | 5.7 | 22.5 | 9.7 | 全体 | |
| 5.6 | 2.8 | 15.3 | 4.2 | 13.9 | 26.4 | 6.9 | 菊水西 | 住まいの小学校区 |
| 10.9 | 7.3 | 16.1 | 3.6 | 5.8 | 19.7 | 8.8 | 菊水中央 | |
| 12.3 | 11.0 | 9.6 | 1.4 | 11.0 | 26.0 | 9.6 | 菊水東 | |
| 12.7 | 4.8 | 14.3 | 4.8 | 1.6 | 25.4 | 7.9 | 菊水南 | |
| 19.8 | 7.0 | 12.8 | － | 2.3 | 19.8 | 5.8 | 旧神尾 | |
| 16.1 | 8.0 | 13.8 | 1.1 | 4.6 | 20.7 | 8.0 | 旧緑 | |
| 14.0 | 5.4 | 15.1 | 2.2 | 3.2 | 21.5 | 15.1 | 旧春富 | |

## ⑤地域活動やボランティア活動などについて

「地域での助け合い」に関心の有無は、「とても関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた『関心がある』の割合は８６．０％、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」を合わせた『関心がない』の割合は９．９％となっており、『関心がある』がとても高くなっています。

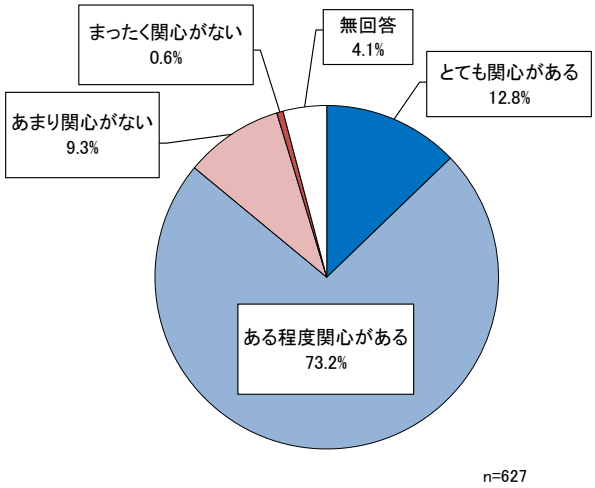


ボランティアやＮＰＯ、地域活動の「現在、参加している活動」の状況は「高齢者に関する活動」が５．９％で最も多くなっています。

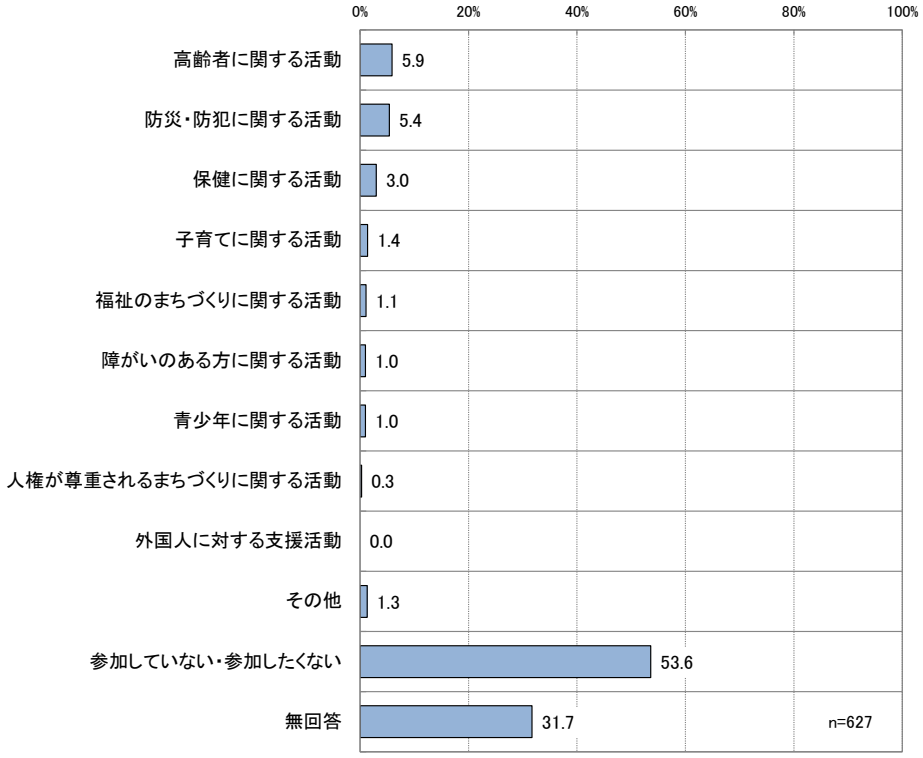

## ⑥災害について

地区で災害の発生に対する不安の有無は「ある」が５５．６％で最も多く、次いで「ない」が２２．０％、「わからない」が１６．７％で続いています。

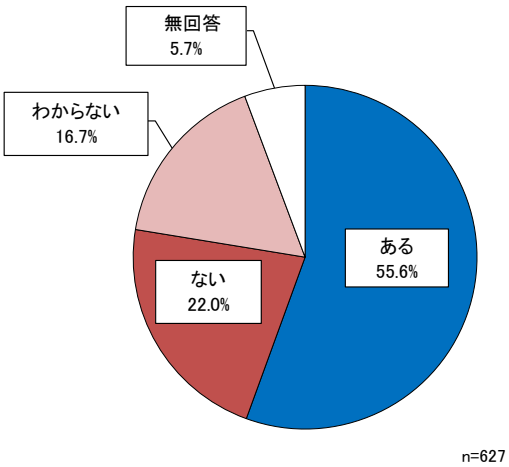


災害に対して食料や防災用具の備えや避難経路の確認は「行っていない」が６２．５％で最も多く、次いで「行っている」が２３．６％、「わからない」が９．９％で続いています。

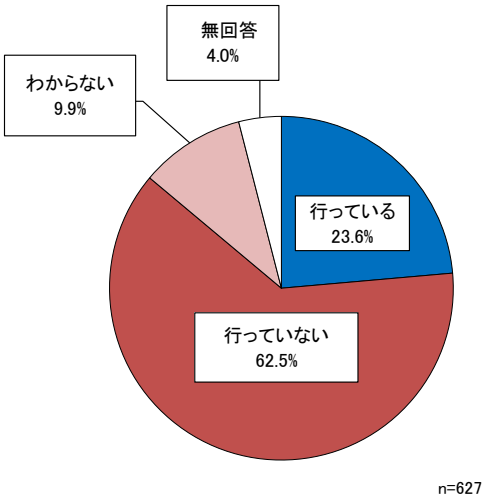


大きな災害が起きたとき一人で避難できるかを住まいの小学校区でみると、旧緑、旧春富では「ひとりで避難できない」の割合が３割を超えており他の小学校区と比べて高くなっています。

（%）

| | | 全体 | ひとりで避難できる | ひとりで避難できない | 無回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 全体 | | 627 | 70.5 | 24.2 | 5.3 |
| 住まいの小学校区 | 菊水西 | 72 | 69.4 | 26.4 | 4.2 |
| | 菊水中央 | 137 | 75.9 | 19.7 | 4.4 |
| | 菊水東 | 73 | 78.1 | 19.2 | 2.7 |
| | 菊水南 | 63 | 73.0 | 19.0 | 7.9 |
| | 旧神尾 | 86 | 73.3 | 20.9 | 5.8 |
| | 旧緑 | 87 | 57.5 | 34.5 | 8.0 |
| | 旧春富 | 93 | 65.6 | 30.1 | 4.3 |

災害発生時の備えとして重要だと思うことは「自分や家族の避難方法の確認」が６９．９％で最も多く、次いで「家族や親族との、災害時の緊急の連絡方法」が６１．７％、「日ごろからの隣近所との声かけ」が４７．０％で続いています。

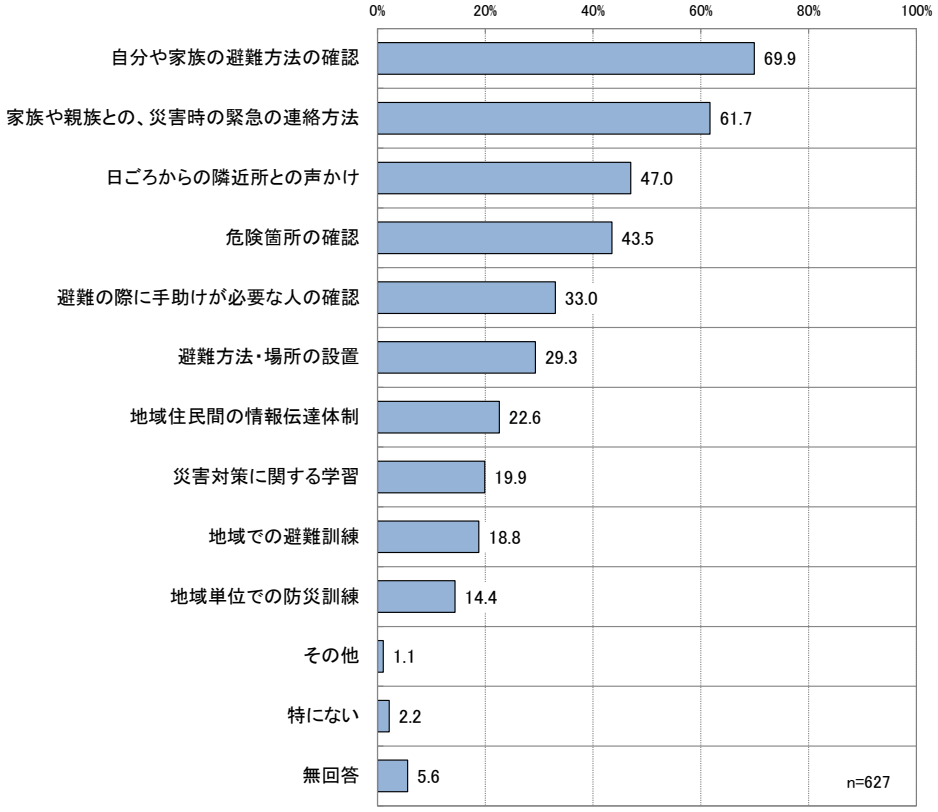

## ⑦地域福祉を充実させる上で優先的に取り組むべき施策

地域福祉を充実させる上で優先的に取り組むべき施策は「高齢者や障がい者が安心して暮らせる在宅福祉の充実」が６３．３％で最も多く、次いで「子育てが安心してできる子育て支援サービスの充実」が４０．４％で続いています。

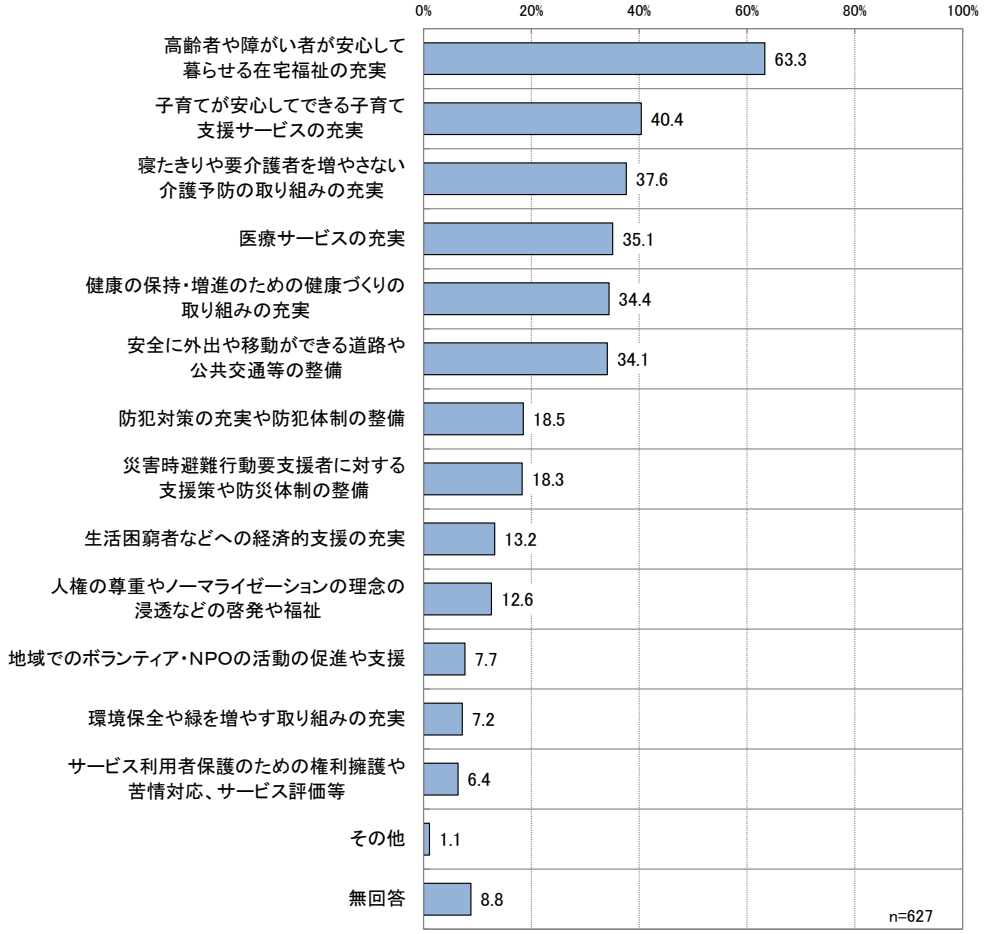

住まいの小学校区別にみると、どの小学校区でも「高齢者や障がい者が安心して暮らせる在宅福祉の充実」の割合が５割を超えており、最も高くなっています。

福祉サービス利用の有無別では、利用していないでは「健康の保持・増進のための健康づくりの取り組み充実」、利用しているでは「寝たきりや要介護者を増やさない介護予防の取り組みの充実」の割合が他の福祉サービス利用の有無と比べて高くなっています。

（%）

| | | 全体 | 高齢者や障がい者が安心して暮らせる在宅福祉の充実 | 子育てが安心してできる子育て支援サービスの充実 | 健康の保持・増進のための健康づくりの取り組みの充実 | 寝たきりや要介護者を増やさない介護予防の取り組みの充実 | 医療サービスの充実 | 地域でのボランティア・NPOの活動の促進や支援 | サービス利用者保護のための権利擁護や苦情対応、サービス評価等 | 人権の尊重やノーマライゼーションの理念の浸透などの啓発や福祉の |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体 | | 627 | 63.3 | 40.4 | 34.4 | 37.6 | 35.1 | 7.7 | 6.4 | 12.6 |
| 住まいの小学校区 | 菊水西 | 72 | 58.3 | 40.3 | 34.7 | 34.7 | 27.8 | 12.5 | 4.2 | 12.5 |
| | 菊水中央 | 137 | 59.9 | 49.6 | 42.3 | 33.6 | 39.4 | 8.0 | 7.3 | 15.3 |
| | 菊水東 | 73 | 67.1 | 39.7 | 32.9 | 45.2 | 37.0 | 4.1 | 1.4 | 11.0 |
| | 菊水南 | 63 | 68.3 | 39.7 | 36.5 | 36.5 | 36.5 | 9.5 | 7.9 | 11.1 |
| | 旧神尾 | 86 | 64.0 | 34.9 | 31.4 | 39.5 | 32.6 | 2.3 | 3.5 | 10.5 |
| | 旧緑 | 87 | 64.4 | 41.4 | 34.5 | 39.1 | 39.1 | 9.2 | 12.6 | 10.3 |
| | 旧春富 | 93 | 67.7 | 34.4 | 28.0 | 41.9 | 33.3 | 9.7 | 7.5 | 12.9 |
| 福祉サービスの利用の有無 | 利用している | 133 | 63.9 | 38.3 | 28.6 | 47.4 | 31.6 | 6.8 | 6.0 | 17.3 |
| | 利用していない | 419 | 64.0 | 41.5 | 38.7 | 36.5 | 37.2 | 8.6 | 6.0 | 12.2 |
| | わからない | 45 | 60.0 | 46.7 | 28.9 | 28.9 | 31.1 | 2.2 | 8.9 | 4.4 |

| 安全に外出や移動ができる道路や公共交通等の整備 | 災害時避難行動要支援者に対する支援策や防災体制の整備 | 防犯対策の充実や防犯体制の整備 | 環境保全や緑を増やす取り組みの充実 | 生活困窮者などへの経済的支援の充実 | その他 | 無回答 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 34.1 | 18.3 | 18.5 | 7.2 | 13.2 | 1.1 | 8.8 | 全体 | |
| 41.7 | 18.1 | 16.7 | 8.3 | 9.7 | 2.8 | 9.7 | 菊水西 | 住まいの小学校区 |
| 29.2 | 17.5 | 16.1 | 7.3 | 9.5 | 0.7 | 5.8 | 菊水中央 | |
| 31.5 | 13.7 | 19.2 | 8.2 | 12.3 | 1.4 | 6.8 | 菊水東 | |
| 33.3 | 19.0 | 19.0 | 4.8 | 14.3 | － | 4.8 | 菊水南 | |
| 30.2 | 18.6 | 12.8 | 5.8 | 12.8 | 2.3 | 10.5 | 旧神尾 | |
| 29.9 | 21.8 | 24.1 | 11.5 | 14.9 | － | 10.3 | 旧緑 | |
| 45.2 | 20.4 | 22.6 | 4.3 | 21.5 | － | 10.8 | 旧春富 | |
| 39.1 | 18.8 | 12.8 | 8.3 | 15.0 | 1.5 | 6.8 | 利用している | 福祉サービスの利用の有無 |
| 33.4 | 19.6 | 21.5 | 7.2 | 13.1 | 0.7 | 6.9 | 利用していない | |
| 35.6 | 13.3 | 13.3 | 6.7 | 13.3 | 4.4 | 17.8 | わからない | |

# ５．ワークショップの結果

※４頁の（２）ワークショップで実施の３地域

## （１）ワークショップの結果概要

### ①平野地区

| 項目 | 地域の現状 | |
|---|---|---|
| | 良い点 | 問題点・課題 |
| 住環境 | ・自然環境に恵まれており子育てに適している。 | |
| 地域・地域活動 | ・住民の顔が見える。<br>・歩いていると野菜がもらえる。<br>・共助の意識が高い。<br>・どんどやが盛り上がっている。<br>・筋トレをやっている事はいい。<br>・「ふれあいサロン」が認知症予防になっていると思う。 | ・地域活動に男性が出てこない。<br>・地域のリーダー育成が課題。<br>・区の集まりが少なく情報が入りにくい。<br>・どんどやはしているが参加者が少ない。<br>・地域での集まりが少ない。<br>・若い人との交流がない。<br>・イベントをやる人がいない。<br>・自主防災意識がない。 |
| 文化活動 | | ・文化活動の機会が少ない。<br>・里山活動など地域行事に子供たちの参加が少ない。<br>・スポーツクラブが少ない。 |
| 子ども | | ・学校からの帰り道が危険（街灯がない・車が危険）。<br>・子どもと地元の人との交流が少ない（世代間での）。<br>・朝の子どもへの声かけ運動が行われていない。 |
| 人口減少 | | ・子どもが少ない。<br>・人口減少のスピードが早い。<br>・若者が少ない。<br>・集落の人が少しずつ減っている<br>・店が少ない。<br>・農地を守っていく人がいない。 |
| 交通 | | ・夜間の街灯が少なく不安。<br>・お年寄りの病院通いが、きつい。<br>・公共交通機関の整備が足りない。<br>・買物が遠くてできない。<br>・高齢になると車で移動できない。<br>・あいのりくんの使い勝手が悪い。<br>・買物が不便。 |

### ② 蜻浦地区

| 項目 | 地域の現状 | |
|---|---|---|
| | 良い点 | 問題点・課題 |
| 自然 | • 静かである。<br>• 空気が澄んでいる。<br>• 水がきれい。<br>• 自然が豊かである。 | • 害獣被害（イノシシ）。 |
| コミュニケーション | • 近所付き合いで老人への気配りをしてくれる。<br>• 皆話しやすい。<br>• 隣近所助け合える。 | • 集落内のコミュニケーションが希薄。 |
| 防災・防犯 | | • 防災無線が聞こえない。<br>• 空家の対策が必要。<br>• 街灯が少ない。 |
| 高齢化 | | • 高齢者が増加して見守りが困難。<br>• 高齢者の相談相手がいない。老々介護。<br>• 集落行事が段々継続困難になってきた。<br>• 担い手がいない。<br>• 集落行事、公役が多く高齢者になり心配。 |
| 高齢者の移動 | | • 高齢者の車の運転問題。<br>• バス停が遠い。<br>• 買物が不便。<br>• 近くにお店がなく買物に行くのが大変。<br>• 移動する時の交通機関がなく、年寄りは移動できない。<br>• ケアバスやあいのりくんが運行しているが利用のハードルが高く使い勝手が悪い。 |
| 地域の担い手 | | • 消防団員が少ない。<br>• 子どもがいない。<br>• 若者がいない。<br>• 企業が少ない。 |

### ③白石地区

| 項目 | 地域の現状 | |
|---|---|---|
| | 良い点 | 問題点・課題 |
| 自然 | ・民家村やトンカラリンなどあって良い環境だと思う。<br>・自然豊かで空気や水がおいしい。 | ・害獣被害（イノシシ）。 |
| 行事・つながり | ・近所とのつながりがあり、助け合えるところ。<br>・どんどや。<br>・月１回の「ふれあい会」（サロン活動）。 | ・行事など人集めが大変。<br>・利用出来る施設や交流の場を多くして外に出る機会を公で盛んにしてほしい。<br>・地域の子どもの顔を知らない。<br>・アパート住民の方との付き合いがない。 |
| 子ども | ・小学生の通学時の見守りに何人も行かれている。 | ・子どもと触れ合う機会が少ない。<br>・子どもが少ない。<br>・子どもの遊具がない。 |
| 高齢者 | | ・高齢者が多くなってきた。<br>・１人住まいが多くなり心配。 |
| 交通 | | ・自家用車がある人は良いけどバスでの買物は不便。<br>・交通の便が悪い。<br>・今は車で移動できるけど年を重ねるととても不自由と思える。<br>・車に乗るうちは良いけど、買物など遠いと困る。 |
| 防犯 | | ・還付金詐欺。<br>・電話詐欺。 |
| 空家 | | ・雑木の処理。<br>・空家が多くなった。 |

## ６．関係者ヒアリングの結果

地域福祉の推進に関連し、地区団体の活動状況及び活動する上での課題と今後必要な取り組みなどを把握するため、関係者に対するヒアリングを実施し、現状と活動に関する課題、今後の方策など、意見の聴取を行いました。

**■　関係者ヒアリングの結果概要　■**

| | 意見の概要 |
|---|---|
| 地域の特徴及び問題点・課題 | □地域活動の参加者の減少<br>・どこの集落でも毎週健康体操があっているが参加者が少ない。特に男性の参加が少ない。<br>・町又は行事に際し、年々参加者が少なくなっている。<br>・若い人たちの仕事の都合もあると思うが、区の行事なども簡素化されてきている。それでも以前と比べると出席者（参加者）も減少したり、お年寄りが多いといった現状にある。世代間での交流機会が少なくなっているように感じる。<br>・住民たちは昔のような「共同でする事への参加意識」にかけており、自発的な動きに乏しく「出す物は舌も出さない」人が多い。<br><br>□交通<br>・買物に行くにも店が遠くて不便である。乗合タクシーは時間に余裕がない。ケアバスも本通りだけでなかなか不便。<br>・バスがない区は移動が大変。<br>・交通の便が悪い。自家用車での利用が多い。<br>・ケアバス、乗合タクシーの利用も制度の見直しが必要であり、本当に高齢住民の利便を考えたなら、もっと利用者側に立った運用を考えるべきである。現行のままでは利用者が増える事は無い。<br>・街灯が少なく、中・高生の下校時に暗い所があるので、街灯を増やして欲しい。<br>・高齢者単独世帯の買物なども懸念される。<br><br>□空家<br>・空家が多くなり木の枝が生い茂っている。<br><br>□買物<br>・買物については交通の便が悪く、週一回の移動販売に頼っている。<br>・移動販売車もまわしてほしい。<br><br>□担い手<br>・農業後継者も不足。<br>・昔ながらの祭りや行事があるが、後継者不足で、維持していくのが難しいと思われる。若い人が少しでも町内に残る政策も必要。<br>・若い人の流出が多くなってきて高齢化が加速している。<br><br>□少子高齢化<br>・高齢者単独世帯が増えている。<br>・子供も少ない。 |

| | 意見の概要 |
|---|---|
| 今後必要な取り組みについて | □行政支援<br>・レクレーションに必要な道具又お金など支援が欲しい。<br>・他地域行事など小区ではなく和水町としての取り組みが必要だ。<br>・プレミアム商品券などの一時的な消費加速ではなく、継続的に町の活性化を図る必要がある。<br><br>□行事・イベントの見直し<br>・地区の公民館を利用した、異世代交流のイベントが計画できると良いと思う。<br>・何をするにしても地域の人の協力なしでは成り立たないので、どうしたら協力してもらえるか、関心を持ってもらえるか、考えていく必要があると思う。<br>・健康面で考えると、15 時に町で流されていたラジオ体操の放送がなくなり、残念に思われている人達が沢山いる。また再開すべきと思う。<br>・年代で 60 代～70 代くらいが頑張って行くにはどうしたらいいか考えるべき。<br>・地域行事の活動には、若者中高年全ての人々の参加が不可欠である。自分たちの地区は自分たちで守り、必要な取り組みを行っていくことだと思う。他の地区の良い所はまねする。<br>・地域行事の活動は減ってきている。今後は行事を見直し皆で参加できるようなことをしていったらと思う。<br>・地区の行事について、各家庭より一人の参加、または各家庭より参加できる人は全員参加してもらう。<br><br>□つながりの強化<br>・高齢化が進み、住民の必要な取り組みとして、隣人同士の声掛け、また、班を作り、災害、防災時の互いの助け合いが必要と思う。<br>・高齢者が多いため、地域でのサロン活動が増えてきているようだが、まだまだ介護保険の利用が多いので老いても元気で過ごせるような、活動など、役所の方、地域の長、役員で話し合ったり、ボランティア育成が必要。<br><br>□他地区との連携・交流<br>・町も、町内行政区の交流をもっと考えられたらと思う。<br>・同じ環境の市町村は他にいくらでも有ると思う。うまくやっている所を積極的に見聞きし、取り入れて行くことが早道だと思う。 |

| | 意見の概要 |
|---|---|
| 自由意見 | □地域活動<br>・他人への関心が薄れて、地区に誰が住んでいるのか、私は回っているのである程度分かるけど、皆さんあまり近所付き合いが減っているようにみえる。個人情報があまりに騒がれる現代では仕方がないのかと思う。<br>・昔の考えで、行事など押し付けると、若者がついていかず、家から出ていくケースがみられる。<br>・住民の為の福祉を行政と社協で推進して欲しい。<br><br>□行政への要望<br>・老人会に加入していない行政区の”シルバーヘルパー”の設置をお願いしたい。<br>・地域活動団体、社協、役場の方もそれぞれ持ち場、立場で一生懸命やられているのは良く判るが、それが住民一人ひとりまで伝わっていない。<br>・各種地区の担当者のレベル UP も必要で指導をお願いしたい。<br>・家庭での介護が行き詰まり、施設入所を希望しても、すぐには入所できないと聞く。誰でもすぐ入所できるような対策を考えて欲しい。<br>・10 年後、20 年後の構想を立て「そのためには？」で行動して欲しい。<br><br>□災害対策<br>・現在、災害時の避難場所が遠く、車での移動が困難。自宅から近く、安心してくつろげる近くの公民館の活用が必要と思うので、消防団を混じえての合同会議の場を設けて欲しい。<br>・もっと各行政区は公民館の利用を考えられたらと思う。<br><br>□観光面の強化<br>・金栗四三・八つ神様のＰＲ。 |

## ７．和水町の課題

統計データ、町民アンケート調査、ワークショップ、関係者ヒアリングで挙がった課題を整理しました。

**【少子高齢化】**

本町の人口は減少傾向にあり、高齢者人口の増加による高齢化が進んでいます。２０２０年には人口が１０，０００人を下回ると想定されます。現在、高齢化に伴い要介護認定者数についても微増ですが増加傾向となっており、今後も増加すると考えられます。また、核家族化も進んでおり、高齢者単独世帯、高齢者夫婦世帯も増加しています。介護保険サービスなどの利用増加が見込まれる中、１５～６４歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、今後の担い手の確保やサービスの提供体制が課題となります。

高齢化については、高齢者の増加や担い手不足だけではなく、高齢者単独世帯が増えてきていることが問題として挙げられています。地域での結び付きが希薄化している中で、十分な見守りができない状況となっています。住民同士のつながりを深めることが重要であると考えられるため、公民館などを利用し気軽に参加できる交流の場が必要であると考えられます。

**【障がい者・子どもへの支援】**

障害者手帳所持者数、生活保護世帯数はほぼ横ばいで推移していますが、今後も継続した障がい者への支援や子育て世代、特にひとり親世帯への支援が必要です。

**【地域活動】**

地域活動については、活動の担い手不足、参加者の減少、活動者の高齢化が挙げられています。人口減少や高齢化に伴う課題と考えられますが、お互いが地域で協力しあい安全安心して地域で暮らしていくためにも、地域活動を継続・維持させていく必要があります。地域活動の重要性などを周知・理解を進めていく必要があります。

**【移動手段】**

移動手段については、買物などで出かけるときに移動手段が不便・ないとの意見が挙げられています。和水町には、移動手段がない方を対象に和水町おでかけ交通「あいのりくん」を運行していますが、今後は別の方法、視点からも支援を検討する必要があります。

# 第３章　計画の基本方針

## １．基本理念

社会経済情勢の変化とともに生活様式の多様化、介護保険サービスや障がい福祉サービスの利用などの福祉制度の変革は、住民が暮らす地域のつながりを変えていきました。しかし、少子高齢化が進行し、地域の様々な活動の担い手の高齢化や減少がみられる中で、新たな「地域のつながり」が、ますます求められています。

本計画においては、前期の計画をさらに推進していくために、町民とともに誰もが安心して住み続けられる福祉のまちづくりを目指して以下の理念を掲げます。

みんなでつくる、赤ちゃんからお年寄りまで

安心して暮らし続けられるまち

## ２．基本目標

基本理念である“みんなでつくる、赤ちゃんからお年寄りまで安心して暮らし続けられるまち”を実現するため、前期計画（第２期和水町地域福祉計画）までで推し進めてきた「関係課連携による地域福祉推進」「地域住民支え合い活動の支援」「人材、福祉事業所、各種団体との連携」「安心安全の基盤づくり」を基盤として、本計画では、計画の基本目標を次のように設定します。

### 基本目標１　支え合いの意識と人づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちをつくるためには、住民自らが地域の生活課題を見つけ、自らが解決していこうという意識の形成が必要であり、また、具体的に実行に移す担い手の養成が大切です。その実現に向け「支え合いの意識と人づくり」を基本目標として掲げ、計画を推進します。

## 基本目標２　協働のしくみづくり

地域福祉の推進のためには、地域の組織的な活動や、個々の地域住民による福祉活動やボランティアなどの活動が相互に連携し、問題解決に向けた取り組みを実践することができるしくみを作り、それを活性化していくことが不可欠です。そのために、「協働のしくみづくり」を基本目標として掲げ、計画を推進します。

## 基本目標３　安心・安全なまちづくり

地域で安心して暮らし続けるためには、行政サービスをはじめとした公的機関による解決機能と、地域住民や地域の組織などによる、地域における解決の仕組みが効果的に連携して課題を解決していく基盤をつくることが重要です。そのために「安心・安全なまちづくり」を基本目標として掲げ、計画を推進します。

## ３．施策の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 取り組みの方法 |
|---|---|---|
| みんなでつくる、赤ちゃんからお年寄りまで安心して暮らし続けられるまち | 基本目標１<br>支え合いの意識と人づくり | ①　地域活動参加への意識づくり |
| | | ②　担い手などの発掘、育成 |
| | 基本目標２<br>協働のしくみづくり | ①　地域活動の基盤整備 |
| | | ②　情報提供体制の確立 |
| | | ③　相談体制の充実 |
| | | ④　見守り体制の充実 |
| | 基本目標３<br>安心・安全なまちづくり | ①　福祉サービスの利用促進 |
| | | ②　安心して暮らせるまちづくり |
| | | ③　地域の健康づくりの促進 |
| | | ④　地域防災力・防犯体制の強化 |

# 第４章　地域福祉推進に向けた取り組み

本計画の推進にあたっては、各種現状分析をもとに抽出された地域の課題に対し、行政だけでなく、地域を構成する地域住民、各種団体・民間事業所、福祉関係事業所、社会福祉協議会などが協働して取り組む必要があります。

ここでは、「自助」、「共助・互助」、「公助」の視点から、各主体の取り組みと、和水町の役割（和水町地域福祉計画）、和水町社会福祉協議会の役割（和水町地域福祉活動計画）を整理していきます。

| 区分 | | 地域福祉での基本的な役割 |
|---|---|---|
| 自助 | 地域住民 | 地域での支え合いの活動 |
| 共助・互助 | 各種団体・事業所 | 団体の特性に応じた地域福祉への協力・貢献 |
| | 社会福祉協議会 | 地域福祉に関する具体的な行動 |
| 公助 | 和水町 | 地域福祉に関する大きな方針決定 |

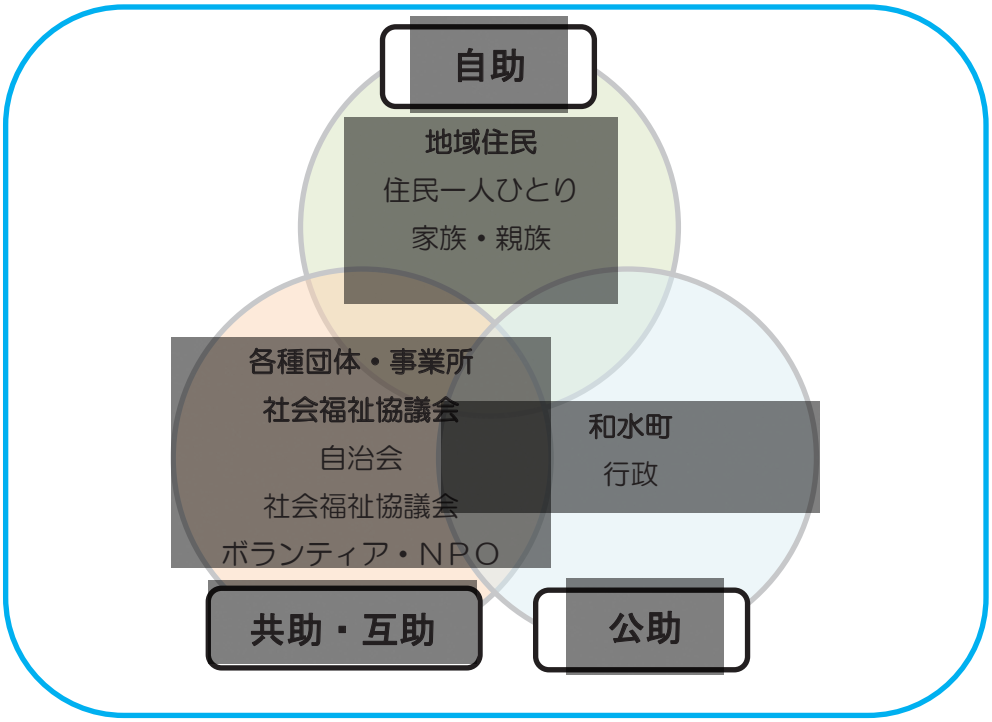

# １．和水町地域福祉計画

## 基本目標１　支え合いの意識と人づくり

### 【現状と課題】

地域福祉を考えるうえで最も基本的な単位となるのは、家族と日常的な近隣の人たちとの結びつきになります。近年は少子高齢化の進行に伴い、核家族化の進行、高齢者世帯や高齢者単独世帯の増加により様々な課題が顕在化しており、つながりの再構築、身近な近隣での福祉に関わる協力、支え合いはより重要になっています。

町民アンケート調査、ワークショップ、関係者ヒアリングの結果からは活動の担い手不足、高齢化、住民同士のつながりが弱い地区もあります。

このことから、様々な機会を通じて、地域で支え合うことの重要性が、すべての住民に浸透していくように努め、住民一人ひとりが地域を構成する一員として、近隣の人たちとの相互の支え合いや助け合いに参加し、地域の福祉課題を地域の力で解決しようという意識の醸成と担い手の育成を図っていく必要があります。

### ①地域活動参加への意識づくり

身近な人との結びつきを強め、地域活動の重要性を認識し、活動の参加を進めましょう。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 自助 | 地域住民 | ○身近な近隣や地域の方々に、進んで挨拶や声かけをしましょう。<br>○地区活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。<br>○福祉座談会に参加しましょう。<br>○地域の福祉事業所などと交流をしましょう。 |
| 共助・互助 | 各種団体<br>民間事業所 | ○地域の学習会へ事業所などの専門職員の派遣に協力しましょう。 |

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 共助・互助 | 社会福祉協議会 | ○福祉座談会を実施し、住民と直接の協力関係作りを行います。<br>○地域の福祉力向上のため、行政の出前講座や事業所の講師などのコーディネートを行います。 |
| 公助 | 和水町 | ○地域活動に関心が持てるように座談会などを開催します。<br>○広報やホームページ、各種会合などで地域福祉の啓発を行います。<br>○地元での福祉や健康づくりに関する出前講座の要請に努めます。<br>○民間福祉事業所などへの協力要請を行います。<br>○職員に対し、町民との協働についての理解を促進します。<br>○職員が関係団体の会議や活動の場に参加し、情報提供や支援に取り組みます。 |

## 【町の取り組み】

| 福祉座談会の開催 |
|---|
| 福祉座談会は住民が自ら考え自分達の取り組みにつなげるうえで有効です。<br>このことから福祉座談会を今後とも継続させ、住民の自主的な支え合い活動を支援していきます。<br>防災、福祉、健康などに関するテーマを決め、地域の意識向上に有効です。<br>和水町社会福祉協議会と連携を図り、年間１０地区を目標に座談会を開催します。 |

### 地域福祉の啓発と人材育成

全町あげて地域支え合いを進めることを基本に、啓発・人材育成を進めます。

学校で行っている福祉体験や地域の高齢者と交流で行っている食育なども地域福祉につながるものであり、人材育成につなげます。

ボランティアの育成に加え、健康維持や介護予防の研修など自助力を高める支援も進めます。

### 福祉学習支援、地域との交流支援

現在でも認知症キャラバンメイトとして、地域の認知症サポーター養成講座などに講師として施設職員を派遣しているなどの協力を得ています。

今後も地域貢献の一環としても地域での学習会などで協力してもらい、関係機関との連携の強化等に努めます。

### ②担い手などの発掘、育成

地域での取り組みを推進するために、高齢化や後継者不足、参加者減少などの問題を解決するための地域活動の担い手などの発掘、育成を進めましょう。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 自助 | 地域住民 | ○地区活動やボランティア、ＮＰＯなどについて情報を収集し、関心があるものについて積極的に参加しましょう。 |
| 共助・互助 | 各種団体<br>民間事業所 | ○行政区では、地域の方に積極的に声かけを行い、人材の発掘を進めましょう。<br>○行政区では、子どもや若者から高齢者まで、世代間の交流が可能なイベント、体験活動の機会・場を提供しましょう。<br>○ボランティア・ＮＰＯ・事業所などは、活動を通じて地域貢献活動を行い、担い手として参加する人の輪を広げましょう。 |
| | 社会福祉協議会 | ○サロンリーダーや災害ボランティアなどの養成講座を行います。<br>○福祉協力校での福祉体験やワークキャンプなどで人材育成を行います。<br>○ボランティアに関する各種講座を開催します。<br>○民生児童委員協議会、ボランティア連絡協議会などとの福祉課題の共有と解決に向けた取り組みを行います。<br>○地域コミュニティ活動への参加を推進します。 |
| 公助 | 和水町 | ○行政職員自体の地域福祉に関する理解のための研修を行います。<br>○教育の中で地域福祉に関する啓発を行います。<br>○地域福祉に関する各種情報の提供による状況の共有を行います。<br>○必要に応じた地域貢献活動などの要請を行います。 |

**【町の取り組み】**

**地域福祉の啓発と人材育成【再掲】**

全町あげて地域支え合いを進めることを基本に、啓発・人材育成を進めます。

学校で行っている福祉体験や地域の高齢者と交流で行っている食育なども地域福祉につながるものであり、人材育成につなげます。

ボランティアの育成に加え、健康維持や介護予防の研修など自助力を高める支援も進めます。

**各種団体との連携**

区長会、婦人会、老人会、民生児童委員、消防団、食生活改善推進委員、母子保健推進委員、保護司会、ボランティア団体などの各種団体は、いろいろな形で地域福祉推進に関わっていただいています。

今後とも、地域福祉の担い手として、町や社会福祉協議会と協働した活動を進めます。

**地域福祉の啓発**

広報での啓発、ホームページでの広報

職員の地域福祉研修、各種団体の会合などでの説明

福祉座談会開催　　など

**ボランティア養成**

- 各種ボランティア養成講座
- 福祉協力校支援
- 中学生ワークキャンプ
- ボランティア連絡協議会
- サロンボランティア養成講座
- 災害ボランティア講習会　など

**自助力支援**

- 各種出前講座
- 健康づくりへの啓発
- 健診・健康指導の活用
- 認知症サポーター養成講座
- 介護予防教室
- 男性料理教室事業　　など

## 基本目標２　協働のしくみづくり

### 【現状と課題】

近年、少子高齢化の進行、生活様式の変化、社会環境の変化などから、高齢者単独世帯、また高齢者のみの世帯が増加しています。こうした世帯の方々については、加齢により要介護状態への進行、高齢者同士の老老介護、孤立死などの問題が懸念されます。

このほかにも、子どものいじめや引きこもり、虐待、ひとり親世帯の増加などによる子どもの貧困問題など社会問題が顕在化しており、実態が指摘されています。

これに対して、身近な地域による見守りや相談から様々な支援策につなげ、住み慣れた地域の中で自立し、健康的な生活を送ることができるような支え合いの仕組みづくりが必要となります。

### ①地域活動の基盤整備

地域活動の推進に向け、活動の参加者の促進を図り、地域活動の基盤整備を進めていきましょう。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 自助 | 地域住民 | ○地区活動やボランティア、ＮＰＯなどについて情報を収集し、関心があるものについて積極的に参加しましょう。<br>○地元再発見や高齢者のいきがい活動などで経済活動を試みましょう。<br>○地域活性化のため助成金などを利用し、活動を行いましょう。 |
| 共助・互助 | 各種団体<br>民間事業所 | ○地域の農林産物などの資源や高齢者・障がい者の人材を活かした経済活動を行いましょう。<br>○各団体・活動において、参加者の拡大と若年層の取り込みなどにより、新たな発想で組織づくり・運営に取り組みましょう。 |

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 共助・互助 | 社会福祉協議会 | ○地域づくりに関する事例を紹介します。<br>○地区での福祉座談会で活動へのアドバイス、イベントなどへの支援を行います。<br>○既存施設の活用や関係団体間の連携により、活動の場をつくり出していきます。 |
| 公助 | 和水町 | ○地域づくりに関する情報提供や活動の支援を行います。<br>○地域での取り組みに関し情報提供を行います。<br>○町民に対し、広く地域活動の周知を図ることで、活動への参加を推進します。 |

## 【町の取り組み】

### 地域づくりとの連携

里づくり活動のなかでも、都市住民との交流や、高齢者の技術・知恵をいかした子ども達との交流などが行われています。また、新規転入者を受け入れることも望まれます。

この様な地域づくり活動自体が地域福祉そのものであり、情報の提供や福祉の視点でのアドバイスなど支援を行います。

### 地域活性化の推進

人口減少、高齢化が進むなかで地域の活力を高めることが必要です。

高齢者のいきがいや現金収入の一環としての経済活動や、町外の都市住民との交流や新規転入受入れなどの活性化の取り組みを、地域での支え合い活動と関連づけて支援していきます。

## 地域支え合い活動（例示）

| 区分 | 内容 | 町内事例 |
|---|---|---|
| 福祉の意識づくり | ・座談会で地域支え合いの重要性や事例の学習。<br>・地区役員会での定期的な福祉研修。 | |
| 見守りネットワーク | ・高齢者単独世帯などの日常の見守りや声かけ（新聞の取り込みや雨戸の開け閉め、電気の点灯・消灯など）。<br>・避難行動要支援者の避難行動支援など、マップや見守り台帳作成。関係者の連絡会議。 | 区長、民生児童委員が、声かけや日常の見守り活動を定期的に行っています。 |
| ふれあいサロン活動 | ・公民館などに月一回程度集まり、おしゃべりやゲーム、軽体操など。<br>・安否の確認にもなり、なにより顔を合わせることが楽しみ。 | |
| 交流活動 | ・支え合い活動の前提となる地区住民、世代間の顔合わせ、交流活動。<br>・住民間の日ごろの顔合わせの機会、子ども会と老人会との交流など。 | |
| 生活支援活動 | ・ゴミ出しや、電灯の交換、家具の移動などのお手伝い。気軽に頼めて、過度なお返しにならない仕組みづくり。<br>・子ども達の登下校などの見守り活動。 | 老人クラブ等、地域で見守りを行っています。 |
| 防災活動 | ・初期消火の訓練（消火器の使い方、消火栓の使い方）避難訓練。炊き出し訓練。<br>・防災マップを利用し、隣保班ごとの避難方法の話し合いなど。 | 避難訓練(炊き出し訓練)<br>H27 年３月　十町地域<br>H28 年３月　菊水南校区<br>H29 年３月 大田黒、野田地区<br>H30 年 10 月　菊水西校区 |
| 健康づくり活動<br>福祉学習活動 | ・健康づくりに関する学習会の開催。<br>・健康増進のための、軽スポーツなどの実施。<br>・認知症の初期症状の早期発見や生活習慣病予防など、地域支え合いや健康づくりに関する学習会の開催。 | |
| 地域おこし活動 | ・みんなが楽しく関わりながら地域に活力がわくような取り組みの工夫。 | |
| 福祉の話し合い活動<br>福祉の仕組みづくり | ・継続的な福祉の話し合い。<br>・近隣者に福祉の協力をお願いし、民生児童委員との連携した見守り活動。<br>・地区の組織でのサロンや交流活動など、いろいろな活動のお世話を実施など。 | |

### ②情報提供体制の確立

住民一人ひとりが地域における活動の内容を把握し、それぞれにできるところで参加していく意識の醸成と活動への参加を促進するために、様々な媒体を通じて広く町民に向けた情報提供体制の確立を進めましょう。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 自助 | 地域住民 | ○福祉の制度やサービスに関心を持ち、積極的に情報を収集しましょう。<br>○回覧版や町の広報などの媒体から、必要な情報を収集しましょう。 |
| 共助・互助 | 各種団体<br>民間事業所 | ○地域福祉団体やサービス事業者は、提供するサービスや支援内容について広く情報を発信しましょう。<br>○行政区や民生児童委員は、見守り活動を通し、情報が必要な人へ福祉サービス、各種支援に関する情報を伝えましょう。 |
| | 社会福祉協議会 | ○広報紙などを通し、情報が必要な人へ福祉サービス、各種支援に関する情報を伝えます。 |
| 公助 | 和水町 | ○広報誌やパンフレットをはじめ、ホームページなど様々な媒体を活用して、福祉サービスの情報提供に取り組みます。<br>○障がい者や高齢者などを含むすべての町民に配慮した情報提供に努めます。 |

### ③相談体制の充実

地域の中で安全・安心な生活を送ることができるよう、様々な問題や悩みを解決に結び付ける相談体制の整備を進めていきましょう。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 自助 | 地域住民 | ○個人、家庭、近隣の困りごとなどの解決に向けて、社会福祉協議会、民生児童委員、地域包括支援センター、子育て支援拠点施設、保健センターなどの相談窓口を積極的に活用しましょう。 |
| 共助・互助 | 各種団体<br>民間事業所 | ○関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努めましょう。<br>○民生児童委員が行う地域の相談活動については、行政の相談機関と連携して解決に取り組みましょう。 |
| | 社会福祉協議会 | ○社会福祉協議会や民生児童委員などの関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努め、問題解決につながる支援を行っていきます。 |
| 公助 | 和水町 | ○相談窓口の周知徹底を図ります。<br>○福祉の総合的な相談窓口の体制を整備する。地域包括支援センター、地域子育て支援センターなどの地域における身近な相談窓口について、周知を図ります。<br>○研修会などの開催や受講により、各種相談員の技術の向上を図ります。<br>○相談員が地域に出向き、相談しやすいように声かけなどを行っていきます。<br>○相談体制確立のため関係課連携の仕組みづくりに取り組みます。 |

## 【町の取り組み】

### 総合相談・総合対応

各種相談窓口があり個々に対応するだけでなく、必要に応じて関係部署と連携して相談に対応しています。

しかし、複合的で複雑な課題に対し一層連携した対応が必要です。相談担当者の研修とともに、現在の地域ケア会議の充実や情報共有の手続きなどにより総合対応の仕組みを進めます。

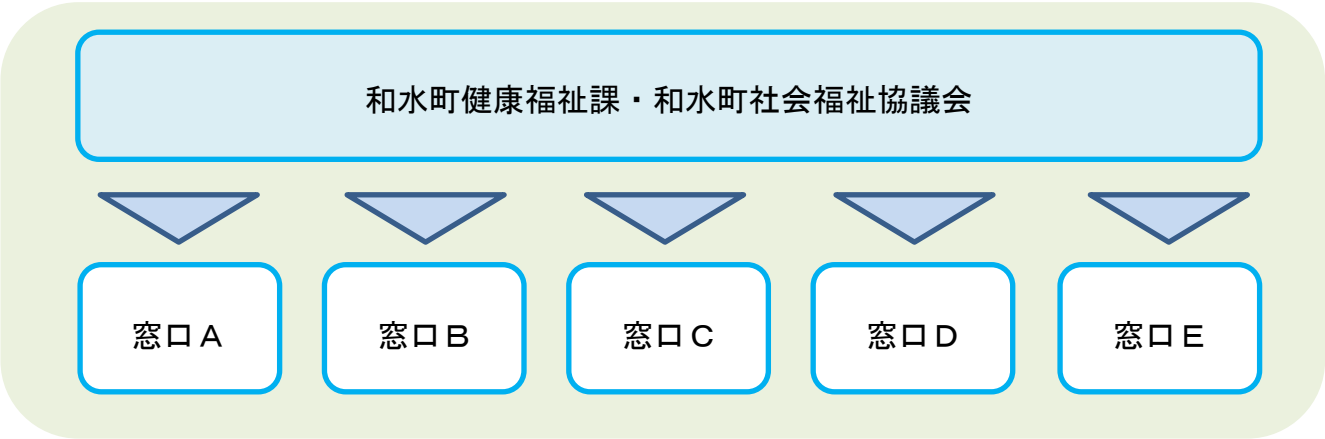

### スクールカウンセラー事業

三加和中学校、菊水中学校を拠点とし毎週火曜日の午後、臨床心理士によるカウンセリング等を実施し、生徒を対象としたいじめ問題はもとより様々な心の問題に対応しています。相談の内容により関係機関につなげています。

### ④見守り体制の充実

住み慣れた地域の中で、安全・安心な暮らしを送ることができるよう、支援が必要な方々を地域で見守り、必要な支援へつなげていくことができる見守り体制の整備を進めていきましょう。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 自助 | 地域住民 | ○困りごとの解決に向けて、区長や民生児童委員など地域の相談役に相談しましょう。また、近隣に困りごとを抱えている人がいた場合、相談につなげていきましょう。<br>○成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、権利擁護に関わる制度について理解を深めましょう。 |
| 共助・互助 | 各種団体<br>民間事業所 | ○民間事業所は業務の範囲などで見守り活動への参加と通報体制に努めましょう。<br>○区長や民生児童委員などを中心に、支援の必要な方を把握しましょう。<br>○行政区などで地域の困りごとを共有し、解決のための方策を考えていきましょう。<br>○成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、権利擁護に関わる制度の利用が必要な人を利用につなげましょう。 |
| | 社会福祉協議会 | ○見守りネットワークの構築を進めます。 |
| 公助 | 和水町 | ○地域と連携して、要援護者、生活困窮者などの把握に取り組み、情報を共有する体制を確立します。<br>○生活困窮者及びその恐れのある方々を、自立に向けた支援に結びつけます。<br>○地域包括支援センター、社会福祉協議会などと連携して、成年後見制度などの関連制度の周知と利用促進を図ります。 |

## 【町の取り組み】

| 見守りネットワークの構築 |
| --- |
| 外回りの業務を持つ事業所などと連携し、緊急状態の報告、民生児童委員による定期的な訪問の見守りも行っています。<br>その他にも子育て支援センター、老人会、婦人会等とも連携し、地域の子どもや高齢者の支援・見守り体制を構築していきます。 |

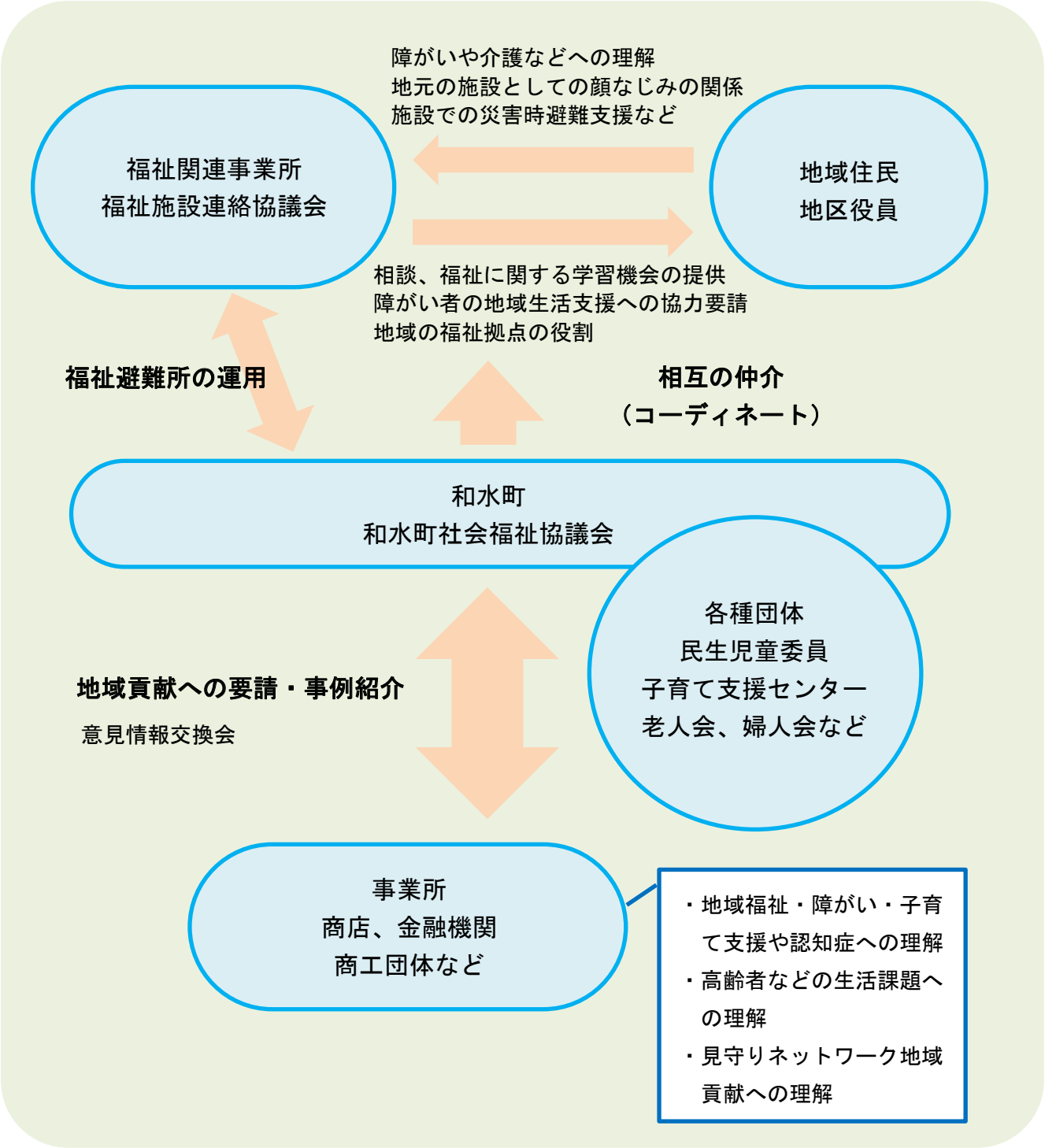

## 成年後見人制度の推進

判断能力が十分でない人が、権利と財産を守り支援する制度です。本町では健康福祉課、和水町社会福祉協議会、地域包括支援センターが連携し相談・対応などを行っています。

| | 平成２６年度 | 平成２７年度 | 平成２８年度 | 平成２９年度 | 平成３０年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 相談・問合せ件数 | 約１０人 | 約１０人 | 約１０人 | 約１０人 | 約１０人 |

## 生活困窮者への支援

健康福祉課、和水町社会福祉協議会に生活困窮者の相談窓口として設置しており、必要に応じて関係機関と連携し対応します。

## 基本目標３　安心・安全なまちづくり

### 【現状と課題】

地域福祉の充実のためには、地域における支え合いのしくみと、民間及び公的機関による解決機能の強化と環境整備が必要であり、またこの二つが相互に連携を図ることが重要となります。

本町では、子どもや子育てをする家庭、高齢者、障がいを持つ方など、様々な支援を必要とする方々への公的なサービスを、地域のニーズに応じて適切に提供していくとともに、地域で福祉に関する活動を担う方々、団体などと連携し、すべての町民が安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

また、近年は地震や風水害などの自然災害が頻発しており、防災・減災への取り組みや、災害時の緊急避難体制の整備について関心が高まっています。安心して暮らせるまちづくりのためには、こうした災害時に、高齢者や障がいを持つ方々でも適切に避難行動をとることのできる支援が必要となります。

この緊急時の避難行動については、本計画の重点課題の一つとしてとらえ、既存の制度のもとの整備体制を進めています。

### ①福祉サービスの利用促進

福祉での支援が必要になった場合、個人に応じた適切なサービスを受け、地域での生活を維持していけるよう、福祉サービスの充実を図ります。本計画により各種関連計画の地域福祉推進の具体化のための取り組み方針を決め、本町の地域福祉の推進に取り組みます。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 自助 | 地域住民 | ○日ごろから福祉サービスに関心を持ちましょう。<br>○福祉サービスに関する相談がある場合には行政やサービス事業所に伝えましょう。 |

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 共助・互助 | 各種団体<br>民間事業所 | ○サービス事業者は、利用者からの相談に対応する相談窓口の充実を図りましょう。<br>○地域の福祉ニーズを把握し、必要なサービスの充実に努めましょう。<br>○事業所の状況に応じて新しいサービスへ参加しましょう。 |
| | 社会福祉協議会 | ○地域の課題を早期発見し、専門機関との連携・協働により早期解決を目指します。<br>○福祉サービスの充実・強化に努めます。<br>○地域のニーズの把握と新しいサービスの検討を行います。 |
| 公助 | 和水町 | ○福祉に関する行政サービスの適切な運営に努めます。<br>○地域包括支援センターなどの各種相談窓口における、サービスに関する苦情相談の対応を充実させます。<br>○福祉サービス事業者の情報公開や、必要に応じ指導などに取り組みます。<br>○福祉サービス事業所の職員や、サービス提供者の研修充実について働きかけます。<br>○子どもから高齢者まで、障がいのある方もない方も，地域で自分らしく暮らし続けられるよう，ライフステージに合わせた保健・医療・福祉の連携を図ります。<br>○住民のニーズの把握とサービスの検討を行います。 |

## 【町の取り組み】

### 子ども・子育て支援事業計画

一人ひとりの子どもが健やかに成長することのできる社会の実現に向けて、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるための計画を策定し取り組みを行っています。

計画の期間は平成２７年度（2015 年度）から平成３１年度（2019 年度）までです。

| |
|---|
| 学校教育・保育の提供体制の整備 |
| 幼稚園　認定こども園　保育所　地域型保育 |
| 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備 |
| 利用者支援事業　地域子育て支援拠点事業　妊婦健康診査　乳児家庭全戸訪問事業<br>養育支援訪問事業　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業　子育て短期支援事業<br>ファミリー・サポートセンター事業　一時預かり事業　延長保育事業<br>病児保育事業　放課後児童クラブ |

### 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

本町の高齢者が生涯にわたって心身ともに健康で、社会との関わりを持つ中で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりや高齢者単独世帯や認知症高齢者も増加していく中、本町の高齢者施策の推進及び介護保険事業の適切な運営を目的として計画を策定し、高齢者福祉の向上に努めています。

計画の期間は平成 30 年度（2018 年度）から 2020 年度までです。

### 障がい者計画・障がい（児）福祉計画

障がい福祉施策全般の方向性を定めた障がい者計画と、障がい者と障がい児に対する障がい福祉サービスの必要量を見込んだ障がい（児）福祉計画を策定し、障がい福祉の向上に努めています。

第３期障がい者計画は平成 30 年度（2018 年度）から 2023 年度まで、第５期障がい福祉計画、第１期障がい児福祉計画は平成 30 年度（2018 年度）から 2020 年度までです。

### 新しいサービスの検討

社会の状況、地域の状況や住民ニーズに応じ必要とされるサービスについて、行政・和水町社会福祉協議会・各福祉事務所などで協働して検討していきます。

### ②安心して暮らせるまちづくり

地域において安心して暮らすために、地域における支え合いの仕組みと、民間及び公的機関による解決機能の強化と環境整備（交通、住宅、買物など）が必要です。様々な支援を必要とする人が住みやすく安心して暮らせるまちづくりを推進します。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 自助 | 地域住民 | ○地元で「乗り合せ」について取り組みましょう。<br>○地域の住宅に関する相談と制度を利用しましょう。 |
| 共助・互助 | 各種団体<br>民間事業所 | ○事業所の地域貢献活動などでのインフォーマルサービスを推進しましょう。<br>○民間事業所が行う移動販売や配食サービスについての情報を共有しましょう。<br>○高齢者や障がい者の個別の状況に応じ、施設の改修を行いましょう。 |
| | 社会福祉協議会 | ○各行政区での活動を支援し、地域支え合い活動の充実につなげます。<br>○福祉座談会などで活動事例の紹介や相談を行います。 |
| 公助 | 和水町 | ○地域住民や各種団体・事業所などのインフォーマルサービスの立ち上げや充実に対しての支援を行います。<br>○乗合タクシーなどの幅広い検討・実施を行っています。<br>○町内民間事業所が行っている移動販売や食事の販売などについて、協議を行いサービスの充実に努めます。<br>○住宅改修の有意性などを広報紙で周知し、改修を促します。<br>○介護保険サービスでの改修などの周知を行います。 |

**地域包括ケアへの寄与**

医療・介護・予防などが連携し、在宅での介護を中学校区程度の範囲で包括的にケアする、地域包括ケアシステムの推進が国の方針としてあげられています。

そのために、専門機関の連携を進めるものですが、地域福祉の観点からは地域住民の支え合い活動の充実を進めていきます。

平成 30 年に高齢者人口のピークを迎える本町では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の歩いて通える場における介護予防の推進を図ってきました。第７期計画期間では、「自助・互助・共助・公助」の考え方の下、通いの場の参加者の拡大と、地域住民の互助による支えあいのしくみづくりを進めていきます。

また、認知症の方や独居高齢者、障がい者、子どもなど、生活上の支援を必要とする方が、可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう、医療・介護の連携強化や地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの早期実現を目指します。

地域包括ケアシステムの５つの構成要素

資料：三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成 27 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016 年

資料：第７期和水町高齢者計画及び介護保険事業計画

## 交通支援

公共交通のバス路線は７路線ありますが、それでもバス停までの距離が遠いなど交通の利便性を高めることが望まれています。

移動手段の確保は生活の維持だけでなく介護予防にとっても重要であり、乗合タクシーなど幅広い方策での検討を進めていきます。

和水町地域公共交通網形成計画より、利用しやすく将来にわたって持続可能な公共交通の確保へ向けた取り組みを進めます。

| 年度 | 取り組み内容 |
|---|---|
| 平成２６年度 | 新たな公共交通（コミュニティーバス・乗合タクシー等）の導入について検討を開始。 |
| 平成２７年度 | 「和水町地域公共交通網形成計画」（計画期間：平成２８年度～３２年度）を策定。 |
| 平成２８～２９年度 | 地域公共交通網形成計画に位置付ける、新たな公共交通の導入として、平成２９年１０月から、おでかけ交通「あいのりくん」（予約型乗合タクシー）の運行を開始。 |
| 平成３０年度 | ■あいのりくんの利用登録者数（平成３０年７月末時点）<br>４８８人（菊水地区：３５９人　三加和地区：１２９人）<br><br>■運行時間帯の拡大<br>【運行を追加する時間帯】<br>①午前８時３０分～午前９時<br>②正午～午後１時<br><br>■乗降場所の追加<br>①菊水地区指定乗降場所（４か所）<br>・肥後銀行菊水支店<br>・玉名農業協同組合菊水総合支所<br>・和水クリニック<br>・コメリハード＆グリーン菊水店<br>②三加和地区指定乗降場所（６か所）<br>・玉名農業協同組合三加和総合支所<br>・緑郵便局<br>・森の里クリニック<br>・歯科処神崎<br>・三加和郵便局<br>・三串歯科医院 |

## 買物・食事支援

集落内に店舗がなくなり、加えて、交通手段が限られているなど日常の買物自体が課題となっています。また、高齢者単独世帯などは食事にも課題があります。

町内の事業所と連携し、買物支援や配食サービス方策の検討を進めます。

## 介護保険制度における住宅改修

自宅での介護や転倒予防などのために、段差の解消や手すりの設置などの住宅改修が必要な場合には、改修に関する助成や事例の紹介など、住宅改修を支援します。

### ③地域の健康づくりの促進

地域住民が生涯にわたって健やかに活力あふれる生活を送るためには、一人ひとりが健康に関心を持ち健康づくりと介護予防に取り組むことが重要です。そのためにも、健康づくりや介護予防に関する取り組みの充実、地域住民への周知・啓発を推進します。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 自助 | 地域住民 | ○地域で健康維持などの取り組みを行いましょう。<br>○日ごろからの健康づくりを行いましょう。<br>○特定健康診断を受診しましょう。<br>○隣近所で地域支え合い活動を推進しましょう。 |
| 共助・互助 | 各種団体<br>民間事業所 | ○健康づくりに関する専門職員を地域での学習会へ派遣しましょう。<br>○職場、団体での健康づくりに関する取り組みを行いましょう。 |
| | 社会福祉協議会 | ○お茶の間筋トレ及びサロンなどでの健康づくり、介護予防の支援に取り組みます。<br>○各行政区での活動を支援し地域支え合い活動の充実につなげます。<br>○「食の自立支援事業」を支援します。 |
| 公助 | 和水町 | ○赤ちゃんからお年寄りまで幅広い年齢層に対応した健康の啓発、健康づくりの支援を行います。<br>○福祉座談会やサロンなどへの保健師の派遣、出前講座を行います。 |

## 【町の取り組み】

### 健康づくり支援

今後、高齢化が一層進むことから、健康維持や健康寿命を延ばすことが必要です。

子どもの時からの福祉意識や地域住民での支え合い活動を進めていくなかで、健康づくりをあわせて進めていきます。

**子どもの時からの健康づくり**

**・家庭訪問事業**

| 平成２９年度 | 妊婦 | 産婦 | 未熟児 | 乳児 | 幼児 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 助産師訪問 | ０ | １１ | ０ | １１ | ０ | ０ |
| 保健師訪問<br>実人数 | ０ | ７４ | ６ | ６８ | １０ | ３ |

**・乳幼児健診（３～４か月児健診、６～７か月児健診、１歳６か月児健診、３歳児健診）**

| 平成２９年度 | ３～４か月児<br>健診 | ６～７か月児<br>健診 | １歳６か月児<br>健診 | ３歳児健診 |
|---|---|---|---|---|
| 受診率 | １００％ | ９８．５％ | ９２．９％ | ９５％ |

**・親子クッキング**
**・放課後子ども支援料理教室調理指導**

など

**生活習慣病予防（臓器を守る）**

**・住民健康診査**
**・出しゃばり健康チェック**
**・健康教育（出前講座）**

など

**介護予防　健康維持**

**・お茶の間筋トレ**

町内５６地区（平成２９年度現在）で、各行政区の公民館を活用し、運動指導士や看護師が中心になって、介護予防体操を実施しています。

**・ふれあいサロン**

など

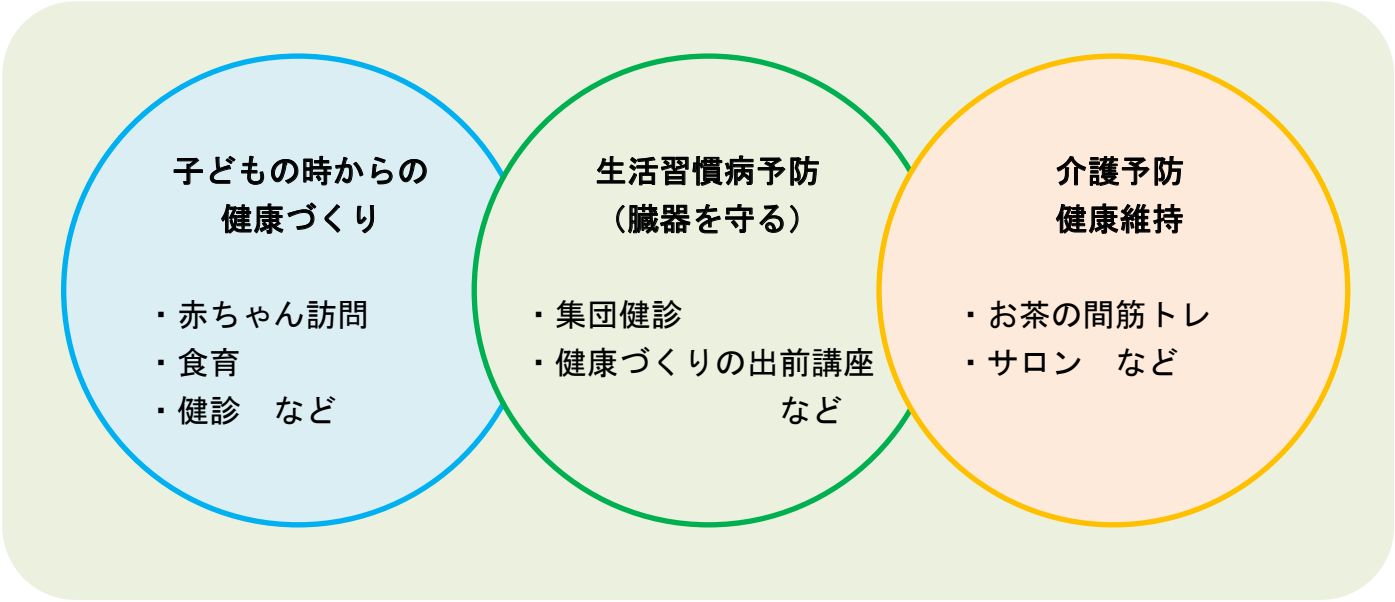

## 参考：和水町健康増進計画

### ■ ライフステージごとの食品目安量 ■

| 食品 | | | 成人 | 授乳期 | 妊娠 | | | | | | 乳児 | | | 幼児 | | 小学生 | | | 中学生 | | 高校生 | | 高齢者 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 前期 | 中期 | 後期 | 妊娠高血糖 | 妊娠高血圧症候群 | | 6か月 | 8か月 | 11か月 | 3歳 | 5歳 | 6～8歳 | 9～11歳 | | 12～14歳 | | 15～17歳 | | 70歳以上 | |
| | | | | | 0～16週未満 | 16～28週未満 | 28～40週 | 尿糖＋ | 尿糖－ | 尿糖±以上 | 開始２カ月 | 開始4カ月 | 開始7カ月 | | | | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 第1群 | 乳製品 | 牛乳1本 200ｃｃ | **200** | **400** | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 母乳・ミルク900 | 母乳・ミルク700 | 母乳・ミルク600（プレーンヨーグルト40） | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 200 | 200 |
| | 卵 | Mサイズ 1個50ｇ | **50** | **50** | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 卵黄５ | 卵黄～全卵25 | 卵黄～全卵25 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 第2群 | 魚介類 | 1/2切れ 50ｇ | **50** | **50** | 50 | 50 | 50 | 50 | 30 | 30 | 0 | 10 | 15 | 30 | 40 | 50 | 50 | 50 | 60 | 60 | 70 | 60 | 50 | 50 |
| | 肉類 | 薄切り肉 2～3枚50g | **50** | **50** | 50 | 50 | 50 | 50 | 30 | 30 | 0 | 10 | 15 | 25 | 40 | 50 | 50 | 50 | 60 | 60 | 70 | 60 | 50 | 50 |
| | 大豆製品 | 豆腐なら 1/4丁 110ｇ | **110** | **165** | 165 | 165 | 165 | 165 | 110 | 110 | 5 | 0 | 40 | 40 | 70 | 80 | 100 | 80 | 165 | 120 | 165 | 110 | 110 | 110 |
| 第3群 | 緑黄色野菜 | 人参 ほうれん草 トマトなど | **150** | **200～250** | 200～250 | 200～250 | 200～250 | 200～250 | 200～250 | 200～250 | 20 | 30 | 45 | 70 | 100 | 100 | 150 | 100 | 200 | 150 | 200 | 150 | 150 | 150 |
| | 淡色野菜 | 大根　白菜 キャベツ 玉ねぎなど | **250** | **250** | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 20 | 20 | 45 | 100 | 140 | 150 | 200 | 180 | 250 | 250 | 300 | 250 | 200 | 200 |
| | いも類 | ジャガイモなら 1個100g | **100** | **100** | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 20 | 20 | 30 | 40 | 50 | 80 | 100 | 100 | 120 | 100 | 120 | 100 | 100 | 100 |
| | くだもの | リンゴなら1/4個とみかん1個で80kcal | **80kcal** | **120kcal** | 120kcal | 120kcal | 120kcal | 80kcal | 120kcal | 80kcal | － | すりおろし30～40 | すりおろし50～70 | 80kcal | 80kcal | 80kcal | 80kcal | 80kcal | 80kcal | 80kcal | 80kcal | 80kcal | 80kcal | 80kcal |
| | きのこ | しいたけ えのき シメジなど | **50** | **50** | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | － | － | － | 20 | 30 | 30～50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | 海藻 | のり ひじきなど | **30～50** | **50** | 50 | 50 | 50 | 50 | 30 | 30 | － | 3 | 5 | 20 | 20 | 30 | 30～50 | 30～50 | 30～50 | 30～50 | 30～50 | 30～50 | 30～50 | 30～50 |
| 第4群 | 主食 | ご飯3杯（450ｇ） | **個人によりまちまち** | **個人によりまちまち** | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち |
| | 油 | 油大さじ1.5（18g） | **個人によりまちまち** | **個人によりまちまち** | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | バターで2 | バターで3 | 4 | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち | 個人によりまちまち |
| | 砂糖類 | 砂糖大さじ1（9ｇ） | **20** | **20** | 20 | 20 | 20 | 10 | 20 | 10 | 0 | 0 | 3 | 10 | 10 | 15 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| | 酒類（アルコール） | | **20** | **禁酒** | 禁酒 | 禁酒 | 禁酒 | 禁酒 | 禁酒 | 禁酒 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 | 20 |

資料：和水町健康増進計画

## 参考：熊本県の取り組み

熊本県では、厚生労働省の「スマート・ライフ・プロジェクト」と連動して、元気で健康で楽しく毎日が送れることを目標とした「くまもとスマートライフプロジェクト」を実施しています。

■　６つのアクション　■

| | | |
|---|---|---|
| **「適度な運動」で健康寿命をのばしましょう**<br>毎日 10 分の運動、あと 1,000 歩をプラス | **「適切な食生活」で健康寿命をのばしましょう**<br>１日にあと１皿（100g）の野菜をプラス | **「禁煙」で健康寿命をのばしましょう**<br>禁煙でたばこの煙をマイナス |
| **「健診やがん検診受診」で健康寿命をのばしましょう**<br>年に１度は体のチェック | **「歯と口腔のケア」で健康寿命をのばしましょう**<br>丁寧な歯磨きと定期歯科健診をプラス | **「十分な睡眠」で健康寿命をのばしましょう**<br>質の高い快適な睡眠で元気をプラス |

**○くまもとスマートライフプロジェクトとは・・・**

県民の健康づくり意識の醸成と企業・団体等への健康経営を推進するため、６つのアクション（①適度な運動、②適切な食生活、③禁煙、④健診やがん検診受診、⑤歯と口腔のケア、⑥十分な睡眠）を呼びかけ、県民の生活習慣の改善を促す取組みです。　くまもとスマートライフ　検索

○くまもとスマートライフプロジェクトがすすめる６つのアクションとは・・・

**○くまもとスマートライフプロジェクト応援団！**

「くまもとスマートライフプロジェクト」の趣旨に賛同し、社員や職員、その家族、県民（消費者）に向けて、健康づくりへの意識啓発、健康づくり活動の実践に協力していただける、または、具体的なアクションに取り組む県民に地域の一員として施設やイベントなどの機会を提供していただける企業・団体のことです。

資料：第４次くまもと２１ヘルスプラン（熊本県）

### ④地域防災力・防犯体制の強化

近年多発する自然災害や、手口の巧妙化する犯罪被害を防ぐために、地域の中での取り組み、または関係機関との連携を軸に、安全・安心の環境づくりを進めていきます。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 自助 | 地域住民 | ○災害時に避難所を活用しましょう。<br>○防災マップと見守り体制を確認しましょう。<br>○自主防災組織に参加しましょう。<br>○個人・家庭で防災・減災意識を高め、災害時の避難行動などについて話をしましょう。<br>○防犯に関する意識を高めましょう。<br>○地域の防犯活動へ参加しましょう。 |
| 共助・互助 | 各種団体<br>民間事業所 | ○福祉避難所の協定締結により運用訓練を行いましょう。<br>○福祉避難所での地元との防災や避難支援に関する協力関係作りに努めましょう。<br>○避難行動要支援者のための福祉避難所の運用をしましょう。 |
| | 社会福祉協議会 | ○防災見守りマップの作成の支援に努めます。<br>○防災見守りマップをもとにした見守りネットワークを支援します。<br>○要援護者避難支援などを行います。<br>○地域での見守りネットワークのなかで、要配慮者情報の把握を行います。<br>○自主防災組織の活動を支援します。 |
| 公助 | 和水町 | ○避難所の備品の体制の整備を行います。<br>○避難所の周知に努めます。<br>○避難行動要支援者情報の把握に努めます。<br>○防災体制の見直しや防災訓練実施の指導を行います。<br>○避難行動要支援者の把握と災害時に必要な情報の活用を行います。<br>○近年増加している詐欺などの犯罪について、情報の提供や防犯教室などを開催し、町民の皆さんの防犯意識を高める支援を行います。 |

## 【町の取り組み】

### 防災見守りマップの作成と自主防災

防災見守りマップは、防災に関する情報（消火栓や避難場所の位置、危険箇所の洗い出し）と、高齢者単独世帯などの見守りに関する情報をまとめるものです。

防災は関心事であり、自主防災組織を整えるとともに、災害時の要支援者の避難と見守り活動にもつながっていきます。

### 防災対策

見守りネットワークにも密接な地域の防災力を高めるため、防災訓練・救命救急法の研修など、自主防災組織活動の支援を進めます。

現状では校区毎に避難訓練を行い、避難者受入などの防災体制の再確認および体制づくりを行っています。

＜実施内容＞

・消火訓練

・炊き出し訓練　　など

### 避難行動要支援者の避難行動支援

高齢者単独世帯や障がい者など、災害時に避難支援が必要な人について、地域での見守りや避難支援の体制を整えていきます。

特に、災害時に活用すべき情報については、各行政区と共有し有効に活用します。

**福祉避難所**

特別養護老人ホームや老人保健施設などの協力のもと、災害時において介護が必要な避難行動要支援者を受け入れる福祉避難所の運用を進めます。

また、広報紙などを利用して福祉避難所の周知を行います。

■　避難所・福祉避難所　■

**菊水地区**

| 施設名 | 危険種類 | 指定緊急避難所 | 指定避難所 | 自主避難所 | 福祉避難所 | 収容人数 | 施設管理 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 和水町体育館 | 台風<br>地震 | ○ | ○ | | | 850 | 社会教育課 |
| ふれあい会館 | 台風<br>地震 | ○ | ○ | | | 300 | 社会教育課 |
| 中央公民館 | 水害・土砂<br>台風・地震 | ○ | ○ | ○ | | 300 | 社会教育課 |
| 菊水中学校体育館 | 水害 | ○ | ○ | | | 500 | 学校教育課 |
| 菊水中央小学校体育館 | 地震<br>土砂 | ○ | ○ | | | 450 | 学校教育課 |
| 菊水西小学校体育館 | 地震<br>土砂 | ○ | ○ | | | 350 | 学校教育課 |
| 菊水東小学校体育館 | 地震<br>土砂 | ○ | ○ | | | 450 | 学校教育課 |
| 菊水南小学校体育館 | 地震<br>土砂 | ○ | ○ | | | 350 | 学校教育課 |
| 和水町役場（本庁）職員駐車場 | 地震 | ○ | | | | 100 | 総務課 |
| 下津原西公民館 | 水害 | ○ | | | | 30 | 地元区 |
| 下津原中公民館 | 水害 | ○ | | | | 30 | 地元区 |
| 下津原東公民館 | 水害 | ○ | | | | 30 | 地元区 |
| 下久井原公民館 | 水害 | ○ | | | | 50 | 地元区 |
| 上久井原公民館 | 水害 | ○ | | | | 60 | 地元区 |
| 長小田公民館 | 水害 | ○ | | | | 30 | 地元区 |
| 内田公民館 | 水害 | ○ | | | | 60 | 地元区 |
| 江栗集会場 | 水害 | ○ | | | | 30 | 地元区 |
| 特別養護老人ホーム<br>きくすい荘 | － | | | | ○ | | きくすい荘 |
| 特別営利活動法人　黎明<br>グループホーム夢路 | － | | | | ○ | | 夢路 |

## ■　避難所・福祉避難所　■

**三加和地区**

| 施設名 | 危険種類 | 指定緊急避難所 | 指定避難所 | 自主避難所 | 福祉避難所 | 収容人数 | 施設管理 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| スカイドーム 2000 | 地震 | ○ | ○ | | | 1500 | 社会教育課 |
| 三加和公民館 | 水害・土砂<br>台風・地震 | ○ | ○ | ○ | | 500 | 社会教育課 |
| 春富集会センター | 水害・台風<br>地震 | ○ | ○ | | | 50 | 住民課 |
| 福祉センター<br>（あばかん家） | 台風<br>地震 | ○ | ○ | | | 100 | 社会福祉協議会 |
| 三加和小学校体育館 | 地震 | ○ | ○ | | | 300 | 学校教育課 |
| 旧緑小学校体育館 | 地震<br>土砂 | ○ | ○ | | | 500 | 社会教育課 |
| 旧神尾小学校体育館 | 地震<br>土砂 | ○ | ○ | | | 500 | 社会教育課 |
| 旧春富小学校体育館 | 地震<br>土砂 | ○ | ○ | | | 500 | 社会教育課 |
| 和水町役場三加和総合支所裏<br>多目的広場 | 地震 | ○ | | | | 200 | 社会教育課 |
| 平野公民館 | 水害 | ○ | | | | 30 | 地元区 |
| 猿懸山口公民館 | 水害 | ○ | | | | 30 | 地元区 |
| 中岩公民館 | 水害 | ○ | | | | 30 | 地元区 |
| 上岩公民館 | 水害 | ○ | | | | 30 | 地元区 |
| 東山公民館 | 水害 | ○ | | | | 30 | 地元区 |
| 野中公民館 | 水害 | ○ | | | | 30 | 地元区 |
| 特別養護老人ホーム<br>和楽荘 | － | | | | ○ | | 和楽荘 |
| 介護老人保健施設<br>清風苑 | － | | | | ○ | | 清風苑 |

# ２．和水町地域福祉活動計画

## 基本目標１　支え合いの意識と人づくり

### ①地域活動参加への意識づくり

社会福祉協議会では、福祉座談会や出前講座などを通じて、地域での支え合い、地域参加の重要性を広め、地域福祉を充実させていくことを目指します。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 共助・互助 | 社会福祉協議会 | ○福祉座談会を実施し、住民と直接の協力関係作りを行います。<br>○地域の福祉力向上のため、行政の出前講座や事業所の講師などのコーディネートを行います。 |

**【社会福祉協議会の取り組み】**

**福祉座談会（ワークショップ）の取り組み**

**【現状と課題】**

平成 30 年度に３地区で実施しました。

**【基本的な考え方】**

住民の支え合いの意識を引き出し、地域での取り組みにつなげるうえで福祉座談会が有効です。

**【主な取り組み】**

・開催を区長へ要請
・年間 10 地区程度開催

| 目標（福祉座談会） | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | １０地区 | １０地区 | １０地区 | １０地区 | １０地区 |

## 福祉座談会実施地区の継続支援

**【現状と課題】**

平成 24 年度に４地区１里づくり（９行政区）で実施しており、継続的な支援が必要です。

**【基本的な考え方】**

福祉座談会実施後も、継続的に関わりを持ち、住民主体の地域支え合い活動を支援していきます。

**【主な取り組み】**

・福祉座談会実施地区を対象に継続支援

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 福祉座談会実施地区を対象に継続的に支援 → | | | | |

## ふれあいサロン事業支援

**【現状と課題】**

地区の公民館を中心に、介護予防を目的とした生きがいづくりの場として 30 年度現在、８か所で実施しています。

| | 平成２６年度 | 平成２７年度 | 平成２８年度 | 平成２９年度 | 平成３０年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施か所 | ５か所 | ７か所 | ７か所 | １０か所 | ８か所 |

**【基本的な考え方】**

福祉座談会などで事例を紹介するなど、サロンの効果を広報し、各地区での実施を促します。

**【主な取り組み】**

・サロンボランティア養成講座の実施
・活動紹介のパンフレットの作成
・サロンボランティア実施か所（地区数）の増強

| 目標（サロン開催か所） | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ８か所（地区）で行っているサロンボランティアを１５か所に増強 → | | | | １５か所（地区） |

## 出前講座の開催

**【現状と課題】**

平成 30 年度はキャラバンメイトとして認知症に関する講習会を 6 回実施しました。

**【基本的な考え方】**

住民が地域支え合いに対して関心を高め、認知症や介護などについて理解が深まるように努めます。

**【主な取り組み】**

・地域や団体などを対象に、福祉に関する勉強会を開催
・役場・福祉関連事業所などと合同体制整備

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

### ②担い手などの発掘、育成

社会福祉協議会では、住民に最も近い地域の活動団体として、地域の人材に関する情報収集と提供、また人材育成のための様々な啓発や人材交流の場を設け、その参加者を増やしていくことで、今後の地域活動を担う人材、またリーダーの育成を支援していきます。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 共助・互助 | 社会福祉協議会 | ○サロンリーダーや災害ボランティアなどの養成講座を行います。<br>○福祉協力校での福祉体験やワークキャンプなどで人材育成を行います。<br>○ボランティアに関する各種講座を開催します。<br>○民生児童委員協議会、ボランティア連絡協議会などとの福祉課題の共有と解決に向けた取り組みを行います。<br>○地域コミュニティ活動への参加を推進します。 |

### 【社会福祉協議会の取り組み】

#### サロンボランティア養成講座

**【現状と課題】**

現在、ボランティアリーダーにより８か所でサロン活動を実施しています。

| 平成３０年度のサロンボランティア養成講座の実施内容 |
|---|
| ・生活支援体制整備事業説明<br>・認知症講座<br>・傾聴講座<br>・手芸講座 |

**【基本的な考え方】**

サロン活動におけるボランティアリーダーの養成を行います。また、ボランティア同士の定期的な情報交換などを行います。

**【主な取り組み】**

・ボランティアリーダーを養成

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 総合的な学習の時間の支援

**【現状と課題】**

派遣要請があった学校に必要に応じた内容を指導実施。必要に応じて施設に協力を依頼します。

要請に応じて車椅子体験、高齢者疑似体験、点字体験、アイマスク体験、手話体験を実施します。

| | 平成２６年度 | 平成２７年度 | 平成２８年度 | 平成２９年度 | 平成３０年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施か所 | ６回<br>（３校） | ６回<br>（３校） | ９回<br>（４校） | ７回<br>（３校） | ７回<br>（３校） |

**【基本的な考え方】**

体験を通じて、福祉について考えるきっかけづくりの場を提供します。

**【主な取り組み】**

・出前講座の内容の検討

| 目標 | 平成３１年度<br>（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 継続的に実施 → | | | | |

## 中学生ワークキャンプ事業

**【現状と課題】**

現在、５施設（参加者 20 人）に依頼し夏休み期間を利用して、ボランティア体験及び施設での体験学習を実施しています。

**【基本的な考え方】**

体験を通じて、福祉の担い手・福祉について考えるきっかけづくりの場を提供します。

**【主な取り組み】**

・周知活動による参加者の確保

| 目標<br>（参加者） | 平成３１年度<br>（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ２０人 | ２０人 | ２０人 | ２０人 | ２０人 |

## 福祉協力校への助成

**【現状と課題】**

町内すべての小・中学校を福祉協力校と指定し、申請に応じて助成を実施しています。

**【基本的な考え方】**

学校での福祉活動推進を図ります。

**【主な取り組み】**

・申請に応じた助成

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 実習生受入体制の整備

**【現状と課題】**

大学からの社会福祉援助技術現場実習やヘルパー養成事業所からの実習を随時受け入れしています。

**【基本的な考え方】**

大学などからの社会福祉士現場実習受け入れについて、協力します。

**【主な取り組み】**

・実習の受け入れ

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## ボランティア連絡協議会・団体への支援

**【現状と課題】**

ボランティア連絡協議会に対しては活動費の助成を行い、社協のボランティア活動へ協力する加盟団体に対しては、必要に応じて協力を行っています。（８団体）

**【基本的な考え方】**

各団体の活動を個別に支援します。

**【主な取り組み】**

・活動費の助成や協力
・ボランティア連絡協議会加盟団体の増強

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | ボランティア連絡協議会加盟団体の増強 | | | | １０団体 |

## ボランティア相談の受付・紹介

**【現状と課題】**

ボランティアセンターを設置し、相談の受付や紹介を行っています。

**【基本的な考え方】**

町民にとって身近な相談窓口となるような、ボランティアセンターの円滑な運営を図ります。

また、住民のニーズに応えることができるよう、関係団体との良好な関係づくりを進めます。

**【主な取り組み】**

・ボランティア希望者などの相談やボランティア紹介

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## ボランティアに関する各種講座

**【現状と課題】**

ボランティアに関する情報を、社協広報紙及びホームページ等を通じて住民に対して周知していきます。

**【基本的な考え方】**

ボランティアに関する講座を開催し、新規ボランティアの育成や情報提供を行います。

関心があるボランティアのニーズを把握し、ニーズに応じた講座を開催します。

**【主な取り組み】**

・ボランティア講座の開催

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 基本目標２　協働のしくみづくり

### ①地域活動の基盤整備

社会福祉協議会では、様々な活動団体への運営支援を行うことにより地域活動における基盤整備を進めていきます。また、社会福祉協議会の各団体、地域と連携し活動できるような関係づくりを進めていきます。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 共助・互助 | 社会福祉協議会 | ○地域づくりに関する事例を紹介します。<br>○地区での福祉座談会で活動へのアドバイス、イベントなどへの支援を行います。<br>○既存施設の活用や関係団体間の連携により、活動の場をつくり出していきます。 |

**【社会福祉協議会の取り組み】**

**生活支援体制整備事業の推進**

**【現状と課題】**

町内各団体と連携しながら地域住民が主体となった地域づくりの仕組みを構築しています。

**【基本的な考え方】**

生活支援コーディネーターを配置し、地域ニーズの掘り起こしや新たなサービスを創出し各団体連携のもと推進します。

**【主な取り組み】**

- 協議体（関係各団体）の運営
- 新たなサービスの創出
- 地域ニーズの掘り起こし
- 年間３回の協議体の運営会議の実施

| 目標（協議会の運営会議） | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ３回 | ３回 | ３回 | ３回 | ３回 |

## 各種団体・関係機関などとの連携・協働

**【現状と課題】**

それぞれが必要に応じて、情報の確認などを行っているが、地域における福祉課題を共有し課題解決に向けた仕組みづくりが必要です。

平成３０年度より地域包括ケア会議へ参加しています。

**【基本的な考え方】**

各種団体・関係機関などのそれぞれの機能を活かしながら役割分担を明確にし、福祉課題を共有し、課題解決に向けた仕組みづくりを行っていきます。

**【主な取り組み】**

・地域包括ケア会議への参加

| | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 福祉施設連絡協議会

**【現状と課題】**

平成 21 年に設立し、23 年にはガイドブックを作成し、関係機関及び各行政区に配布しています。

**【基本的な考え方】**

町内の関係機関・福祉施設で構成し、定期的な会議を実施し、町内の福祉力向上に役立てます。

**【主な取り組み】**

・研修や意見交換会などの開催（会場を持ち回りにして、会合を開くなど）

| | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 物品貸出事業

**【現状と課題】**

社協で保有する貸出可能な物品（テント、プロジェクター、スピーカーマイクなど）について、申請に応じて貸出を実施しています。

**【基本的な考え方】**

物品の貸出を行い、地域住民の交流、学習活動などの円滑な運営を図ります。

**【主な取り組み】**

・要請に応じた物品の貸出

| | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 共同募金運動

**【現状と課題】**

和水町共同募金委員会の事務局となっています。

**【基本的な考え方】**

毎年、町民の協力を得て、地域福祉推進のため、募金活動を展開します。

**【主な取り組み】**

・和水町共同募金委員会の事務局の設置

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 日本赤十字社事業

**【現状と課題】**

日本赤十字社和水町分区の事務局となっており、会員募集や救援物資の備蓄・管理を行っています。

**【基本的な考え方】**

毎年、赤十字活動の会員増強や会費募集運動を展開します。

**【主な取り組み】**

・日本赤十字社和水町区分の事務局の設置

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 社協会員の拡大

**【現状と課題】**

社協が住民の組織であることの周知と会費募集による自主財源の確保を図っています。

※普通会員　500 円　賛助会員 1,000 円　特別会員 5,000 円

**【基本的な考え方】**

社協が住民の組織であることの周知と合わせて会員を募集します。

**【主な取り組み】**

・自主財源の確保

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 寄付金（一般・香典返し）の受付

**【現状と課題】**

社協への寄付として、香典返しやその他の寄付金を受付、社協が実施する事業などの財源としています。

**【基本的な考え方】**

寄付者の意向を尊重し、それぞれの分野における事業費として活用します。

**【主な取り組み】**

・寄付金の受付

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 役職員などの資質向上

**【現状と課題】**

理事・評議員をはじめ、限られた人員の中で、円滑な業務を遂行していくことが求められています。

**【基本的な考え方】**

専門分野の枠に限らず、社協職員として資質の向上に努めます。

**【主な取り組み】**

・社協職員の資質の向上

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

### ②情報提供体制の確立

社会福祉協議会では、町の広報とは別に、様々な媒体を利用した独自の情報提供により、地域福祉活動の活性化を図ります。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 共助・互助 | 社会福祉協議会 | ○広報紙などを通し、情報が必要な人へ福祉サービス、各種支援に関する情報を伝えます。 |

**【社会福祉協議会の取り組み】**

**社協だよりの発行**

**【現状と課題】**
社協の実施事業や関連事業の周知などを目的に年４回発行しています。

**【基本的な考え方】**
社協の活動の他、地域で活発に福祉活動をしている団体や個人を紹介し、誰もが見やすい紙面づくりに配慮し、充実させていきます。

**【主な取り組み】**
・社協だよりの発行

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

**ホームページなどの運営**

**【現状と課題】**
社協の活動やボランティア情報などをホームページやフェイスブックで広く発信し周知を図ります。

**【基本的な考え方】**
社協の存在や事業を知ってもらうため、情報化社会にも対応します。

**【主な取り組み】**
・ホームページやフェイスブックでの情報の発信

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 福祉まつり

**【現状と課題】**

住民が参加し、地域福祉活動を身近に感じ、知ることのできる機会が望まれます。

**【基本的な考え方】**

地域福祉活動の理解を広めていくためにも、活発な活動を展開されている団体や事例を紹介するなど、住民の意識の向上を図っていきます。

**【主な取り組み】**

・町や福祉関係事業所などとの連携により年１回開催

| 目標（福祉祭り） | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | １回 | １回 | １回 | １回 | １回 |

### ③相談体制の充実

社会福祉協議会では、地域に最も身近な民生児童委員などと協力し、地域の人たちからの相談に対する支援を行っていきます。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 共助・互助 | 社会福祉協議会 | ○社会福祉協議会や民生児童委員などの関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努め、問題解決につながる支援を行っていきます。 |

## 【社会福祉協議会の取り組み】

### 生活福祉資金の受付・相談（県社協受託）

**【現状と課題】**

熊本県社会福祉協議会から委託を受け、社協での貸付相談窓口及び貸付金の償還業務を実施しています。

**【基本的な考え方】**

低所得、高齢者、障がい者世帯などを対象とし、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにします。

**【主な取り組み】**

・貸付相談窓口及び貸付金の償還業務を実施

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

### 福祉金庫の受付・相談

**【現状と課題】**

和水町社会福祉協議会独自の貸付事業として、和水町民を対象に５万円を上限に貸付を実施しています。

**【基本的な考え方】**

一時的、緊急に必要な時に貸付を行います。

**【主な取り組み】**

・和水町民を対象に５万円を上限に貸付を実施

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 高額療養費の受付・相談

**【現状と課題】**

高額な医療費の支払いが一時的に困難な世帯に対して、医療費総額から自己負担分を除いた額の貸付を実施します。

**【基本的な考え方】**

国民健康保険被保険者を対象に、高額な医療費を一時的に貸し出します。

**【主な取り組み】**

・高額療養費の受付・相談の実施

| | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 心配事相談事業（町受託事業）

**【現状と課題】**

日常のあらゆる相談に対応するため、毎月第 2 金曜日に実施しています。相談員は、民生児童委員と行政相談委員で対応しています。

**【基本的な考え方】**

地域住民の不安や悩みについて相談を受付けます。

**【主な取り組み】**

・地域住民の不安や悩みについて相談を受付

| | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 法律相談事業（町受託事業）

**【現状と課題】**

司法書士による法的な解決手段などに関する専門相談を、毎月第 4 金曜日に実施。事前の予約制として、一人 30 分の相談時間を設定しています。

**【基本的な考え方】**

専門的な立場から、地域住民の不安や悩みについて相談を受付けます。

**【主な取り組み】**

・司法書士による法的な解決手段などに関する専門相談の実施

| | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 補聴器相談事業

**【現状と課題】**

専門業者による、補聴器に関する相談を年６回行っています。

**【基本的な考え方】**

補聴器や聴力に関する不安や悩みについて相談を受付けます。

**【主な取り組み】**

・補聴器に関する相談対応の実施

| | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 苦情相談の受入体制

**【現状と課題】**

社協事業への苦情等に関する窓口を設置（第三者委員、苦情解決責任者及び担当者）しています。

**【基本的な考え方】**

社協が提供する福祉サービスなどを利用された方の、社協に対する苦情・ご意見に対応します。

**【主な取り組み】**

・社協事業への苦情等に関する窓口を設置

| | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

### ④見守り体制の充実

社会福祉協議会では、区長や民生児童委員などと連携して地域で支援を必要とする人を把握し、関係機関の支援事業や相談に結びつけます。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 共助・互助 | 社会福祉協議会 | ○見守りネットワークの構築を進めます。 |

## 【社会福祉協議会の取り組み】

### 要援護者台帳の活用

**【現状と課題】**

行政が実施する、要援護者台帳登録者の情報の共有化を図っています。

**【基本的な考え方】**

台帳を活用し、普段の見守りと非常時に備えます。

**【主な取り組み】**

・行政との要援護者台帳登録者の情報の共有化

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

### 地域の実態把握事業

**【現状と課題】**

民生児童委員に調査依頼を行い、実情に応じた社協独自の名簿を作成しています。

**【基本的な考え方】**

高齢者単独世帯・高齢者世帯など、地域の実態を把握するために調査を行います。

**【主な取り組み】**

・見守りマップの作成と連携

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 生活困窮者自立支援事業（県社協受託事業）

**【現状と課題】**

様々な理由で経済的に困窮される方に対し、就労など自立に関する相談・支援窓口を設置しています。課題解決に向けた支援調整会議を随時開催し、就労支援や家計管理等を実施しています。

**【基本的な考え方】**

生活に困窮されている方へ伴走型の支援を行い、課題を分析し問題解決を図り、生活を再建します。

**【主な取り組み】**

・相談・支援窓口を設置
・相談体制の充実

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
| | → | | | | → |
| | 継続的に実施 | | | | |

■　生活困窮者への支援制度　■

資料：和水町社会福祉協議会

## 基本目標３　安心・安全なまちづくり

### ①福祉サービスの利用促進

社会福祉協議会は、各種福祉サービス事業者としての立場からも、地域における福祉の充実に向けた事業の充実を図っていきます。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 共助・互助 | 社会福祉協議会 | ○地域の課題を早期発見し、専門機関との連携・協働により早期解決を目指します。<br>○福祉サービスの充実・強化に努めます。<br>○地域のニーズの把握と新しいサービスの検討を行います。 |

**【社会福祉協議会の取り組み】**

**地域福祉権利擁護事業（県社協受託）**

**【現状と課題】**

判断能力が不十分な方の福祉サービス・預金・日常の金銭管理を専門の支援員が行います。

**【基本的な考え方】**

今後需要が予想されることから、成年後見人制度も含めて対応を図ります。

**【主な取り組み】**

・判断能力が不十分な方への支援を実施
・成年後見人制度の支援内容検討

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## まごころ安心預かりサービス事業

**【現状と課題】**

地域福祉権利擁護事業に該当しない方で、日常の金銭管理などが必要な方に対して、預かりサービスを実施しています。

**【基本的な考え方】**

金銭管理などの支援が必要な方に対して事業を通して、適切な運用を行い、家計を管理します。

**【主な取り組み】**

・日常の金銭管理などが必要な方に対しての預かりサービスを実施

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 継続的に実施 | | | | |

## 居宅介護支援事業

**【現状と課題】**

介護保険制度における、居宅介護支援事業所として、ケアプランを作成し、在宅支援などのサービスを提供しています。

**【基本的な考え方】**

一人ひとりが適切なサービスを利用できるよう関係機関との連絡調整を行います。

**【主な取り組み】**

・ケアプランを作成し、在宅支援などのサービスを提供

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 継続的に実施 | | | | |

## 訪問介護事業

**【現状と課題】**

介護保険の認定を受けた方に対し訪問を行い、サービスを提供しています。

**【基本的な考え方】**

利用者一人ひとりの意思を尊重しながら、ケアプランを作成し、在宅支援などのサービスを提供します。

**【主な取り組み】**

・ケアプランを作成し、在宅支援などのサービスを提供

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 継続的に実施 | | | | |

## 訪問型予防事業（介護予防・日常生活総合事業）

**【現状と課題】**

概ね 65 歳以上の高齢者のいる世帯に対して、訪問介護員が週 1 回程度の生活支援の援助を行っています。

**【基本的な考え方】**

要支援認定者及び事業対象者へ在宅での生活を訪問介護員が援助します。

**【主な取り組み】**

・訪問介護員による在宅での生活を援助

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | → |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 通所型サービスＢ事業（介護予防・日常生活総合事業）

**【現状と課題】**

要支援認定者及び事業対象者を対象に、手芸やレクリエーション、体操などを行い、参加者の健康維持・生きがいづくりの場を提供します。

| | 平成２６年度 | 平成２７年度 | 平成２８年度 | 平成２９年度 | 平成３０年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| レクリエーションボランティア人数 | ２人 | ３人 | ６人 | ６人 | ８人 |
| 食事づくりボランティア人数 | ４９人 | ４９人 | ４０人 | ４２人 | ３８人 |

**【基本的な考え方】**

概ね 65 歳以上の高齢者の方を対象に、介護予防の通所型サービスを実施しています。

**【主な取り組み】**

・健康維持・生きがいづくりの場を提供
・事業に協力者（ボランティア）の増強

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| レクリエーション（ボランティア人数） | → | | | | → |
| | ボランティア人数の増強 | | | | |
| 食事づくり（ボランティア人数） | → | | | | → |
| | ボランティア人数の増強 | | | | |

## 障がい者自立支援事業

**【現状と課題】**

障害者総合支援法における、訪問介護給付サービスを提供しています。

**【基本的な考え方】**

身体・知的・精神障がい者の方へ、訪問介護員を派遣することにより在宅生活の維持を図ります。

**【主な取り組み】**

・訪問介護給付サービスを提供

| | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 在宅介護者のつどい

**【現状と課題】**

年 １ 回、在宅寝たきりなど老人介護手当給付者を対象に、介護に役立つ情報や技術の向上を目指して、講習会などを実施しています。

**【基本的な考え方】**

当事者同士が集うことにより、意見交換や技術の向上を目指す機会とします。

**【主な取り組み】**

・介護に役立つ情報や技術の向上を目指して、講習会などを実施
・内容、開催回数の検討

| | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 福祉機器の貸出事業

**【現状と課題】**

一時的に福祉機器（電動ベッド・ギャッジベッド・車椅子・エアーマット他）を必要とする方へ貸出しを実施しています。

**【基本的な考え方】**

在宅での自立した生活を支援します。

**【主な取り組み】**

・福祉機器を必要とする方へ貸出

| | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 目標 | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 和水町ファミリー・サポート・センター事業（町受託事業）

**【現状と課題】**

保育や学校時間外でも安心して子供を預かってもらうためのサービスを行っています。

**【基本的な考え方】**

就業などで、子どもを見ることが出来ない場合、協力会員による子供を預かるサービスです。

**【主な取り組み】**

・協力会員増強（平成 30 年度：２人）

| 目標（協力会員数） | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | ４人 | ６人 | ８人 | １０人 | １２人 |

## 児童デイサービス事業

**【現状と課題】**

夏休み期間中など、小学生を対象に様々な体験や学習の機会を設けています。また学生ボランティアの協力もあります。（中学生、大学生）

**【基本的な考え方】**

小学生同士の交流・親睦を深め、様々な体験の場を提供します。

**【主な取り組み】**

・夏休み期間中など、小学生を対象に様々な体験や学習の機会の提供

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

### ②安心して暮らせるまちづくり

社会福祉協議会では、地域で安心して暮らせるために、地域において地域住民同士が支え合いの活動ができるように、交流会などを開催します。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 共助・互助 | 社会福祉協議会 | ○各行政区での活動を支援し、地域支え合い活動の充実につなげます。<br>○福祉座談会などで活動事例の紹介や相談を行います。 |

**【社会福祉協議会の取り組み】**

**ひとり暮らしふれあい招待会**

**【現状と課題】**
65 歳以上のひとり暮らしの方を対象に、年２回、菊水地区・三加和地区でそれぞれ実施しています。

**【基本的な考え方】**
講演会・食事会を通して、相互の親睦を深め生活に楽しみが持てるような内容を企画・実施します。

**【主な取り組み】**
・親睦を深め生活に楽しみが持てるような内容を企画・実施

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

**ひとり親家庭支援事業**

**【現状と課題】**
年１回、交流事業を開催し、町母子会への新規加入を促しています。

**【基本的な考え方】**
ひとり親家庭同士の交流会による親睦を深めるために事業を実施します。

**【主な取り組み】**
・ひとり親家庭同士の交流会による親睦を深めるために事業
・参加者が減少しているため、交流内容の見直しを検討

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 世代間交流事業

**【現状と課題】**

小・中学生に高齢者単独世帯の方に対し、暑中見舞いと年賀状作成を依頼しています。

**【基本的な考え方】**

小・中学生に暑中見舞い・年賀状を作成してもらい、交流を図ります。

**【主な取り組み】**

・高齢者単独世帯との世代間交流の実施
・交流内容の見直しを検討

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

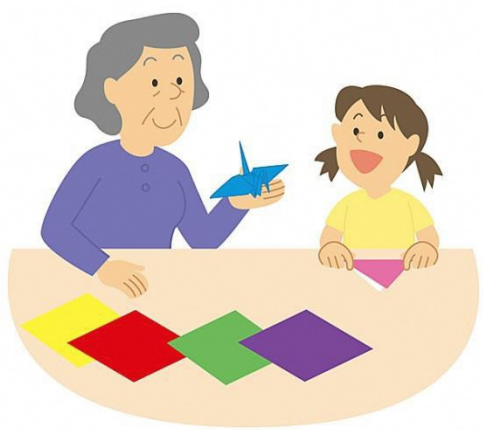

### ③地域の健康づくりの促進

社会福祉協議会では、地域で健やかに活力ある生活を送ることができるように食や介護の面から支援します。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 共助・互助 | 社会福祉協議会 | ○お茶の間筋トレ及びサロンなどでの健康づくり、介護予防の支援に取り組みます。<br>○各行政区での活動を支援し地域支え合い活動の充実につなげます。<br>○「食の自立支援事業」を支援します。 |

## 【社会福祉協議会の取り組み】

### 介護予防教室（町受託事業）

**【現状と課題】**

現在、町全体 57 地区で実施され、その中の 33 地区を社協が委託しています。

| | 平成２６年度 | 平成２７年度 | 平成２８年度 | 平成２９年度 | 平成３０年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 登録者数 | ３７３人 | ３４６人 | ３０２人 | ２９７人 | ２７７人 |

**【基本的な考え方】**

体操を通じて、健康維持だけでなく、地域の方々の交流の場としても機能できるよう努めます。

**【主な取り組み】**

・健康維持、交流の場の提供
・広報紙などを利用し、周知を行い、地区の参加者を増強

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 継続的に実施 | | | | |

## 男性料理教室事業（町受託事業）

**【現状と課題】**

月１回、なごみ食の会の指導のもと、基本的技術の習得や交流の場を提供しています。

| | 平成２６年度 | 平成２７年度 | 平成２８年度 | 平成２９年度 | 平成３０年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 利用人数<br>月平均 | １３人 | １４人 | １２人 | ２０人 | １１人 |

**【基本的な考え方】**

調理の基本的な技術の習得を目指すと共に、交流の場としています。

**【主な取り組み】**

・男性の料理技術の取得、交流の場の提供

| 目標 | 平成３１年度<br>（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 食の自立支援事業（町受託事業）

**【現状と課題】**

週２回配食サービスを実施し、福祉施設の協力のもと対象者宅へ配達しています。

| | 平成２６年度 | 平成２７年度 | 平成２８年度 | 平成２９年度 | 平成３０年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 利用人数<br>月平均 | ５４人 | ４９人 | ４９人 | ４１人 | ４７人 |

**【基本的な考え方】**

在宅での自立した生活を支援します。

**【主な取り組み】**

・配食サービスの実施

| 目標 | 平成３１年度<br>（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

### ④地域防災力・防犯体制の強化

社会福祉協議会では、地域の自主防災組織を支援していくほか、町と協力して、災害発生時における協働体制を整備し、福祉避難所の開設を行うなど地域の安全・安心の環境づくりを支援します。

| 区分 | | 役割 |
|---|---|---|
| 共助・互助 | 社会福祉協議会 | ○防災見守りマップの作成の支援に努めます。<br>○防災見守りマップをもとにした見守りネットワークを支援します。<br>○要援護者避難支援などを行います。<br>○地域での見守りネットワークのなかで、要配慮者情報の把握を行います。<br>○自主防災組織の活動を支援します。 |

**【社会福祉協議会の取り組み】**

**災害ボランティアセンター設置運営訓練などの実施**

**【現状と課題】**

災害時の動きを社協職員で情報を共有しています。

**【基本的な考え方】**

災害時に迅速に対応できるよう職員や関係機関と設置訓練を通じて確認を行います。

**【主な取り組み】**

- 災害時に備え関係機関と協力し、センターの運営や設置方法などの訓練
- 運営手順を具体的に示した冊子を作成

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | |
| | 継続的に実施 | | | | |

## 災害ボランティア講習会の実施

**【現状と課題】**

意識向上を兼ね、行政が実施する避難訓練の際に炊き出し訓練を実施しています。

**【基本的な考え方】**

防災・減災・事故などについて考える機会を設け、事態に遭遇した際、迅速に対応できる人材を育成します。

**【主な取り組み】**

・各地区での防災訓練時の協力

| 目標 | 平成３１年度（２０１９年度） | ２０２０年度 | ２０２１年度 | ２０２２年度 | ２０２３年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | → | | | | → |
| | 継続的に実施 | | | | |

## ３．重点プロジェクト

重点プロジェクトとは、本町の課題や社会の動きなどを踏まえ、今後、重点的に取り組んでいく取り組み内容です。

### （１）地域での支え合いの推進

本町では、人口減少や少子高齢化の影響により、地域での結び付きが希薄化し、高齢者などの見守りなどがより重要になっていきます。今後は、地域住民同士のつながりの強化や支え合いの強化を行い、住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていくことができる社会づくりに努める必要があります。

#### ①取り組み内容

誰もが住み慣れた地域で安心・安全に生活していくことができるよう、地域住民の交流活動や支え合い活動を推進していきます。

■　地域支え合い活動　■

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 福祉の意識づくり | ・座談会で地域支え合いの重要性や事例の学習。<br>・地区役員会での定期的な福祉研修。 |
| 見守りネットワーク | ・高齢者単独世帯などの日常の見守り、声かけ（新聞の取り込みや雨戸の開け閉め、電気の点灯・消灯など）。<br>・避難行動要支援者の避難行動支援など、マップや見守り台帳作成。関係者の連絡会議。 |
| ふれあいサロン活動 | ・公民館などに月一回程度集まり、おしゃべりやゲーム、軽体操など。<br>・安否の確認にもなり、なにより顔を合わせることが楽しみ。 |
| 交流活動 | ・支え合い活動の前提となる地区住民、世代間の顔合わせ、交流活動。<br>・住民間の日ごろの顔合わせの機会、子ども会と老人会との交流など。 |
| 生活支援活動 | ・ゴミ出しや、電灯の交換、家具の移動などのお手伝い。気軽に頼めて、過度なお返しにならない仕組みづくり。<br>・子ども達の登下校などの見守り活動。 |
| 防災活動 | ・初期消火の訓練（消火器の使い方、消火栓の使い方）。避難訓練。炊き出し訓練。<br>・防災マップを活用し、隣保班ごとの避難方法の話し合いなど。 |
| 健康づくり活動<br>福祉学習活動 | ・健康づくりに関する学習会の開催。<br>・健康増進のための、軽スポーツなどの実施。<br>・認知症の初期症状の早期発見や生活習慣病予防など、地域支え合いや健康づくりに関する学習会の開催。 |
| 地域おこし活動 | ・みんなが楽しく関わりながら地域に活力がわくような取り組みの工夫。 |
| 福祉の話し合い活動<br>福祉の仕組みづくり | ・継続的な福祉の話し合い。<br>・近隣者に福祉の協力をお願いし、民生児童委員との連携した見守り活動。<br>・地区の組織でのサロンや交流活動など、いろいろな活動のお世話を実施など。 |

■　見守りネットワークの構築　■

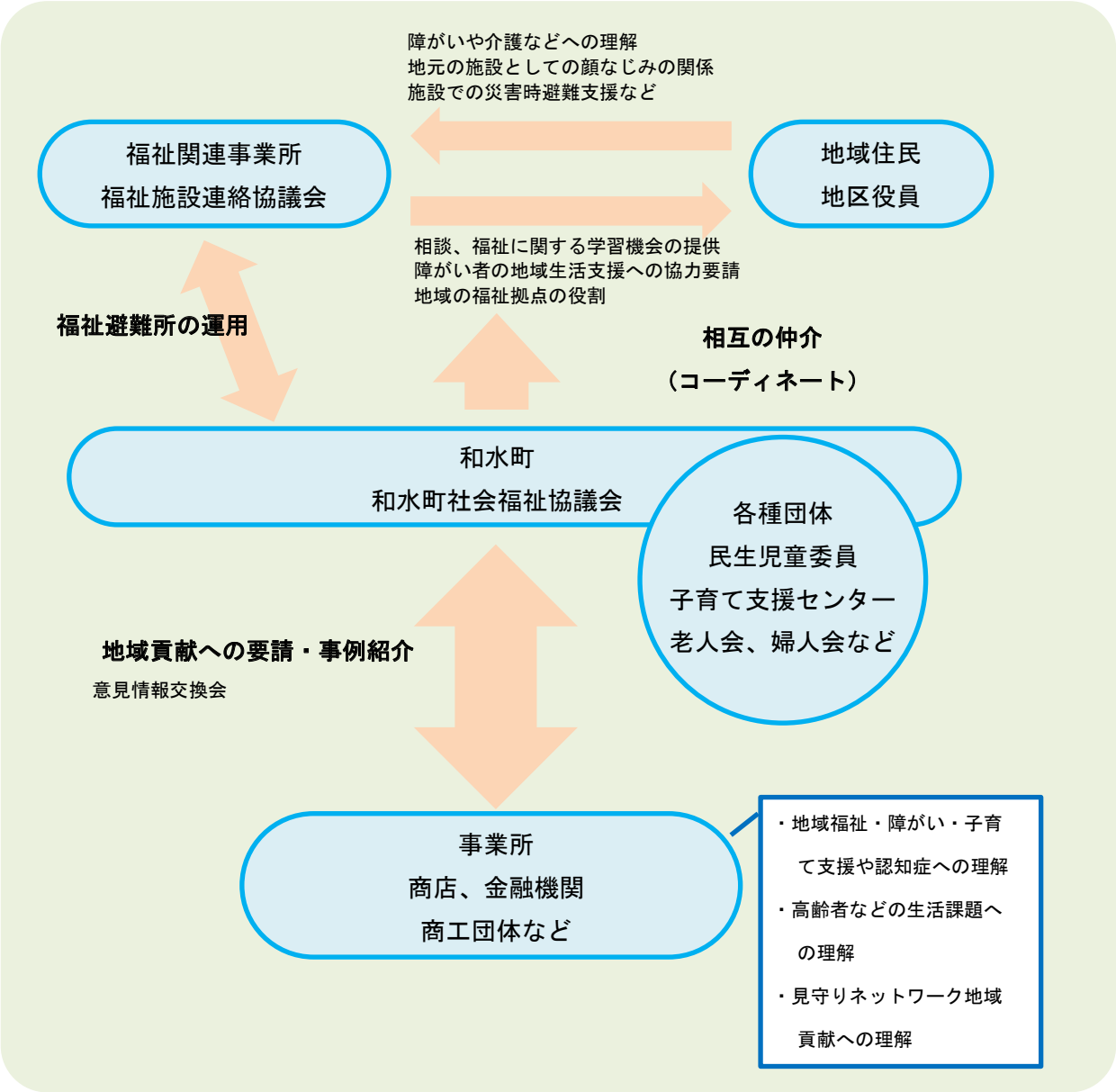


## ②目標値

| 目標値 | 現状<br>平成３０年度<br>（２０１８年度） | 目標<br>２０２３年度 |
|---|---|---|
| 困ったとき隣近所で助け合えるまち | 『そう思う』割合<br>６１．８％ | 『そう思う』割合<br>向上 |
| 住民の福祉活動が活発に行われているまち | 『そう思う』割合<br>３６．７％ | 『そう思う』割合<br>向上 |
| 地域交流 | 「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」割合<br>３８．８％ | 「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」割合<br>向上 |

## （２）要援護者支援体制の整備

日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生児童委員等の関係機関等との間で共有を図ることが、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるものであることから、国の指針では、この要援護者支援方策を踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められています。これにより、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととされており、こうした取り組みが災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護者支援にも資するものとなります。よって本計画では、この要援護者支援に関する取り組みを、重点課題の１つとします

### ①取り組み内容

緊急の避難行動に対して支援を必要とする人たちを把握し、緊急時には支援者のもとで安全を確保するための避難行動をとることができるような要援護者への支援が必要です。

和水町では災害時要援護者（避難行動要支援者）支援制度を設けており、この適切な運営により要援護者の避難行動への支援を行っていきます。

また、平常時には支援者の方を中心に、地域による声かけなどの見守り活動を行い、要援護者の方について支援に結び付けていきます。

### ②目標値

| 目標値 | 現状<br>平成３０年度<br>（２０１８年度） | 目標<br>２０２３年度 |
|---|---|---|
| 避難行動要支援者名簿の認知度 | 「知っている」割合<br>１２．４％ | 「知っている」割合<br>向上 |

■　和水町地域防災計画　■

**第１６節　避難行動支援者の名簿作成、活用等に関する事項**

１　要配慮者の把握

①　和水町内部での情報の集約

避難行動要支援者名簿の作成のため、該当する者を健康福祉課で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。

２　避難行動要支援者名簿の作成

①　避難行動要支援者の範囲

高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲は、以下のとおりとする。※生活の基盤が自宅にある方

- 要介護認定３～５を受けている者
- 身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障がい者（心臓・じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
- 療育手帳Ａを所持する知的障がい者
- 精神障がい者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者
- 町の生活支援を受けている難病患者
- 上記以外で町が支援を必要と認めた者

資料：和水町地域防災計画
（平成３０年度策定）一部抜粋

# 第５章　計画の推進に向けて

## １．各行動主体の役割

### （１）地域住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的に参加することが期待されます。

### （２）各種団体・民間事業所

団体では、地域における福祉課題に対して、リーダーシップをとり、取り組んでいき、特徴を生かし、各団体と連携を取りながら解決や改善に向けた活動を進めることが期待されます。

民間事業所では多様化する福祉ニーズに対応するために、実施している事業のみならず、新たなサービスの創出、地域住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

### （３）社会福祉協議会

地域福祉の推進を担う団体として、住民の立場に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割を担っています。それを果たすために、本計画に基づき、地域住民のほか、民生児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動を推進していくことが期待されます。

### （４）和水町の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には住民の福祉向上をめざして、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、地域住民の福祉ニーズの把握と、各地区の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。

## ２．進捗管理体制の確立

計画の推進にあたっては、福祉の担当だけでなく、関係各課との連携を図り地域のニーズに柔軟に対応できるよう、庁舎内での連絡・調整体制の整備と、職員の意識向上を図ります。

また、職員が地域活動に積極的に参加し、そこで得られた情報を庁内にフィードバックすることで、新たな地域福祉の課題やニーズに対応していきます。

## ３．計画の点検・評価の方策

本計画を推進するための仕組みとして「ＰＤＣＡサイクル」を確立し、計画の策定から実施、評価、改善における一貫性を担保します。

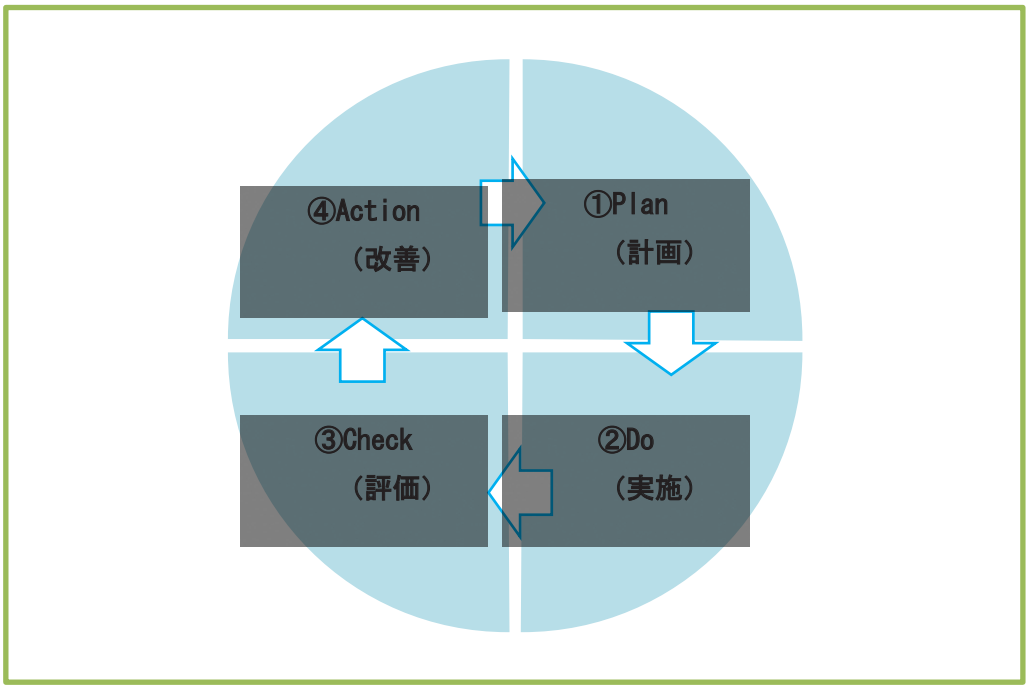

# 資料編

## １．和水町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### （１）和水町地域福祉計画策定委員会設置要綱

〇和水町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成20年6月4日

告示第33号

(設置の目的)

第1条　この要綱は、和水町地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定並びに施策の展開に関し町民の意見等を計画に反映させ、施策の円滑な推進に役立てることを目的として、和水町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条　委員会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

(1)　計画の策定及び施策の推進に関して必要な事項

(2)　その他計画の策定及び施策の推進に関して必要な事項

2　委員会は全各号に規定する事項に関し町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条　委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)　民生委員・児童委員の代表

(2)　老人クラブ連合会の代表

(3)　社会福祉施設の代表

(4)　社会福祉協議会の代表

(5)　地域婦人会の代表

(6)　区長会の代表

(7)　学識経験を有する者

(8)　議会議員の代表

(9)　その他町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条　委員の任期は、第2条に規定する諮問にかかる事項が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条　委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2　委員長及び副委員長は委員の互選によって定める。

3　委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

4　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条　委員会の会議は委員長が招集する。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3　議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　前項の場合において、議長は委員として議決を加わることはできない。

(意見の聴取)

第7条　委員長は、必要があると認めた時は、委員以外の者に会議への出席を求めて、意見を述べさせ若しくは説明させ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条　委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(雑則)

第9条　この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、平成20年5月1日から適用する。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

## （２）和水町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

和水町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）

第１条　和水町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域福祉の推進を目的とした地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため和水町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

（1）　計画の策定に関すること。

（2）　計画の進行状況の評価に関すること。

（3）　その他計画の策定及び推進に関すること。

（委員構成）

第３条　委員会は、委員18名以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

（1）　地域福祉活動団体等関係者

（2）　行政機関関係者

（3）　地域住民代表

（4）　公募より選出された者

（5）　その他本会々長が必要と認める者

３　委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５　副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（任期）

第４条　委員の任期は計画策定までの1年間とする。また、欠員が生じた場合の補充委員の任期も同様とする。

（会議）

第５条　委員会の会議は委員長が必要に応じ招集し、議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要に応じて構成委員以外の者の出席を求めることができる。

（意見の聴取等）

第６条　委員長は、必要に応じて広く町民から意見を聴くための会を開催することができる。

（守秘義務）

第７条　各委員は、委員会を通じて知り得た事柄について他に漏らしてはならない。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、本会において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月26日から施行する。

## ２．和水町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

和水町地域福祉計画･地域福祉活動計画策定委員会　委員名簿

敬称略　順不同

| 各関係団体等 | 役職 | 氏名 | |
|---|---|---|---|
| 民生委員・児童委員の代表 | 会長 | 永田　尚稔 | 委員長 |
| 老人クラブ連合会の代表 | 会長 | 菊池　康毅 | |
| 区長会の代表 | 会長 | 池田　裕 | |
| 社会福祉施設の代表 | 社会福祉法人 三加和福祉会<br>常務理事 | 杉谷　くに子 | |
| | 菊水ひまわり園<br>園長 | 宇野木　かおる | |
| 地域婦人会の代表 | 会長 | 菊川　ヨリ子 | |
| 学識経験を有する者 | 熊本県玉名地域振興局<br>総務福祉課長 | 樅木　英賢 | |
| | 九州看護福祉大学<br>社会福祉学科　助教 | 田島　望 | 副委員長 |
| | 熊本県社会福祉協議会<br>地域福祉課長 | 川口　和博 | |
| 議会議員の代表 | 和水町議会<br>厚生建設経済常任委員長 | 坂本　敏彦 | |
| 町長が必要と認めるもの | ボランティア連絡協議会<br>会長 | 木原　道代 | |
| 町長が必要と認めるもの | 和水町商工会<br>会長 | 東　隆文 | |

第３期和水町地域福祉計画
第２期和水町地域福祉活動計画
平成 31 年３月

編集・発行
和水町　健康福祉課
住　所：熊本県玉名郡和水町江田 3886
ＴＥＬ：0968-86-5724　ＦＡＸ：0968-86-4660

社会福祉法人　和水町社会福祉協議会
住　所：熊本県玉名郡和水町平野 1276-3
ＴＥＬ：0968-34-2366　ＦＡＸ：0968-34-2412